○厚生労働省告示第五十四号

診 療 報酬 の算定・ 方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号) の規定に基づき、 特揭診療 料 \mathcal{O} 施設

の 一

部を次のように改正

Ļ

平成二十八年四

月

日

から適用する。

基

準等

(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)

平成二十八年三月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

本則を次のように改める。

特掲診療料の施設基準等

第一 届出の通則

険 医 保 険 療 医 機 療 関 機 を 関 7 う。 健健 康 以 保 下 険 同 法 じ。 (大正 十一年法律第七 及 び 保 険 薬 局 1十号) 同 号 第六十三条第三項第一 に 規 定 す る 保 険 薬 局 を 号に 1 う。 · 規 定 以 す んる保 下 同

r. 以 下 「 保 険 医 療 機 関 等」 という。 は、 第二か ?ら第 十五 までに規定する施設 基 準 に 従

、適正に届出を行わなければならないこと。

速 B 保 カン 険 に 医 療 届 出 機 関 \mathcal{O} 等 内 は、 容 \mathcal{O} 届 出 変更を行 を行 わ った後に、 な け れ ば 当 なら 該 な 届 いこと。 出に係る内容と異なる事情が生じた場合 に は、

三 は 届 当 出 該 \mathcal{O} 内 届 出 容 又 又 は は 届 届 出 出 \mathcal{O} \mathcal{O} 変 変 更 更 は \mathcal{O} 無 内 効 容 が で 第二か あ ること。 ら第十五 までに 規定す る施設基 準に 適合 Ĺ な V 場合

几 方 局 厚 長 届 生 出 以 局 に 下 又 0 は 1 地 地 て 方 方 は 厚 厚 生 届 生 支 局 出 局 長 を \mathcal{O} 等 行 分 室 う と 保 が V 険 あ う。 医 る 療 場 機 合 関 に に 対 等 は \mathcal{O} L て行うこと。 所 当該 在 地 を 分室を経 管 轄 た す Ź 由 だ L 地 Ļ 方 て行うこと。 厚 当 該 生 所 局 長 在 又 地 を は 管轄 地 方 す 厚 る 生 地 支

第二 施設基準の通則

は 不当な 地 方 厚 届 生 出 局 長 (法 等に 令の 対 規定に基づく L て当 該 届 出 ŧ を行 0 に限 ごう前 る。 六月 間 を行ったことが に お V) 7 当該 届 ないこと。 出 に 係 る事 項 E 関 不 正 又

準 に 地 基 方 厚 づ 生 き 厚 局 生 長 労 等 12 働 大 対 臣 L て当 が 定 該 \Diamond る 届 掲 出 を 示 行 事 う前 項 等 六 平 月 間 成 + に お 八 年 1 厚 7 療 生 労 担 規 働 則 省 <u>告</u> 及 示 75 第 薬 担 百 規 七 号) 則 並 第 び に に 療 規 担 基 定

す

る

基

準

12

違

反

L

たことが

な

く

か

9

現

12

違

反

L

7

1

な

1

三 う。 高 齢 地 者 方 第七 厚 \mathcal{O} 生 医 + 局 療 長 \mathcal{O} 条 等 確 第 に 保 対 12 関 項 L て 当 す \mathcal{O} 規 る 定 法 該 に 律 届 基 出 昭 づ を < 行 和 う前 検 五 査 +等 七 六 年 \mathcal{O} 月 間 結 法 律 果 に 第 お 診 八 7 療 + て、 内 号。 容 健 又 康 以 は 下 保 診 険 法 高 療 第七 報 齢 膕 者 + \mathcal{O} 医 八 請 療 条 求 確 第 に 保 関 法 項 لح 及 不 び

正

又

は

不

· 当な

行

為が

認

8

5

れ

たことが

な

いこと。

基

医

兀 12 準 療 及 地 機 規 方 関 定 び 厚 で す 医 生 な る 師 等 局 1 入 長 院 \mathcal{O} 等 員 患 に 者 数 数 \mathcal{O} 対 基 L \mathcal{O} て当 基 準 準 並 該 に び 該 12 届 当 出 入 院 を す 行 る 基 保 う 本 時 料 険 点 医 \mathcal{O} 算 に 療 定 お 機 関 方 7 て、 法 又 は 伞 厚 医 成 生 師 等 + 労 働 八 \mathcal{O} 員 年 大 臣 数 厚 生 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 労 基 め 準 働 る入 に 省 告 該 院 当 示 |患者 す 第 る 百 保 数 兀 号) 険 \mathcal{O}

第三 医 学 管 理 築

特 定 疾 患 療 養 管 理 料 に 規 定 す る 疾 患

計分 病 平 類基本分 傷 成二 害 + 及 び 糛 年 死 表 因 総 12 務 関 省 (以 下 告 す る 示 分 第 「分類 類 百 七 \mathcal{O} 表」 + 名 六 称 とい 号 及 C (統 う。 分 計 類 法 表 を定 に規定する疾病 第二十八 \Diamond る 条 件 及 び \mathcal{O} 0 附 $\Gamma(1)$ うち 則 第 別 疾 三 表第 条 疷 \mathcal{O} 規 竉 に 删 定 掲 芨 に び死 げる疾 基づ \mathbb{H} 病 9 疾

等

(1) ウ イ ル ス 疾 患 指 導 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す Ś 施 設 基 進

1 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行 うに つき十分な経 験を有する専任 \mathcal{O} 医 師 が 配 記置され 7

いること。

口 当該 保険医 療機関内に当該 療養を行うにつき十分な経験を有する専従の看 護師 が 配 置され

ていること。

ノヽ 当該 保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な専任の薬剤師 が 配置され ていること。

二 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ホ 当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(2) 特定薬剤治療管理料の対象患者

別表第二に掲げる患者

(2) \mathcal{O} 2 悪 性 腫 瘍 特 異 物 質 治 療管 理 料 \mathcal{O} 注 1 及 び 注 2 に ·規定 する基 進

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 て 喫 煙 が · 禁 止 され て 7 ること。

(2) \mathcal{O} 3 小 児 特 定 疾 患 力 ウ ン セリン グ料に 規 定す る基 進

該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 て喫煙 が · 禁止 され てい ること。

②の4 小児特定疾患カウンセリング料の対象患者

別表第二に掲げる患者

(2) \mathcal{O} 5 小 児 科 療 養 指 導 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 す る 基 潍

該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ 7 1 ること。

(3) 難病外来指導管理料の対象疾患

難 病 \mathcal{O} 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 平 成二十 六 年 法 律 第 五 + 号) 第 五. 条 に 規 定 す Ś 指

定 難 病 同 法 第 七 条 第四 項 に 規 定す る 医 療 受給 者 証 を交付 さ れ 7 1 る 患 者 同 条 第 項 各号 に

規 定す Ź 特 定 医 療 費 0) 支 給認 定 に · 係 る 基 準 を満 た す ŧ \mathcal{O} لح L て診断 を受け た ŧ 0 を含む。 に

係るものに限る。)その他これに準ずる疾患

(4)皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料 (I) \mathcal{O} 対 象 疾 患

分 類 表 に 規 定 す る 疾 病 \mathcal{O} う 5 別 表 第二 \mathcal{O} 兀 に 掲 げ る 疾 病

(5)皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 対 象 疾 患

分 類 表 に 規 定 す る 疾 病 \mathcal{O} うち 別 表 第 \mathcal{O} 五 12 掲 げ る 疾 病

(6)外 来 栄 養 食 事 指 導 料 入 院 栄 養 食 事 指 導 料 及 U 集 寸 栄 養 食 事 指 導 料 12 規

定

ごす

Ź

基

準

該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ 7 7 る

(6) \mathcal{O} 2 外 来 栄 養 食 事 指 導 料 及 び 入 院 栄 養 食 事 指 導 料 \mathcal{O} 対 象 患

者

疾 病 治 療 \mathcal{O} 直 接 手段とし て、 医 師 \mathcal{O} 発 行 す る 食 事 箋に 基 づき提 は供され た適 切 な栄 養量 及 び 内

容 を有 する 別 表 第三に 掲 げ る 特 別 食 を必必 要とする患 が ん患 者、 摂食機: 能 若 L Š は **臓**えん 下 機 能

が 低 下 L た 患 者 又 は 低 栄 養 状 態 に あ る 患 者

(6) \mathcal{O} 3 集 寸 栄 養 食 事 指 導 料 に 規 定 す る 特 別 食

疾 病 治 療 \mathcal{O} 直 接 手 ・段とし て、 医 師 \mathcal{O} 発 行 す る 食 事 箋に基 づき提供され た適切 な栄養量 一及び内

容を有する別表第三に掲げる特別食

(6) \mathcal{O} 4 心 臟 \sim] ス メ] 力 1 指導 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 に 規定する施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

高度難聴指導管理料の施設基準

(7)

次のいずれかに該当すること。

人工内耳植込術の施設基準を満たして

当 該 療 養 を 行 う ĺ つ き十分な経 験 を有 す る常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 耳 鼻 咽 喉 科 に 配 置 さ れ 7 1 るこ

ること。

کے

口

イ

(7) \mathcal{O} 2 喘が 息 治 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 及 び 注 3 に 規 定す る 基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 12 お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ ħ て **\ ること。

(8)喘ん 息 治 療 管 理 料 \mathcal{O} 注 2 12 規 定 す る 施 設 基 進

1 当該 保 険 医 療 機 関 内 12 専 任 \mathcal{O} 看 護 師 又 は 准 看 護 師 以 下 「看護職 員 とい う。 が 常常 時

人以 上 配 置 さ れ 7 V > ること。

口 喘が 息 治 療 管 理 を 行 うに つき必 要 な 器 械 器 具 が 具 備 さ れ 7 *(*) ること。

ノヽ 緊急 時 \mathcal{O} 入 院 体 制 が 確 保 さ れ て 1 ること。

(8) \mathcal{O} 2 小 児 悪 性 腫 瘍 患 者 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定す る基 潍

該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ て いること。

(9)糖 尿 病 合 併 症 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 糖 尿 病 足 病 変 0 指 導を担当する専任 \mathcal{O} 常 勤 医 師 (当該指 導 に つ 7 7

相当な 経 験 を 有 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 が 配 置 さ れ て いること。

当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 糖 尿 病 足 病 変 \mathcal{O} 指 導を 担 当する 専 任 \mathcal{O} 常 勤 看 護 師 (当 該 指 導 12 0

1

相 当な 経 験 を有 し、 カン つ、 当 該 指 導 に 係 る研 修 を受け たも \mathcal{O} に 限 る。 が 配 置 さ れ 7 1 る

て

口

当該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 7 喫 煙 が 禁 止 さ れ 7 1

ること。

(10)耳 鼻 咽 喉 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

+ 五. 歳 未 満 \mathcal{O} 滲ん 出 性 中 耳 炎 **(**疾 患 \mathcal{O} 反 復 Þ 遷 延 がが 4 5 れ るも \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

(11)が λ 性 疼き 痛 緩 和 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基

潍

当 該 保 険 医 ·療 機 関 内 12 緩 和 ケ Ź を担当す る医 師 金歯 科医 療を担当する保険医 療 機 関 に あ

つて

は、 医 師 又 は 歯 科 医 師 緩 和 ケ Ź に 係 る研 修 を受け た ŧ \mathcal{O} に 限 る。 が 配 置 っ され て V るこ

と。

(12)が λ 患者 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

が λ 患 者 に 対 L 7 指 導 管 理を 行うにつき十分な体 制 が 整備されていること。

外 来 緩 和 ケア 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(13)

1 外 来 緩 和 ケア 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規定する施設 基 淮

1 緩 和 ケ ア診 療 を行うに つ き十 分な体 制 が 整備されてい ること。

2 当 該 体 制 に お 7 て、 身体 症 状 \mathcal{O} 緩 和 . を担 当 す る医 師 精 神症 状 \mathcal{O} 緩 和を担当 する医

外 来 緩 和 ケ ア 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 12 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 地 域

口

緩

和

ケア

に

関

す

る

相

当

 \mathcal{O}

経

験

を

有

す

る

看

護

師

及

び

薬

剤

師

が

適

切

に

配

置

さ

れ

ていること。

基 本 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 等 平 成 <u>二</u>十 年 ·厚 生 労 働 省告 示 第六 十二号) 0 別 表第六 0 一に 掲

る 地 域

外 来 緩 和 ケ T 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定 でする 施 設 基 潍

1 般 病 棟 入 院 基 本 料 七 対 入 院院 基 本 料 -を 除 を算 定す Ź 病 棟 特 定 機 能 病 院 及び

許 可 病 床 数 が 二 百 床 以 上 \mathcal{O} 病 院 \mathcal{O} 病 棟 並 び に 診 療報 膕 \mathcal{O} 算 定方法 第 号ただ L 書に 規 定す

る 別 に厚生労働 大臣 が指定する病 院 の病棟を除 <_ ° であること。

- 2 緩 和 ケア 診 療 を 行 うに つき必 要 な 体 制 が 整 備 され て ١ ر
- (14)移 植 後 患 者 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- 1 当 該 療 養 を 行 う に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 **\ ること。
- 口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を行 う É 0 き十分な経 験 を 有す える専 任 \mathcal{O} 常 勤 医 師 が 配 置 さ

れていること。

- ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 療養 を行うに つき十分な経験を有す ,る専任 \mathcal{O} 常 勤 看 護 師 臓 器
- 移 植 又 は 造 血. 幹 細 胞 移 植 に 係 ...る研: 修 を受け た ŧ \mathcal{O} に 限 る。 が 配 置さ れ ていること。
- 二 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 常 勤 \mathcal{O} 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 **,** \ ること。
- ホ 当 該 保 険 医 療 機 関 が 病 院 \mathcal{O} 場 合 に あ 0 7 は 病 院 勤 務 医 0) 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及び 処遇 \mathcal{O} 改 善 に 資

する体制が整備されていること。

糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 箬

(15)

- 1 糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 12 規 定 す る 施 設 基 潍
- 1 当 該 療 養 を 行 う ĺ 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。
- 2 看 護 当 師 該 又 保 は 険 保 医 健 療 師 機 関 並 び 内 12 12 管 糖 理 尿 栄 病 養 12 関 士 が す 滴 る 指 切 に 導 配 12 置 0 され 1 て てい 十分な経 ること。 験 を 有 す る専 任 \mathcal{O} 医 師 及 び
- 3 当 該 保 険 医 療 機 関 が 病 院 \mathcal{O} 場 一合に あ 0 て は 病院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 一減及び 処 遇 \mathcal{O} 改 善に

資 す る 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 とする 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8) る者

口

透 析 を 要す Ź 状 態となることを予 防 す る た \Diamond 12 重 点 的 な 指 導 管 理 を 要す る患者

ノヽ 糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 地 域

基 本 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等 \mathcal{O} 別 表 第 六 の二に 掲 げ る 地 域

=糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定す る施 設 基 潍

1

般

病

棟

入

院

__

能 病

院

及び

基 本 料 七 対 入院 基 本 料 . を 除 < を算定する病棟 (特 定機

許 可 病 床 数 が二 百 床 以 上 \mathcal{O} 病 院 \mathcal{O} 病 棟 並 \mathcal{U} に 診 療報 膕 \mathcal{O} 算 定方法第 号ただ、 L 書に 規 定す

る 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 指定 す る 病 院 \mathcal{O} 病 棟 を 除 く。 ・ ・ であること。

2 当 該 療 養 を 行 う ĺ 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 です る 施 設 基 潍

ホ

当 該 療 養 に 0 1 て、 相 当 \mathcal{O} 実 績 を 有 L 7 7) ること。

 \equiv 小 児 科 外 来 診 療 料 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 2定め

る

薬剤

パ IJ ピ ズ 7

兀 地 域 連 携 小 児 夜 間 休 日 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1)地 域 連 携 小 児 夜 間 休 日 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 淮

- 1 り、 が する保険 できる体 当 六 該 歳未 保 医 険 満 及 制 医 び当該 が 療 \mathcal{O} 整備 機 小 児 関 されて を夜間 保 に 険 お 医 7 ١, て、 療機 $\widehat{(2)}$ ること。 関 に 別 規定す を主 \mathcal{O} 保 たる勤務先とする専ら小児科を担当する 険 る時 医 療 間 機 をいう。 関を主 たる勤 休 務先とする専 日又は深 液に診 ら小 保険 見科 療すること を担 医 によ 当
- 2 地 域 医療との連携体 制が確保されていること。
- 3 小 児 夜 間 ・休日診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (5) 緊急 時 0 入院体 制 が 整備されていること。

4

小児夜間

・休日診療を行うにつき十分な構造

設

備を有していること。

- 口 地 域 連 携 小 児夜 間 • 休 . 日診 療 料 2 \mathcal{O} 施 設 基準
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 専 5 小 児 科 . を担. 当する保 険医 が常時 一人以 上配 置 言され てい

ること。

- 2 り、 する保険 当 該 六 歳 保 未 医 険 満 及 医 療 び \mathcal{O} 当 機 小 該 関 児を二十 保 に 険 お 1 医 应 療機 て、 一時間 関 別 診 0 を主た 保 療することができる体制が整備されてい 険 医 る勤務先とする専ら 療機関を主 たる勤 小児科を担当す 務先とする専ら小 んる保険 ること。 児科 医 を によ 担担 当
- 3 地 域 医療との連携体制が確保されていること。

- 4 小 児 夜 間 休 日 診 療 を行うにつき十分な構 造 設 備 を有 していること。
- ⑤ 緊急時の入院体制が整備されていること。
- (2) 地 域 連 携 小 児 夜 間 休 日 診 療 料 に 規定する時 間

当 該 地 域 に お 7 7 --- 般 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 が 概 ね 診 療 応需 0 態勢を解 除 した後、 꽢 日 . に診 療応需

 \mathcal{O} 態 勢 を 再 開 するま で 0 時 間 (深 夜 午 後 + 時 から午前 六時 までの時 間 をい う。 以下同 ľ

及び休日を除く。)

四の二 乳幼児育児栄養指導料に規定する基準

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 7 て |喫煙 が 禁止 されていること。

兀 の 三 地 域 連 携 夜 間 • 休 日 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1)地 域 連 携 夜 間 休 日 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て、 別 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 を主た る勤 務 先とす る保 険 医 及 び 当 該 保 険

医 療 機 関 を 主 た る 勤 務 先 とす んる保 険 医 に ょ り、 夜 間 $\widehat{(2)}$ に規定 す る時 間 を いう。 休 日 又

は深夜に診療することができる体制が整備されていること。

口 地 域 医 療 と の 連 携 体 制 が 確 保 いされ 7 7 ること。

ハ 夜 間 休 日 診 療 を行うにつき十分な体 制 が 整 備 されてい

二 夜 間 休 日 診 療を行うにつき十分な構造設備を有していること。

ホ 緊急 時 \mathcal{O} 入 院 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

(2)地 域 連 携 夜 間 • 休 日 診 療 料 に 規 定 す る時 間

該 地 域 に お 1 7 般 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 が 概 ね 診 療 応需 \mathcal{O} 態勢 を解 除 L た後、 翌 日 に 診)療応需

几 0) 几 院 内 トリア ジ 実 施 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 等

 \mathcal{O}

態

勢

を

再

開

す

る

ま

で

 \mathcal{O}

時

間

(深

夜

及

び

休

日

を

除く。

(1)院内 } リア Ì ジ 実 料 \mathcal{O} 施設 基 潍

施

1

院

内

トリア

]

ジ

口 院 内 } リア] ジ の実施 基準を定め、 当該! 保 険 医 · 療 機 関 \mathcal{O} 見やす V 場 所 に 揭 示 7 **,** \ るこ

を行うにつき十分な体制が整備されていること。

حے 。

ノヽ 当 該 保 険 医 療 機 関 が 病 院 \mathcal{O} 場 合に あ 0 7 は、 病院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資

す る 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。

(2)院 内 1 IJ T ジ 実 施 料 に 規定 する 時 間

当 該 地 域 に お 1 7 --- 般 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 が 概 ね 診 療 応 需 \mathcal{O} 態勢を解 除 L た後、 ᄁ 日 に 診 液点 需

 \mathcal{O} 体 制 を 再 開 す Ź ま で \mathcal{O} 時 間 (深 夜 及 び 休 日 を 除く。

兀 \mathcal{O} 五. 夜 間 休 日 救 急 搬 送医学管理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

休 日及び夜間 における救急 医 療 0 確 保 いのため の診療を行っていること。

兀 の 六 外 来 IJ ハビ リテ Ì シ 日 ン 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)理学 療 法 士 作 業 療 法 士 等 が 適 切 に 配 置 さ れ 7 ζÌ ること。
- (2)IJ ノヽ ピ IJ テ] シ 日 ン を 適 切 12 実 施 す Ś た 8 \mathcal{O} + 分 な体 制 が 確 保されていること。

兀 \mathcal{O} 七 外 来 放 射 線 照 射 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1)放射 線 治 療 を行うにつき必要な医師、 看 護師 及び診療放射線技師等が 適切に配置され てい る

(2)緊急時 十分な体 における放射線治療を担当する医師との 制 が 確保 されていること。 連絡体制等放射線治療を適切 に実施するため

兀 \mathcal{O} 八 地 域 包 括 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

 \mathcal{O}

(1)常 当 症、 該 高 保 血. 険 圧 医 症 療 機 糖 関 尿 許 病 又 可 は 病 認 床 知 数 が二百 症 \mathcal{O} うち 床 2 未 満 以 上 \mathcal{O} 病 \mathcal{O} 疾患 院 又 を は 有する患者に 診 療 所 に 限 る。) . 対 l て、 に お 療 1 て、 養 上 脂 必 要 質 な 異

指 導等 を行うに つ き必 要 な 体 制 が 整 備 ざれ てい ること。

(2)区分番号A 0 O 1 に 掲 げ る 再 診 料 \mathcal{O} 注 12 に 規 定する地域 包括 |診療 加 算 0 届出を行 って 7 ない

兀 \mathcal{O} 八の二 認 知 症 地 域 包括 診療料 \mathcal{O} 施 設 基 準

地 域包括 診療料 に係 る届 出 を行行 2 た保 険 医 療機関であること。

兀 \mathcal{O} 八 の 三 小 児 か か ŋ 0 け 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 小 児 \mathcal{O} 患 者 \mathcal{O} か か り つ け 医として 療 養 上 必要な指 導等を行うに

き必要な体制が整備されていること。

兀 \mathcal{O} 九 生 活 習 慣 病 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定 す る基 潍

当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 1 て 喫 煙 が 禁 止 されていること。

五 二 コ チ ン 依 存 症 管 理 料 \mathcal{O} 施 設基 準 等

(1) 二 コ チ ン 依 存 症 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

1 = コ チ ン 依 存 症 管 理 を 適 切 に 実 施 できる保険 医 療 機 関 で あること。

口 二 コ チ ン 依 存 症 管 理 料 を算 定 た 患 者 のうち 喫 煙を 止 \Diamond た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 割 合等 を 地方 厚 生 局 長等

に報告していること。

(2)二 コ チ ン 依 存 症 管 理 料 \mathcal{O} 注 1 に 規 定す る 基 準

該 保 険 医 療 機 関 12 お け る 過 去 年 間 \mathcal{O} 二 コ チ ン 依 存 症 管 理 料 \mathcal{O} 平 均 継 続 回 数 が 口 以 上 で

あ ること。 ただ 過 去 年 間 に = コ チ ン 依 存 症 管 理 料 \mathcal{O} 算 定 \mathcal{O} 実 績 を 有 L な 1 場 合 は

限りでない。

五. の <u>ニ</u> 開 放 型 病 院 共 同 指 導料 (I) \mathcal{O} 施 設基 準

(1) 病院であること。

(2)該 病 院 が · 当該 病院 (T) 存 する地 域 の全 て \mathcal{O} 医 師 又 は 歯 科 医 師 \mathcal{O} 利 用 0 た め に · 開 放され て *(* \ る

کے

(3)(2) \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 専 用 \mathcal{O} 病 床 が 適 切 に備えられていること。

六 在宅療養支援診療所の施設基準

次のいずれかに該当するものであること。

(1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。

イ 保険医療機関である診療所であること。

口 在 宅 医 療を担当する常 勤 0) 医 師 が三名以上配置されていること。

ハ 当該 診 療 所に おいて、二十 匹 時 間 連絡を受ける保険 医 又は 看護職 員をあら かじめ指定し、

その連絡先を文書で患家に提供していること。

二 担 当該 医 診 \mathcal{O} 氏 療 名、 所に 担当日等 お 1 て、 を文 患家 書 \mathcal{O} 求 に ょ 8) り に応じて、二十 患 家に 提 供 7 . 四 1 時 ること。 間 往 診 が 可 能 な体 制 を 確 保 往診

ホ 当 該 診 療 所 に お 7 て、 又 は 別 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 若 L Š は 訪 間 看護 ス テ] シ 彐 ンと 0 連 携 に ょ

り、 患 家 \mathcal{O} 求 \Diamond に応じて、 当 該 診 療 所 \mathcal{O} 保 険 医 \mathcal{O} 指 示 に 基 づき、二十 兀 時 間 訪 問 看 護 \mathcal{O} 提 供

が 可 能 な 体 制 を確 保し、 訪問 看護 \mathcal{O} 担 当 者 の氏 名、 担当日等を文書により 患家に 提供 L 7

ること。

- 連 携 有 床 に 診 ょ り、 療 所 緊急 に あ 時 0 て に 在 は 当 宅 該 で \mathcal{O} 診 療 療 所に 養 を 行 お いて、 0 て V) る 無 患者 床 診 が 療 入 院 所に あ できる病 つ ては 床 別 を常 \mathcal{O} 保 険 に 確 医 療 保 機 関 と の
- 医 療 機 関 \mathcal{O} 名 称 等 をあ 5 か ľ \Diamond 地 方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 ていること。
- 1 う、 連 携 あ 5 す Ź か じ 保 め 険 患 医 家 療 . О 機 同 関 意を得て、 又 は 訪 間 看 その 護 ス テ 療養等に] シ 日 ンに 必要な情報 お いて を文書で当該保険 緊急時に円滑 な対応ができるよ 医 療 機 関 又は
- 訪 間 看 護ステー シ ョンに提供できる体制をとっていること。
- チ IJ 当該 患者 に 関 地 域において、 する診療記 !録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。 他 <u>(</u>) 保 健医 <u>療</u>サー ビス及び福祉 サー F, スとの 連 携 調整を担当する者と
- ヌ 定 期 的 に、 在宅 看 取 り 数等 を地・ 方 厚 生 局 長等 に 報 告し ていること。

連

携

て

いること。

- ル 緊急 \mathcal{O} 往 診 及 び 在 宅 に お け Ź 看 取 ŋ 等 に つ 1 て、 相当 \mathcal{O} 実 績 を有 L て *(*) ること。
- ヲ 主とし て往 . | | | | | は 訪 間 診 療 を実 施 する診 療 所 に あ 0 7 は、 次 0) 7 ず 'n に も該当す Ś ŧ ので
- あること。
- 1 有 Ü 他 て \mathcal{O} 保 険 ること。 医 療 機 関 カゝ ら文書による紹介を受けた患者 の訪問診療について、 相当の実績を
- ② 看取り等について、十分な実績を有していること。

- 3 施 設 入 居 者 等 以 外 \mathcal{O} 患 者 \mathcal{O} 診 療 及 び 重 症 \mathcal{O} 患 者 \mathcal{O} 診 療 に つ 1 て、 相 当 \mathcal{O} 実 績 を 有 7
- ること。
- (2)他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 診 療 所 又 は 許 可 病 床 数 気が二百 百 床未 満 \mathcal{O} 病 院 に限る。) と地 域 に お け る在
- 宅 療 養 \mathcal{O} 支援 に 係 る 連 携 体 制 を 構 築 L 7 1 る 保 険 医 療 機 関 で あ る診 療 所 で あ 0 て、 次 \mathcal{O} 7 ず れ
- \mathcal{O} 基 準に ₽ 該当する もの で あること。
- 1 当該 診 療 所及び当該 連 携体 制を構成する他 の保険医療機関にお いて、 在宅医療を担当する
- 常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 合わ せて三名以 Ĺ 配置され ていること。

口

当該

連

携

体

制

を

構

成す

る他

 \mathcal{O}

保

険

医

療

機

関との

連携

に

より、

<u>二</u> 十

兀

時

間

連

絡を受ける保険

当

該

連

携

体

制

を

構

成

す

る

他

 \mathcal{O}

保

険

医

療

機

関

کے

 \mathcal{O}

連

携

に

ょ

り、

患

家

 \mathcal{O}

求

 \Diamond

に

応じて、二十

兀

- 又 を あ 5 カン Γ Ļ を文 で患家 L て
- 医 は 看 護 職 員 \Diamond 指 定 そ \mathcal{O} 連 絡 先 書 に 提 供 いること。
- 時 間 往 診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 Ļ 往 診 担 <u>当</u> 医 \mathcal{O} 氏 名、 担 . 当 日 等 を文 書 に ょ り 患 家 に · 提 供 L 7
- 1 ること。
- =当該 診 療 所 に お 7 て、 又 は 当 該 連 携 体 制 を構 成 す Ź 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 若 L Š は 訪 問 看 護 ス
- テー シ 日 ン と \mathcal{O} 連 携 に ょ り、 患 家 \mathcal{O} 求 \Diamond 12 応じて、 当 該 診 療 所 \mathcal{O} 保 険 医 \mathcal{O} 指 示 に 基づ き、
- + 兀 時 間 訪 間 看 護 \mathcal{O} 提 供 が 可 能 な 体 制 を 確 保し、 訪問 看 護 0 担 ,当者 の氏 名、 担 当 日等を文書
- に ょ り 患 家に提 供 してい ること。

ホ 方 養 険 当該 厚 を 医 生 療 行 診 機 局 0 関 て 療 長 等 所 \mathcal{O} 1 に 1 る 又 ず 患 は 届 者 当 れ け Ł 出 が 該 病 7 入 連 床 院 携 1 を ること。 体 で きる 有 制 L を な 病 構 ただ 7 成 床 場 を す 合 常常 る し、 に 他 に は、 当 確 \mathcal{O} 該 保 保 別 診 険 し、 療 医 \mathcal{O} 保 受 療 所 及 入 機 険 び 医 関 医 当 療 に 療 該 機 機 お 関 連 関 1 て、 と 携 \mathcal{O} 0) 体 名 緊 連 制 称 等 急 携 を 時 に 構 を ょ 成 あ に り、 す 在 ら 宅 る か じ で 必 他 要 \mathcal{O} \Diamond \mathcal{O} な 保 療 地

う、 訪 間 連 携 看 あ 護 5 す る保 カ ス テ U 8 険 患 シ 医 日 家 療 ン 機 \mathcal{O} に 関 同 提供 意 又 を は 得 できる体制 訪 て、 間 看 そ 護 \mathcal{O} ス 療 テ をとって 養等 シ に 日 7 ンに 必要な情報 ること。 お 1 て緊急 を文書 時 で当 に円 |該保険 滑 な対応ができるよ 医 療 機 関 又は

緊急

時

 \mathcal{O}

病

床

 \mathcal{O}

確

保

及

び

地

方

厚

生

局

長

等

0)

届

出

を

行

0

7

1

ること。

1 患者 12 関 す Ź 診 療 記 録 管理 を行うに つ き必要な な 体 制 が 整 備 さ れ 7 **,** \ ること。

チ 当 該 地 域 に お 1 て、 他 \mathcal{O} 保 健 医 療 サ ピ ス 及 び 福 祉 サ ビ ス と 0 連 携 調 整 を担 当する者と

連携していること。

IJ

定

期

的

に

在

宅

看

取

り

数

等

を

地

方

厚

生

局

長

等

に

報

告

L

ていること。

ヌ 緊 急 \mathcal{O} 往 診 及 U 在 宅 に お け る 看 取 り 等 に 0 ۲, て、 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機

関 と合い わ せ て、 相 当 \mathcal{O} 実 績 を 有 L 7 7 ること。

ル あ 主とし て往 診 又 は 訪 間 診 療 を実 施する診 療所 に あっては、 次 \mathcal{O} V ず 'n にも該当するもの

で

- 1 他 0 保 険 医 療 機 関 か ら文書による紹介を受けた患者 \mathcal{O} 訪 問 診 療に ついて、 相 当の 実 績 を
- 有 L て 7 ること。
- 2 看 取 り 等について、 十分な実績を有していること。
- 3 施 設入居者等以 外 \mathcal{O} 患者 \mathcal{O} 診 療 及び 重 症 \mathcal{O} 患者の診療について、 相当の実績を有 してい

ること。

(3) 次のいずれにも該当するものであること。

1 保険医 療機関である診療所であること。 療所において、二十

应

時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定し、

口

当該診

そ の連 絡先を文書で患家に提供していること。

当該: 診 療 所にお į١ て、 又 は 別 \mathcal{O} 保 険医 療機 関 \mathcal{O} 保険 医 との 連 携に により、 患家 \mathcal{O} 求 め に 応

て、 二十四 時 間 往 . 診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 し、 往診 担当 医 \mathcal{O} 氏 名、 担当日 等 を文書 によ り 患

に 提供 L 7 V) ること。

二 当該 診 療 所 に お いて、 又 は 別 \mathcal{O} 保険 医 療 機 関 若 しく は 訪 間 看 護 ス テ] シ 彐 ンと (T) 連 携 に ょ

り、 患 家 \mathcal{O} 求 めに応じて、 当 該 診 療 所 \mathcal{O} 保 険 医 \mathcal{O} 指 示 に 基づき、二十 兀 時 間 訪 間 看 護 \mathcal{O} 提 供

が 可 能 な体 制 を確 保し、 訪問 看護 の担 ,当者 の氏 名、 担当日等を文書により 患家に · 提供 L 7

ること。

ホ 0 当該 て 1 診 る 患 療 者 所 に が 入 お 院 7 て、 できる病 又 は 床 別 を常 \mathcal{O} 保 険 に 確 医 療 保 機 関 受入 کے 0) 医 連 療 携 機 に ょ 関 り、 \mathcal{O} 名 緊急 称 等 を 時 あ に 在 5 宅 か ľ で め \mathcal{O} 療 地 方 養 厚 を行 生

局長等に届け出ていること。

う、 連 携 あ 5 す Ź か じ 保 8) 険 患 医 家 療 機 \mathcal{O} 同 関 又 意を得て、 は 訪 問 看 その 護 ステーシ 療養等に 彐 ンに 必 要な情 お いて緊急 報 を文書 時 で当 に円滑 該保 な対応 険 医 療 ができるよ 機 関 又は

訪 間 看 護 ス テ] シ 日 ンに 提供できる体制をとってい ること。

1

患者

に

関

する診療記

録管理を行うに

つき必要な体

制

が整備されていること。

チ 当 該 地 域 12 お į١ て、 他 0 保 健医 <u>療</u>サー ビス 及び福祉 サ ピ スとの 連 携 調 |整を担当する者と

連携していること。

IJ 定 期 的 に、 在宅 看 取 り 数等 を 地 方 厚 生 局 長等 に 報 告 L 7 Į, ること。

ヌ 主と L て往 . | | | | | は 訪 問 診 療 を実 施する診 療 新に あ 0 7 は、 次 \mathcal{O} 7 ず れ にも該 当 す る ŧ 0) で

あること。

1 他 0) 保 険 医 療 機 関 か ら文書による紹 介を受け た患者 \mathcal{O} 訪 問 診 療に つ 1 て、 相 当 の 実 績 を

有していること。

② 看取り等について、十分な実績を有していること。

3 施 設入居者等以 が 外 の 患者 の診療及び 重症 \mathcal{O} 患者の診療について、 相当の実績を有 てい

六 の <u>ニ</u> 退 院 時 共 同 指 導 料 1 及 び 退 院 時 共 同 指 導 料料 2 を二回 算 定できる疾 病 等 \mathcal{O} 患 者

別表第三の一の二に掲げる患者

六 の 二 の 二 退 院 時 共 同 指 導 料 1 \mathcal{O} 注 2 に 規 定する別 に 厚生労働 大臣 が 定める特別 な管 理を要する

状態等にある患者

別表第八に掲げる者

六 の 二 の 三 か カ り 0 け 歯 科 医機能強 化 型歯科診 療 所 \mathcal{O} 施

設基

潍

(1) 保険医療機関である歯科診療所であること。

(2)歯 科 医 師 が 複数 名 配 置置さ れ て 7 ること又は歯 科 医師 及 び 歯科 二衛生士 一がそ れぞれ 名以上 配 置

されていること。

(3)歯 科 訪 問 診 療 歯 科 疾患 管 理 料 歯 周 病 安定 期 治 療及 び クラウン ブ IJ ツ ジ 維 持 , 管 理 料 を算

定していること。

(4)歯 科 外 来 診 療 に お け る 医 療 安 全 対 策 に係 る 研 修 又 は 高 齢 者 \mathcal{O} П 腔り 機 能 管 理 に 係 る 研 修 を受け

た常 勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 が 名 以 上配 置 さ れ て 1 ること。

- (5)緊 急 時 \mathcal{O} 対 応 を行 Š É 0 き必 要な体 制 が 整備され 7 **,** \ ること。
- (6) 当 該 地 域 E お ١, て、 在宅 療養を担う保 険 医 介護 福 祉 関係者等との連 携体 制 が整備な され

V ること。

(7)医 療安全対策につき十分な体 制 が 整 備 され ていること。

六の三 在 宅 療 養支援 歯 科 診 療 所 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 保 険 医 療 機 関 で あ る 歯 科 診 療 所 で あ り、 歯科: 訪 問診療 1 又 は 歯科 訪 問診 療2を算定している

- (2)高 齢 者の 口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が一 名以上配置されていること。
- (3) 歯科 衛生 士: が 名以 上配置されていること。
- (4) 訪 問 在宅 診 療養 療 が を担う保 可 能 な体 険医 制 を 確 療 機関 保 \mathcal{O} 保 歯 科 険医等との . 訪 間 診 療を担う担当 連携により、 歯科 患家 医 の氏 の求めに応じて、 名、 診 療可 能 迅速 日 . 等 (な歯) を、 文 科

書 12 ょ り 患 家 に 提 供 L 7 7 ること。

- (5)当 ること。 該 地 域 に お 1 て、 在宅 療養を担う保 険 医、 介護 福 祉 関係者等との連 携体 制 が 整備 され 7
- (6)在 宅 歯 科 診 療 に係る後方支援とし て、 別 \mathcal{O} 保 険 医 療 機関 との 連 携 体 制 が 確 保され て 1 るこ

1

(7) 定 期 的 に、 在宅患者等の 口腔機能管理を行っている患者数等を地方厚生 局長等に報告してい

ること

(8)主とし て 歯 科 訪 問診 療 を実 施 する 診 療 所 にあ 0 て は、 次 \mathcal{O} l, ず れ に も該当するも 0 であ るこ

ک

イ 当該診 療 所 で行 わ れ る 歯 科 訪 問 診 療 \mathcal{O} 患者 のうち、 六割以· 上 が 歯 科 訪 問診 療 1 を実: 施 して

いること。

口 在 宅歯 科 医 療を担当する常勤 の歯科 医 師 が 配 置されていること。

ノヽ 直 近 年 · 間 に五 一つ以上 の病院 又は 診療 所 カュ 5 文書による紹介を受けて歯科訪問診療を開

始した実績があること。

= 在 宅 歯 科 医 療を行うにつき十分な機器を有していること。

ホ 歯 科 訪 間 診 療 に お ける 処置等の実施 に つい て 相当の 実績を有すること。

七から八の二まで 削除

九 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I) 及 び ノヽ 1 IJ ス ク 妊 産 婦婦 共 同 管 理 料 (Π) 0 施 設 基 準 等

(1) ハ 1 ij ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I) 及 び ハ 1 ij Ź ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (Π) \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 産 科 又 は 産 婦 人 科を 標榜する Ź 保 険 医 療 機 関 で あ ること。

口 ハ 1 IJ ス ク /分娩管理・ を 共 同 で行う保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 名 称等を当該 保険医 療機 関 の見やす が場

所に掲示していること。

ハ 当 該 保 険医 ·療 機関の屋内にお いて喫煙が禁止され ていること。

(2)ハ 1 ij ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I) に 規 定 す る状 態 等 に あ る 患

保 険 診 療 \mathcal{O} 対 象 と な る 合 併 症 を 有 L 7 1 る 妊 婦 又 は 妊 産 婦 で あ 0 て、 別 表第三の二に掲 げる

Ł \mathcal{O}

九 の <u>-</u> が λ 治 療 連 携 計 画 策 定 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)が W 診 療 \mathcal{O} 拠 点となる病 院 又 は そ れ に 準 じる病院 であること。
- (2)当 該 地 域 に お 7 て 当該 病 院 カン 5 0) 退 院院 後 \mathcal{O} 治 . 療を. 担う複数 数 の保 険 医療 機関を記載 L た 地

(3)内 お 1 て喫 禁止され ていること。

携

診

療

計

画

を

あ

5

か

じ

め

作

成

Ļ

地

方

厚

生

局

長

等

に

届

け

出

ていること。

域

連

該

保

険

医

療

機

関

 \mathcal{O}

屋

に

煙

が

九 の 三 が W 治 療 連 携 指 導 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)て、 地 当 域 該 連 携 地 域 診 連 療 携 計 診 画 療 12 計 お 画 1 7 を 連 が 携 ん 治 す 療 る 保 連 携 険 計 医 療 画 策 機 定 関 料を算 とし て 定 定す 8 る病 5 れ 院 7 と共 1 る 有 保 険 するととも 医 療 機 関 に、 で あ

あ

0

- (2)る 患者 が λ に 治 対 療 連 L て、 携 計 当 画 該 策 定 地 域 料 を算 連 携 定 診 す 療 計 る 病 画 院 12 基 \mathcal{O} 紹 づ 介 1 た を受け 治療 て、 を行うことができる体 当 該 地 域 連 携 診 療 制 計 が 画 整備 \mathcal{O} 対 され 象 とな
- (3)当該: 保険 医療 機 関 \mathcal{O} 屋 内 に お 7 て喫煙 が禁止されていること。

1

ること。

ら

カン

じ

8

地

方

厚

生

局

長

等

に

届

け

出

て

V)

ること。

九 0 兀 が λ 治 療 連 携 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

が λ 診 療 \mathcal{O} 拠点、 とな る病 院 であ ること。

九 来 患 基準

 \mathcal{O} 兀 外 来 *の* 緩 和 ケア 外 管 が 理 W 料 者 又 は 在 外 宅 来化 連 携 . 学 指 療 導 法 料 \mathcal{O} 加 施 算 設 2 \mathcal{O} 施 **心**設基準 を満たし ていること。

九 \mathcal{O} 五 認 知 症 専 門 診 断 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)認 知 症 に 関 する専門 \mathcal{O} 保 険 医 療 機関 であること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機関 内 に 認 知 症 に係 る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置

され ていること。

九 の六 肝 炎 インター フ エ 口 ン 治療 計 画 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1) 肝 疾 患 に 関 す る 専 門 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 肝 炎 1 ン タ フ 工 口 ン治療を行うにつき十分な経験を有する専 任 の医

師 が 配 置 さ れ て **,** \ ること。

九 0 七 排 尿 自 立 指 導 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 排 尿 自 $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 指 導 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

排 尿 12 関 する ケア を行 うにつき十分な体制 が整備されていること。

(2)排 尿自立 指導料 \mathcal{O} 対象患者

尿 道 カテ] テ ル 抜 去 後 に 下 部 尿 路 機 能 障 害 \mathcal{O} 症 状 を 有 す る 患 者 又 は 尿 道 力 テ] テ ル 留 置 中 \mathcal{O}

患 者 で あ 0 て、 尿 道 力 テ テ ル 抜 去 後 に 下 部 尿 路 機 能 障 害 を生 ず ると見込 ま れ る ŧ

(1) 別表第八に掲げる状態の患者

九

 \mathcal{O}

八

退

院

後

訪

間

指

導

料

に

規

定

す

る

別

12

厚

生

労

働

大

臣

が

定

8

る

状

態

 \mathcal{O}

患

者

(2)認 知 症 又 は 認 知 症 \mathcal{O} 症 状 を有 し、 日 常常 生 活を送る上で介助 がが 必 要な状態 \mathcal{O} 患者

十 薬剤管理指導料の施設基準等

(1) 薬剤管理指導料の施設基準

1 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 薬 剤 管 理指 導を行うに つ き必要な 薬 剤 師 が 配 記置され 7 7 ること。

口 薬 剤 管 理指 導 を行うに つき必 要な 医 薬 品 情 報 \mathcal{O} 収 集 及 び伝 達を行 うため \mathcal{O} 専 用 施 設 を有

ていること。

ハ 入 院 中 \mathcal{O} 患 者 に 対 し、 患 者ごとに 適 切 な 薬 学 的 管 理 (副 作 用 に 関 す る状 況 0) 把 握 を含

む。 を 行 Ι, 薬 剤 師 に ょ る 服 薬 指 導 を 行 0 て 7 ること。

(2) 薬剤管理指導料の対象患者

別 表 第 \mathcal{O} 三に 撂 げ る 医 薬 品 が 投 薬 又 は 注 射 さ れ 7 7 る 患者

+ \mathcal{O} の 二 診 療 情 報 提 供 料 (I) \mathcal{O} 地 域 連 携 診 療 計 画 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

連 携 する保 険 医 療 機 関等とあ 5 か ľ 8 地 域 連携診 療 計 画 を 共 有 L て お り、 診療情報 を含め て評

価等を行うための機会を定期的に設けていること。

十 . О の 三 診 療 情 報 提 供 料 (I) \mathcal{O} 検 查 画 像 情 報 提 供 加 算 及 び 電 子 的 診 療 情 報 評 価 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 等 と連 携 患 者 \mathcal{O} 医 療 情 報 12 関 す る 電 子 的 な 送 一受が 可 能 な ネ ツ 1 ワ] ク

を構築していること。

(2)他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機関 ?と標準: 的 な方法により 安全に情報の共有を行う体 -制 が 具備されていること。

十の二 医療機器安全管理料の施設基準

(1) 臨 床 工 学 <u>,</u> 士 が 配 置され てい る保険 医療機関にお いて、 生命維持管理装置を用いて治療を行

う場合の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 · 生 命 維 持 管 理 装 置 等 \mathcal{O} 医 療 機 器 の管 理 及 び 保守点検 を行う常 勤 \mathcal{O} 臨

床 工 学 技 士 が 名 以 上 配 置 さ れ て 7 ること。

口 生 命 維 持 管 理 装 置 等 \mathcal{O} 医 療 機 器 \mathcal{O} 安 全管理 に 0 き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

(2)放 射 線 治 療 機 器 \mathcal{O} 保 守 管 理、 精 度 管 理 等 \mathcal{O} 体 制 が 整 え 5 れ て 1 る保 険 医 療 機 関 に お いく て、 放

射 線 治 療 計 画 を 策定 する 場 合 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 %を専 ら担 当 す る常 勤 \mathcal{O} 医 師 又 は 歯 科 医 師 放 射線 治療 に

7 て、 相 当 \mathcal{O} 経 験 を 有 す Ź ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 が 名 以上 配置されて **\ ること。

ロ 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ 当該 治 療 を 行うに つき十 分な 機 器 及 び 施 設 を 有 L 7 1

十 歯 科 特 定 疾 患 療 養 管 理 料 に 規 定 す る 疾 患

分 類 表 12 規 定 す る 疾 病 \mathcal{O} う 5 別 表 第 兀 に 掲 げ る 疾 病

十 二 削 除

歯 科 治 療 総合医 |療管理: 料 (I) 及び 歯 科 治 療 総 合 医 療管理 料 (Π) \mathcal{O} 施 設 基 準等

(1) 歯 科 治 療 総 合 医 療管 理 料 (I) 及 Ţ 歯 科 治 療 総 合 医 療管 理 料 (Π) \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当該 療 養 を行うに つき、 十分な 経 脱験を 有 する常 勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 に ょ り、 治 療 前、 治療 中 · 及び

治療

後

に

お

け

る当

該

患者

 \mathcal{O}

全

身

/状態

を管

理する

体

制

が

整

備

さ

れ

7

ζ,

ること。

口 護 師 歯 科 が 医 名 師 以 が 複 上 数 配 置 名 配配 さ れ 置 さ 7 れ いること。 7 いること又は 歯 科 医 師 が 名 以 上 か 0 歯 科 . 衛 生士 若 L < は

ハ 当 該 患 者 \mathcal{O} 全 身 状 態 \mathcal{O} 管理 を行うに つき十つ · 分な: 装 置 器具 を 有 L て 1 ること。

二 緊 急 時 に 円 滑 な 対 応 が できるよ う、 う、 別 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 と \mathcal{O} 連 携 体 制 病 院 で あ る 医 科 歯 科

以 下 併 設 同 \mathcal{O} r. 保 険 医 12 療 あ 機 0 関 7 は 歯 科 当 診 該 療 保 及 険 び 医 歯 療 科 機 診 関 療 以 \mathcal{O} 医 外 科 \mathcal{O} 診 診 療 療 科 を . ح 併 \mathcal{O} せ 連 て 携 行 体 う 制 保 険 が 医 確 療 保 機 さ 関 れ を 7 1 1 う。 る

(2)歯 科 治 療 然 給 合 医 |療管理料||に規定する疾 患

第四 在宅医

療

一 在宅療養支援病院

次のいずれかに該当するものであること。

(1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。

1 保 険 医 療 機 関 で あ る病院で であ つ て、 許 可病床数が二百床 未満 \mathcal{O} もの 又は当該病院を中心と

口 在 宅 医 療 を 担 当する常 勤 \mathcal{O} 医 師 が三名 以 上 配 置され て **\ ること。

L

た

半

径

兀

丰

口

メ

1

ル

以

内

に診

療所

が

存

在

L

な

1

ŧ

 \mathcal{O}

であること。

ハ 当 該 病 院 に お いて、二十四 時 間 連絡を受け る担当者をあら かじめ 指 定し、 その連絡先を文

書で患家に提供していること。

二 当 当該 医 \mathcal{O} 氏 病 名、 院 に 担 お <u>;</u>当 1 日 て、 等 患 を 文書 家 \mathcal{O} 求 に \emptyset ょ り に応じて、 患 家 に 提 <u>二</u> 十 供 L 兀 7 **,** \ 時 ること。 間 往 . |診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 し、 往診 担

ホ 往 診 担 当 医 は、 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 当 直 体 制 を 担 う 医 師 とは 別 \mathcal{O} 者 で あ ること。

該 当 病 院 該 病 \mathcal{O} 保 院 険 に お 医 \mathcal{O} 1 指 て、 示 に 又 基づき、 は 訪 間 看 <u>二</u> 十 護 ス 兀 テ 時] 間 シ 訪 彐 問 ン と 看 護 \mathcal{O} 連 \mathcal{O} 提 携 供 12 が ょ り、 可 能 な 患 体 家 制 \mathcal{O} を確し 求 めに応じて、 保 L 訪 問 当 看

護

 \mathcal{O}

担

当者の氏

名、

担当

日等を文書により

患家に提供

L

ていること。

- 1 当 該 病 院 に お 1 て、 緊急 時 に 在 宅で \mathcal{O} 療養 を行 って 7 る患 者 が 入 院 できる病 床 を常 に 確 保
- していること。
- チ 訪 問 看 護 ス テ シ 日 ンと連 携する場合にあっ て は、 当 該 訪 問 看 護 ステー シ 彐 ン が 緊 急 時 に
- 円 滑 な 対 応 が できるよう、 あ 5 か ľ \Diamond 患 家 \mathcal{O} 同 意 を得 て、 そ \mathcal{O} 療 養 等 に 必 要な 情 報 を 文 書 で
- 当 該 訪 間 看 護 ステー シ 日 ン に · 提 供 できる体制 をとってい ること。
- IJ 患者 12 関 する診療記録管理を行うにつき必要な体 制 が 整備されていること。
- ヌ 当該 地 域 E おい て、 他 \mathcal{O} 保健医療サー ビス及び福祉 サ ピ スとの連 携 調 整を担当する者と
- 連携していること。
- ル 定 期 的 に、 在宅 看 取 り 数等 を地. 方 厚 生 局 長等に 報 告し ていること。
- ヲ 緊急 \mathcal{O} 往 診 及 \mathcal{U} 在宅 に おけ Ź 看 取 り 等 に つい て、 相当 \mathcal{O} 実 績 を有 L て () ること。
- 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 念診 療 所 又 は 許 可 病 床 数 が . 一 百 床 未 満 \mathcal{O} 病 院 に 限 る。 と 地 域 に お け る在

(2)

- 宅 療 養 \mathcal{O} 支援 に 係 る 連 携 体 制 を 構 築 L 7 1 る 病 院 で あ 0 て、 次 0) 1 ず れ 0) 基 準 に ŧ 該 当 す Ź
- のであること。
- 1 保 険 医 療 機 関 で あ る病院であって、 許 可病 床 数 が二百 床 未 満 \mathcal{O} ŧ ので、 あること。
- 口 当 該 病 院 及び 当 該 連 携 体 制 を構 成する 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 に お 7 て、 在 宅医療を担 当する常
- 勤の医師が合わせて三名以上配置されていること。

- 者 当 該 を あ 5 連 携 カン じ 体 \Diamond 制 指 を 構 定 Ļ 成 す Ź そ 他 \mathcal{O} 連 0) 保 絡 先 険 を 医 文 療 書 機 関 で لح 患 家 0 に 連 提 携 供 に ょ L て り、 1 <u>二</u> 十 ること。 匹 時 間 連 絡を受け る 担 当
- = 当 該 連 携 体 制 を 構 成 す る 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 لح \mathcal{O} 連 携 に ょ り、 患家 \mathcal{O} 求 めに応じて、二十四
- 時 1 間 ること。 往 診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 し、 往 . 診 担 当 当 医 \mathcal{O} 氏 名、 担 日 等 を文書 に よ り 患家 なに提

供

して

- ホ 往診担当 医は、 当該 保 険 医療機関 の当直体 制を担う医師とは別 の者であること。
- 時 間 当 該 シ 訪 日 間 病 لح 院 看 護 0 に 連 \mathcal{O} お 携 提 7 によ て、 供 が り、 又は当 可 能 患家 な 該 体 の求め 制 連 を 携 確 体 保 に応じて、 制 を構 Ĺ 成す 訪問 当 該 る他 看 護 \mathcal{O} 病 \mathcal{O} 保 担当者 院 \mathcal{O} 険 保 医 の氏 療 険 医 機 名、 関 \mathcal{O} 指 若しくは訪 担当日等を文書 示に基づ き、 問 看 <u>-</u> 十 護ステ によ 四
- Ŋ 患 家 に 提 供 L 7 1 ること。
- \vdash 当該 て 7 ること。 病 院 に お 1 て、 緊急 時 に在 宅で \mathcal{O} 療 養 を行 0 て 1 る患 者が 入 院 できる病 床 を常 に 確 保
- チ う、 訪 間 連 携 看 あ 護 5 す る保 ス か テ じ 険 め シ 医 患 療 家 日 ン 機 \mathcal{O} に 関 同 提供 意 又 を は 得 訪問 できる体 て、 看 そ 護 制 \mathcal{O} ス をとって テ 療 養等 シ に 日 7 ンに 必要な情 ること。 お 1 報 て 、緊急· を文書で 時 に 当 . 円 滑 該 保 な 険 対 応 医 が 療 で 機 関 きるよ 文は
- IJ 患者 に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

- ヌ 当該 地 域 に お 1 て、 他 \mathcal{O} 保 健 医 療 サ] ピ ス 及 び 福 祉 サ] ピ ス لح 0) 連 携 調 整 を担 当する者
- 連 携 L 7 7 る
- ル 定 期 的 に、 在宅 看 取 り数等 を地 方 厚 生 局 長 等 に報告 L ていること。
- ヲ 緊急 \mathcal{O} 往 診 及 び 在宅 に お け る 看 取 ŋ 等 に 0 1 て、 当 該 連 携 体 制 を 構 成する他 の保険医 療 機
- 関 と合わ せて、 相 当の 実 績 を 有して () ること。
- (3)次 0) 7 ず れ \mathcal{O} 基 準 に も該当するも のであ ること。

1

保

険

医

療

機

関

で

あ

る病院であっ

て、

許

可病床数

が二百

床

未満

のもの

又は当該病院を中心と

先を文

- L た 半 径 兀 キ 口 メ } ル 以 内 に 診 療 所 が 存 在 L な 7 ŧ \mathcal{O} であること。
- 口 当 該 病 院 に お 1 て、二十四 時 間 連絡 を受け る担当者をあら かじめ指 定し、 その連絡

書

で

患

家

に

提

供

L

てい

ること。

- ハ 当該 病 院 に お 1 て、 患 家 \mathcal{O} 求 \emptyset に 応じて、 <u>二</u> 十 兀 時 間 往 . 診 が 可 能 な 体 制 を 確 保 し、 往 . 診 担
- 当 医 \mathcal{O} 氏 名 担 当 日 等 を 文 書 に ょ ŋ 患 家 に 提 供 L 7 V ること。
- =往 診 担 当 医 は、 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 当 直 体 制 を 担 う 医 師 とは 別 \mathcal{O} 者 で あ ること。
- ホ 当 該 病 院 に お 1 て、 又 は 訪 間 看 護 ス テ] シ 彐 ン と \mathcal{O} 連 携 12 ょ り、 患 家 \mathcal{O} 求 めに応じて、 当
- 護 \mathcal{O} 担 当者の氏 名、 担当 日等を文書により 患家に提供 L ていること。

該

病

院

 \mathcal{O}

保

険

医

 \mathcal{O}

指

示

に

基づき、

<u>二</u> 十

兀

時

間

訪

間

看

護

 \mathcal{O}

提

供

が

可

能

な

体

制

を確

保

し、

訪

問

看

当該 病 院 に お 1 て、 緊 急 時 に 在 宅 で \mathcal{O} 療 養 を行 0 て 1 る 患 者 が 入 院 できる 病 床 を 常常 に 確 保

していること。

1 訪 間 看 護 ス テ シ 日 ン · と 連 携す る場 合 に あ 0 て は、 当 該 訪 問 看 護 ステ] シ 日 ン が 緊 急 時 12

円 滑 な 対 応 が で きるよう、 あ 5 か ľ \Diamond 患 家 \mathcal{O} 同 意 を得 て、 そ \mathcal{O} 療 養 等 に 必 要 な 情 報 を 文 書 で

当 該 訪 問 看 護 ス テ 1 シ 日 ン に 提 供 できる体制 をとって 7 ること。

チ 患 者 に 関 す る診 療 記 録 管理を行うに . つき必 要な体 制 が 整 一備されてい ること。

IJ 当該 地 域 に お 1 て、 他 \mathcal{O} 保 健 医 療 サ ピ ス 及 Ű 福 祉 サ ピ ス との 連 携 調 整を担当する者と

連携していること。

ヌ 定 期 的 に、 在 宅 看 取 り 数等 を 地 方 厚 生 局 長等 に 報 告 L てい ること。

の <u>ニ</u> 往 診 料、 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 \mathcal{O} 在 宅 タ] ? ナ ル ケア 加 算、 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料、

施

設

入

時 等 医 学 総 合管 理 料 及 び 在 宅 が λ 医 療 総 合 診 療 料 に 規 定 す る 在 宅 療 養 支 援 診 療 所 又 は 在 宅 療 養

支 援 病 院 で あ 0 7 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} 居

第三 \mathcal{O} 六 (1)及び (2)に 該 当す る 在 宅 療 養 支援 診 療 所 及 び 第 兀 \mathcal{O} <u></u> (1) 及び (2)に該当する在 宅 療 養 支

援病院

の三 往診料に規定する時間

保 険 医 療 機 関 に お 7 て専 5 診療に従事 すしてい る 一 部 の時 間

 \mathcal{O} 兀 往 診 料、 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 \mathcal{O} 在 宅 タ ĺ ミナ ル ケア 加 算、 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 \mathcal{O} 注 7

施 設 入 居 時 等 医 . 学 総 合 管 理 料 \mathcal{O} 注 7 及 び 在 宅 が ん 医 療 総 合 診 療 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 一労 働 大 臣 が

定める施設基準

(1) 在 宅 緩 和 ケ ア 充 実 診 療 所 病 院 加 算 0) 施 設 基準

在 宅 緩 和 ケア を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ、 相当 \mathcal{O} 実績を有していること。

(2) 在宅療養実績加算1の施設基準

緊 急 \mathcal{O} 往 診 及 び 在 宅 に お け る 看取 りに ついて、 相当の実績を有していること。

③ 在宅療養実績加算2の施設基準

1 緊急 \mathcal{O} 往 診 及 び 在 宅 12 お け る 看 取 りに 0 ζ`\ て、 相 当 \mathcal{O} 実績 を 有 L 7 ** \ ること。

当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 在 宅 医 療 を 担 当する医師 であ 0 て、 緩 和 ケアに関する適 切 な 研 修 を

受けたものが配置されていること。

口

 \mathcal{O} 五 在 宅 患 者 訪 間 診 療 料 12 規 定 する疾 病 等

別表第七に掲げる疾病等

の 六 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及び 施 設 入 居 時 等医 学 総 合管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準

(1)在 宅 時 医学総· 合 管 理 料 及 び 施 設 入居 時 等 医 学 総 合 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機関内 [に在宅] 医 療 \mathcal{O} 調 整 担当者が 名以 上配 置 言され ていること。

口 患 者 に 対 L て 医 療 を提 供 できる 体 制 が 継 続 的 に 確 保 さ れ 7 1 ること。

(2)在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等 医学 総 合 管 理 料 に 規 定 す る別 に · 厚 生 一労 働 大 臣 が 定

8

る 状 態 \mathcal{O} 患 者

別 表 第 八 \mathcal{O} 一に 掲 げ Ś 患 者

(3)在 宅 時 医学 総 合管 理 料 及 び 施 設 入 居 時等 医学 ,総合管 理料 に 規定する診 療

に 係る費用

部 医 学管 理 等、 第 部 在 宅 医 療 及 び 第 九 部 処 置 に 掲げる診療に係る費用のうち次に掲げる

 \mathcal{O}

診

療

報

酬

 \mathcal{O}

算

定方

法

別

表

第

医

科

診

療

報

酬

点

数

表

(以 下

医

科

点数

表」

とい

う。

第

章

第

1 区 分 番 号 В 0 0 0 に 掲 げ る 特 定 疾 患 療 養 管 理 料

口 区 分 番 号 В 0 0 1 \mathcal{O} 4 に 掲 げ る 小 児 特 定 疾 患 力 ウン セリン グ

料

ノヽ 区 分 番 号 В 0 0 1 \mathcal{O} 5 に · 掲 げ る 小 児 科 療 養 指 導 料

区 分 番 号 В 0 0 1 \mathcal{O} 6 に 掲 げ る 7 λ カン W 指 獐 料

ホ 区 分 番 号 В 0 0 1 \mathcal{O} 7 に 掲 げ る 難 病 外 来 指 導 管 理 料

区 分 番 号 В 0 0 1 \mathcal{O} 8 12 掲 げ る皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料

1 区 分 番 号 В 0 0 1 \mathcal{O} 18 12 撂 げ る 小 児 悪 性 腫 瘍 患 者 指 導 管 理 料

チ 区 分 番 号 B 0 0 1 \mathcal{O} 27 に掲 げ る糖 尿 病 透析 予 防指導管 理 料

ヌ 区 分 番 号 C 0 0 7 \mathcal{O} 注 3 12 掲 げ る 衛 生 材 料 等 提 供 加 算

ル 区 分 番 号 C1 0 9 に 掲 げ る 在 宅 寝 た き ŋ 患 者 処 置 指 導 管 理 料

ヲ 区 分 番 号 Ι 0 1 2 2 \mathcal{O} 注 3 に 掲 げ る 衛 生 材 料 等 提 供 加 算

ワ 区 分 番 号 J 0 0 0 に 掲 げ る 創 傷 処 置

力 区 分 番 号 J 0 0 1 7 に 掲 げ る 爪き 甲 除 去

日 区 分 番 号 J 0 0 1 8 に 撂 げ る 穿せん 刺 排 が膿っ 後 薬液 注

入

タ 区 分 番 号 J 0 1 8 に 掲 げ る 客族ル 吸 引

区 分 番 号 J 0 4 3 3 に 掲 げ る ス 1 7 処 置

ソ

V

区

分

番

号

J

0

1

8

3

に

撂

げ

る

干

渉

低

周

波

去

-痰た

器

に

よ

る喀痰

排出

ツ 区 分 番 号 J 0 5 3 に 掲 げ る 皮 膚 科 軟 膏を 処 置

ネ 区 分 番 号 J 0 6 0 に 掲 げ る **膀**だりこう 洗 浄

ナ 区 分 番 号 J 0 6 0 2 に 掲 げ る 後 部 尿 道 洗 浄 **(**ウ ル ツ

ラ 区 分 番 号 J 0 6 3 12 掲 げ る 留 置 力 テ テ ル 設 置

A 区 分 番 号 J 0 6 4 12 掲 げ る 導 尿 尿 道 拡 張 を要するも 0

ウ 区分番号J118に掲げる介達牽引

丰 区 分 番 号 J 1 1 8 2 に 掲 げ る 繑 正 古 定

ノ 区 分 番 号 J 1 1 8 3 12 掲 げ る 変 形 機 械 繑 正 術

才 区 分 番 号 J 1 1 9 12 掲 げ る 消 炎 鎮 痛 等 処 置

ク 区 分 番 号 J 1 1 9 2 に 掲 げ る 腰 部 又 は 胸 部 固 定 帯 固 定

Y 区 分 番 号 J 1 1 9 3 に 掲 げ る 低 出 力 レ ザ] 照

射

7 区 分 番 号 J 1 1 9 4 に · 掲 げ る 肛る 門 処 置

頻 口 訪 問 加 算 に 規 定 す Ś)状態 等に あ る 患

(4)

別表第三の一の二に掲げる者

(5)在 宅 時 医学 総 合管 理 料 \mathcal{O} 注 8 及 び 施 設 入 居 時 等 医 学 総 合 管 理 料 \mathcal{O} 注 8 12 規 定 す る 基 準

保 険 医 療 機 関 で あ り、 主 と て 往 診 又 は 訪 間 診 療 を 実 施 する 診 療 所 以 外 \mathcal{O} 診 療 所 で あ る

ŧ

 \mathcal{O} 七 歯 科 訪 問 診 療 料 \mathcal{O} 注 13 に 規 定 す る 基 潍

とし

て、

地

方

厚

生

局

長

等

に

届

け

出

た

ŧ

ので

あ

ること。

歯 科 医 療 を 担 . 当 す る 保 険 医 療 機 関 で あ り、 主 と L て 歯 科 訪 問 診 療 を実 施 する診 療 所 以 外 \mathcal{O} 診 療

所 で あ る £ \mathcal{O} と L て、 地 方 厚 生 局 長 等 に 届 け 出 た t \mathcal{O} で あ ること。

在 宅 が W 医 療 総 合 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)在 宅 が λ 医 療 を提 供 す る につき必要な体 制 が 整 備されていること。

② 緊急時の入院体制が整備されていること。

三削除

匹 在 宅 患 者 訪 問 看 護 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 • 指導 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍 築

(1) 在 宅 患者 訪 間 看 護 指 獐 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 指 導 料 に 規定 す んる疾 病等

イ 別表第七に掲げる疾病等

ロ 別表第八に掲げる状態等

(2)在宅 患者 訪 間 看 護 指 導 料 の注2及び同 建物居住者訪問看護・ 指導料の注2に規定する施

設基準

緩 和 ケ Ź 又 は 褥瘡ケアに係 る専 菛 \mathcal{O} 研 修を受け た看護師 が 配置され てい ること。

(3)在 宅 患者 訪 問 看 護 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 指 導 料 に 規定する長 诗 間 \mathcal{O} 訪 問 を

要する者

1 算 \mathcal{O} + 注 五 歳 1 に 未 規 満 定す \mathcal{O} 小 児で Ź 超 重 あ 0 症 て、 \mathcal{O} 状 超 態 又 重 症 は 超 児 重 (者) 症 児 入院診 (者) 入 療 院 加 診 算 療 潍 加 算 超 重 • 潍 症 超 児 重 (者) 症 児 入 院 (者 診 入 院 療 加

診 療 加 算 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る準 超 重 症 \mathcal{O} 状 態 に あ る ŧ \mathcal{O}

ロ 別表第八に掲げる者

ノヽ 医 師 が、 診 療に基づき、 患者 0 急性増売 悪等によ り <u>ー</u> 時 的に頻回 0 訪問 看護 指 導を行う必

要を認めた者

(4)在 宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 導 料 及 び 同 建 物 居 住 者 訪 問 看 護 指 導 料 に 規 定 す る状 態 等 に あ る 患

者

別表第八に掲げる者

(5)在 宅 患 者 訪 間 看 護 • 指 導 料 及 び 同 建 物 居住 者訪問 看 護 指 導 料 に 規 定する状態等に あ る患

者のうち重症度等の高いもの

別表第八第一号に掲げる者

の 二 厚生 労 働 大 臣 が 定 め る 同 時 に 複 数 \mathcal{O} 看 護 師 等 に

兀

ょ る 訪 問 看 護 指 導 が 必 要な

人 \mathcal{O} 看 護 師 等 に ょ る 訪 間 看 護 • 指 導 が 困 難 な者 で あ つ て、 次 \mathcal{O} 11 ず れ カゝ に 該 当する \mathcal{O}

(1) 別表第七に掲げる疾病等の患者

(2)医 師 が 診 療 に 基 づ き、 患 者 \mathcal{O} 急 性 増 悪 等 に ょ り <u>ー</u> 時 的 に . 頻 口 \mathcal{O} 訪 問 看 護 指 導 を行 う 必 要

を認めた患者

(3) 別表第八に掲げる者

(4)暴 力 行 為、 著 L 1 迷 惑 行 為、 器 物 破 損 行 為等 が 認 \Diamond 5 れ る患 者

(5)そ \mathcal{O} 他 利 用 者 \mathcal{O} 状 況等 カコ 5 判 断 L て、 (1)か 5 (4) \mathcal{O} 1 ず れ カ に 準ずると認 め 5 ħ る者 (看 護補

助者の場合に限る。)

几 \mathcal{O} \equiv 在 宅 患 者 訪 問 看 護 • 指 導 料 \mathcal{O} 注 1 同 建 物 居 住 者 訪 間 看 護 指 獐 料 \mathcal{O} 注 1 及 び 訪 間 看 護

指示料の注2に規定する者

気 管 力 = ユ レ を 使 用 L 7 1 る 状 態 に あ る 者 又 は 真 皮 を 越 え る で し な た 瘡を \mathcal{O} 状 態 に あ る

兀 \mathcal{O} 匹 介 護 職 員 等 喀な 痰な 吸 引 等 指 示 料 に 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る者

(1)護 定 特 す 介 例 医 る 居 護 宅 保 師 訪 介 が 間 険 置 入 護 法 浴 カン サ 平] れ 介 護 7 ピ 成 ス 1 九 な 費 年 同 条 1 \mathcal{O} 法 場 第 支 律 合 給 第 七 に に 百 項 限 係 に る。 十三号) 規 る 定 同 す 法 第 る 又 第 は 通 八 匹 条 同 所 + 条 介 第 護、 第 条 項 + に 第 同 --- 規 項 条 に 第 定 項 す 第 規 九 定 る 項 す 号 に 訪 及 間 る 規 特 び 定 介 第三 す 定 護 る 施 号 設 短 同 入 期 条 \mathcal{O} 居 第三 規 入 者 所 定 生 生 項 に 活 活 ょ に 介 介 る 規

護

を

行

う

者

(3)(2)八 び に 十三 係 介 介 介 護 護 護 る 号。 保 \mathcal{O} 保 地 総 険 域 険 以 合 法 密 法 的 着 第 下 第 型 な 兀 五. 十 二 医 十 確 サ 保 三 療 条 を 介 ピ 条 護 推 第 ス \mathcal{O} 三 進 総 す 合 項 第 地 12 域 る 確 た 規 保 項 密 第二 定 推 8 着 す 型 進 \mathcal{O} 号 る 法 関 介 指 係 護 \mathcal{O} と 法 老 規 定 1 律 介 定 人 う。 護 に \mathcal{O} 福 整 ょ 予 祉 防 る 備 施 附 等 設 特 サ 則 に 例 入 関 所 第 ビ 地 す 者 域 + ス る 密 事 生 条 法 業 着 活 型 又 律 者 介 介 は 護 平 第 地 を 護 除 成 十 域 サ 兀 に + 条 お ピ 六 第 け ス 年 費 る を 項 法 医 行 \mathcal{O} 支 \mathcal{O} 律 療 う 者 給 規 第 及

定

に

ょ

Ŋ

な

お

そ

 \mathcal{O}

効

力

を

有

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

とさ

れ

た

医

療

介

護

総

合

確

保

推

進

法

第

五

条

 \mathcal{O}

規

定

12

ょ

る

改

正

前

 \mathcal{O}

介

護

保

険

法

以

下

旧

介護

保

険

法

とい

う。

第八

条

第

二項

に

規

定

す

る介

護

予

防

訪

間

介 る 険 法 護、 介 法 附 護 第 則 予 介 第 八 護 防 条 + 保 特 \mathcal{O} 険 定 条 第 法 施 又 設 第 七 は 入 第 項 八 居 12 + 条 者 規 \mathcal{O} 兀 生 定 条 活 す 第 第 る 介 護 介 項 項 護 12 \mathcal{O} 以 規 予 規 防 定 下 定 す 通 に 介 ょ る 所 介 護 介 n 予 護 な 護 予 防 お 又 そ 防 訪 は 間 訪 介 \mathcal{O} 介 護 効 間 護 保 力 入 等 険 を 浴 法 有 介 لح 第 す 護 八 る う。 条 ŧ 医 \mathcal{O} \mathcal{O} 療 とさ 介 第 護 に 係 九 れ 総 項 た 合 る 指 に 旧 確 保 定 規 介 を 定 護 推 す 保 進

(4)に 医 係 介 師 る 護 が 介 保 置 護 カン 険 予 れ 法 防 第 7 訪 1 五 な 間 + 兀 1 介 条 場 護 合 等 第 に 又 限 項 は 第二 る。 同 法 号及 第 を 八 行 び 条 う 第三号 \mathcal{O} 者 第 七 \mathcal{O} 規 項 定 12 規 に ょ 定 す る る 特 介 例 護 介 予 護 予 防 防 短 期 サ] 入 所 ピ 生 ス 費 活 介 \mathcal{O} 支 護 給

け

て

1

る

者

に

限

る。

(6)(5)支 給 介 介 に 護 護 係 保 保 る 険 険 地 法 法 第 域 第 密 五. 五 着 ++型 兀 兀 介 条 条 護 \mathcal{O} \mathcal{O} \equiv 予 第 防 第 サ 項 項 第二 12 ピ 規 ス 号 を 定 行 す \mathcal{O} う る 規 者 指 定 に 定 地 ょ る 域 密 特 着 例 型 地 介 域 護 密 着 予 型 防 介 サ 護 ビ 7 防 ス サ 事 業 者 ピ ス 費

0

(7)規 ŋ \mathcal{O} ょ 定 う な る 介 5 介 お す 護 市 そ 護 る 保 第 町 予 \mathcal{O} 険 村 防 効 法 号 第 が サ 力 定 を 通 百 8 有 + F, 所 る す ス 事 五. る 業 ŧ 条 介 t を \mathcal{O} \mathcal{O} を行 護 行 兀 \mathcal{O} とさ う 予 + 者 う 防 五. 者 れ 第 又 訪 間 た は __-介 旧 医 項 護 介 療 第 等 護 介 号 12 保 護 1 限 険 総 る。 合 法 12 第 規 確 百 保 定 若 + す 推 しく る 五 進 第 条 法 は \mathcal{O} 附 号 地 兀 則 域 第 訪 + 密 + 間 五 着 第 兀 事 型 条 業 介 若 第 項 護 第 L < 予 項 号 防 は \mathcal{O} サ 規 同 \mathcal{O}] 号 規 定 F, 定 に 口 ス に ょ に

該 百 当 百 十三 就 条 労 第 条 継 項 続 \mathcal{O} 支 に 兀 援 に 規 定 規 В 定 型 す Ź す 事 る 業 指 外 者 定 部 就 労 サ 同 令 継 第 ビ 続 支 ス 利 援 百 用 八 В 型 型 条 指 12 事 業 定 規 共 者、 定 同 す る 同 生 活 指 令 援 第 定 助 共 事 百 同 業 \equiv 生 条 者 活 援 第 助 事 項 業 に 者 規 定 及 です び る 同 基 令 第 潍

(9)達 業 放 1 う。 支援 を行 課 + 児 後 童 几 等デ う事 以 セ 年 福 下 厚 ン 祉 1 タ 業 生 法 同 じ。 サ] 労 12 所 働 基] 又 が は ピ 児 省 づ < を 主とし 童 令 ス 福 第 指 \mathcal{O} 通 事 祉 + 定 わ 7 法 五 障 せ 業を行う る 重 号) 害 昭昭 症 児 ŧ 第 通 \mathcal{O} 心 和 二 十 二 者 身 で 几 所 障 条 支 あ (当 る 害 に 援 年 場 児 該 規 \mathcal{O} 合を除 事 法 定 事 (同 す 律 業 業を行う 法 第 る 等 第七条 · < ○ 百 指 \mathcal{O} 굿 定 人 事 + 児 員 第二項 匹 童 業 及 号) 所 設 び 発 が 達 備 同 主とし 第四 支 令 に 及 第六 規 援 び 十三条 定 \mathcal{O} 運 ||営 + す 事 7 る 業 に 五. 重 条 重 に 関 症 を · 規 行 す に 心 症 定 身 規 心 う る 身 す 者 基 障 定 進 す 障 害 る (当 児 る 害 児 平 を 指 児 該 童 定 を 涌 発 事 成

号。 第 る に <u>二</u> 十 地 規 同 障 域 定 条 以 害 す 生 第 者 五. 下 項 活 る \mathcal{O} E 支 + 福 障 日 規 援 常 祉 五 害 定す 事 項 者 ホ 生 業 に 総 活 る地 を 規 合支 ム 及 定 行 を U 域 う 経 す 援 社 者 活 営 る 法 会 .動支援 生 す 地 同 る と 域 活 事 活 7 を 法 う。 セ 総 第 業 動 支 合 を ン 五 タ 行 援 的 条 19者] 第 第 に セ を経営、 <u>一</u> 十 支援 ン 五. 並 タ 条 兀 び 第 す ロする事 12 る 項 を + 同 に 経 た 規 法 営 8 兀 業を行う者及び 定す 第 す \mathcal{O} 項 る 七 法 12 る + 事 規 律 移 七 業 定 平 条 を 動 す 支 及 行 る 成 援 び う 移 + 同 第 者 事 動 七 条第二十六項 業 年 七 支 を行 + 援 同 法 八 条 事 律 う者 第二 業 条 第 を 12 百 規 + 行 に 六 同 う + 定 規 者 す 項

(10)

わ

せ

る

Ł

 \mathcal{O}

で

あ

る

場

合

を

除

く。

定す る 福 祉 ホ 1 A を 経 営す る 事 業 を行 !う者 を除

(11)祉 学 法 校 昭 教 和 育 六 法 十 二 昭 年 和 法 一 十 二 律 第三十二 年 法 · 号) 律 第 <u>二</u> 十 附 則 第二十二 六 号) 条 第 12 条 規 定 に す 規 る 定 登 す る学 録 特 校 定 行 社 為 . 会 事 業 福 者 祉 に 法 限 及 る。 び 介 護 福

五 在 宅 患 者 訪 問 栄 養 食 事 指 導 料 12 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 患 者

疾 病 治 療 \mathcal{O} 直 接 手 段 とし て、 医 師 \mathcal{O} 発 行 す る 食 事 箋 に 基 づ き 提 供 さ れ た 適 切 な 栄 養 量 及 び 内 容

を 有 す る 别 表 第 三に 掲 げ る 特 別 食 を必必 要とす んる患 者 が W 患 者、 摂 食機能 若 L < は **薬**えん 下 機 能 が 低

下した患者又は低栄養状態にある患者

五. の 二 在 宅 療 養 後 方支 援 病 院 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1)在 宅 療 養 後 方 支 援 病 院 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 許 可 病 床 数 が 百 床 以 上 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 で あ る 病 院 で あ

在 宅 療 養 後 方 支 援 を 行 う に 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ てい ること。

口

(2)在 宅 患 者 共 同 診 療 料 に 規 定 す る 别 に 厚 生 労 働 大 臣 が 定 \Diamond る 疾 病 等

基 本 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等 别 表 第 + 三 に 掲 げ る 疾 病 等

五. の 三 在 宅 療 養 指 導 管 理 料 12 規 定 す る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 \mathcal{O} 定 8 る 患

者

+ 五 歳 未 満 \mathcal{O} 者 で あ 0 7 人 工 呼 吸 器 を 使 用 L 7 1 る 状 熊 \mathcal{O} t \mathcal{O} 又 は + 五 歳 以 上 \mathcal{O} t \mathcal{O} で あ 0 7

人工 一呼吸器, を使用 L 7 1 る状 態 が + 五 歳 未 満 か 5 継 続 L 7 1 る Ł \mathcal{O} 体 重 が 二 十 キ 口 グ ラ A 未 潚

である場合に限る。)

五. \mathcal{O} 兀 在 宅 患 者 訪 間 褥瘡: 管理 指 導 料 \mathcal{O} 施 設 基

(1)医 師 看 護 師 及 び 管理栄養 養士 カン 5 なる在 |宅 褥 瘡: 対 策チ ĺ A を 構 成 7 いること。

準

- (2)在 宅 」 褥 瘡: 対 策チー Δ に、 在 宅] 褥瘡: 管理者 を 配 置すること。
- (3)在 宅 に おけ る 重 症 化 予防等 \mathcal{O} ため \mathcal{O} が 握いている 海によくそう 管 理 対策を行うにつきふさわ L **,** \ 体 制 が 整 備 され

ていること。

六 在宅自 三注 射 指 導管 理 料、 間 歇けっ 注入シリンジポ ンプ・ 加算、 持続血糖測定器加算及び注 1入器用: 注

射針加算に規定する注射薬

別表第九に掲げる注射薬

の一の二 注入器加算に規定する注射薬

六

別表第九の一の二に掲げる注射薬

六 \mathcal{O} の 三 注 入 ポ ン プ 加 算 に 規 定 す Ź 注 射 薬

別表第九の一の三に掲げる注射薬

六 の 二 在 宅 妊 娠 糖 尿 病 患 者 指 導 管 理 料 及 Ţ 血. 糖 自 己 測 定 器 加 算 に 規 定 する 厚 生労働 大 臣 が 定 8 る

者

妊 娠 中 . (T) 糖 尿病 患者 又は妊娠糖 尿 病 \mathcal{O} 患者 こであ 0 て 周 産 期に お ける合併症 の危 険 性 が 高 1 者

血糖の自己測定を必要とするものに限る。)

六 \mathcal{O} 三 在 宅 血 液 透 析 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 淮

在 宅 血 液 透 析 12 係 る 医 療 を 提 供 す る 12 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て いること。

六 \mathcal{O} 兀 在 宅 小 児 経 管 栄 養 法 指 導 管 理 料 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る者

次のいずれかに該当する者

(1) 経 口 摂 取 が 著 L < 困 難 な + 五. 歳 未 満 \mathcal{O} 者

(2)十 五. 歳 以 上 \mathcal{O} 者 で あ 0 7 経 \Box 摂 取 が 著 L Š 困 難 で あ る状 態 が + 五 歳 未 満 か ら 継

続

て

7

るも

 \mathcal{O} 体 重 が 二 + キ 口 グ ラ A 未満 で あ る 場 合 に 限 る。

六 \mathcal{O} 五. 在 宅 悪 性 腫 瘍 患 者 共 同 指 獐 管 理 料 12 規 定 す る 厚 生 一労 働 大臣 が 定 8 る保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 保 険 医

緩 和 ケ ア に 関 す る 研 修 を 受 け た 医 師

六 \mathcal{O} 六 在 宅 難 治 性 皮 膚 疾 患 処 置 指 導 管 理 料 12 規 定 す る 疾 患

別表第九の一の四に掲げる疾患

六 \mathcal{O} 七 在 宅 植 込 型 補 助 人 工 心 臓 非 拍 動 流 型) 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

在 宅 植 込 型 補 助 人 工 心 臓 非 拍 動 流 型) 指 導 管 理を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され てい るこ

کے

六の八 持続血糖測定器加算の施設基準

- (1)該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 測 定 器 \mathcal{O} 使 用 に 0 き必 要 な 医 師 が 配 置 さ れ てい
- (2)当 該 測 定 器 \mathcal{O} 使 用 12 0 き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- (1) 診療所であること。

七

地

域

医

療

連

携

体

制

加

算

 \mathcal{O}

施

設

基

潍

(2)歯 科 夜 診 間 療 報 休 酬 日 点 等 に 数 表 お け 。 以 る緊急 下 「歯 時 \mathcal{O} 科 体 点 数 制 表 を継 とい 続 的 う。 に 確 保するため、 区 分 番 号 Α 診 0 療 0 報 0 に 酬 撂 \mathcal{O} 算 げ 定方 る 初 法 診 料 别 表 \mathcal{O} 注 第二 2

医 \mathcal{O} 療 届 支 出 援 を 体 行 制 0 を た 備え 病院 であ て () ること。 る 保険 医 療 機 関 及 び そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 歯 科 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 لح \mathcal{O} 連 携 に ょ る

地

域

七 の 二 在 宅 歯 科 医 療 推 進 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1)歯 科 医 療 を 担 当 す る 診 療 所 で あ る 保 険 医 療 機 関 で あ ること。
- (2)当 該 診 療 所 で 行 わ れ る 歯 科 訪 間 診 療 \mathcal{O} 延 べ 患 者 数 が 月 平 均 5 人 以 上 で あ り、 そ \mathcal{O} う 5 割 以

上 \mathcal{O} 患 者 が 歯 科 訪 間 診 療 1 を算 定 L 7 7 ること。

- 八 在 宅 患 者 歯 科 治 療 総 合 医 療 管 理 料 (I) 及 び 在 宅 患 者 歯 科 治 療 総 合 医 療 管 理 料 (Π) \mathcal{O} 施 設 基 準 筡
- (1)在 宅 患 者 歯 科 治 療 総 合 医 療 管 理 料 (I)及 び 在 宅 患 者 歯 科 治 療 総 合 医 療 管 理 料 (Π) \mathcal{O} 施 設 基 進

1 治 療後 当 該 12 療 お 養 ける当該 を 行う ĺ 患者 0 き、 \mathcal{O} 全身状態を管理する体 + 分 な 経 験 を 有 す Ź 常常 制 勤 が \mathcal{O} 整 歯 正備され 科 医 師 ていること。 に ょ り、 治 療 前 治 療 中 及 び

口 歯 科 医 師 が 複 数 名 配 置 さ れ ていること又は 歯 科 医 師 が __ 名 以 上 か 0 歯 科 衛 生士 若 L < は

護師が一名以上配置されていること。

当該 患 者 \mathcal{O} 全 身 状 態 \mathcal{O} 管理 を行うにつき十分な装 置 • 器具を有 L 7 \ \ ること。

二 緊急 時 に 円 滑 な 対 応 が できるよう、 別 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 と \mathcal{O} 連 携 体 制 病 院で あ る 医 科 歯 科

併 設 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 に あ っては、 当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 医 科診 療 科 との 連 携体 制 が 確 保され

ていること。

② 在宅患者歯科治療総合医療管理料(1に規定する疾患

別表第六に掲げる疾患

第五 検査

検体検査実施料に規定する検体検査

別表第九の二に掲げる検査

一削除

 \equiv 造 血 器 腫 瘍 遺 伝 子 検 査 \mathcal{O} 施 設 基 潍

検 体 検 査 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準 を満 た L て いること。

三の一の二 遺伝学的検査の施設基準等

(1) 遺伝学的検査の施設基準

「該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)遺 伝 学 的 検 査 \mathcal{O} 注 に 規 定 す る 疾 患

難 病 \mathcal{O} 患 者 に 対 す る医 療 等 12 関 す る法 律 第 五. 条 第 項に 規定 とする指: 定 難 病 のうち、 当該 疾患

に . 対 す うる遺 伝学: 的 検 査 \mathcal{O} 実 施 に当たって十分な 体 制 が 必 要 な ŧ \mathcal{O}

三 の 二 Н Р V 核 酸 検 出 及 び Н Р V 核 酸 検 出 (簡 易ジ エ 1 タ 1 プ 判定) 0 施設

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当該 検 査 を行うに つき必 要な医師 が 配置されていること。
- (2) 当該 検 査 を行うに つき十分な体 制 が 整 備されていること。

四 検体検査管理加算の施設基準

(1) 検体検査管理加算Iの施設基準

1 院 内 検 査 を 行 0 て 1 る 病 院 又 は 診 療 所 で あ ること。

口 当該 検 体 検 査 管 理 を行 うに つ き十 分 な 体 制 が 整備され ていること。

(2) 検体検査管理加算Ⅱの施設基準

1 院 内 検 査 を 行 0 て 1 る 病 院 又 は 診 療 所 で あ ること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 臨 床 検 査 を 担担 当 す Ź 常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 配 置 されていること。

ノヽ 当該 検 体 検 査 管 理 を行 うに つ き十分な体 制が整備され ていること。

(3) 検体検査管理加算Ⅲの施設基準

1 院内 検 査 を行ってい る 病院 又は診り 療 所であること。

口 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨 床 検 査 を 専 5 担 1当す る常勤 \mathcal{O} 医 師 が 配置されていること。

当該 保 険 医 療 機 関 内 12 常勤 \mathcal{O} 臨 床 検 査 技 師 が 兀 名 以 上 配置 さ れ て **\ ること。

= 当 該 検 体 検 査 管理を行うにつ き十分な体 制 が 整備され ていること。

(4)検 体 ·検査: 管理加 算 (\dot{V}) \mathcal{O} 施設基準 進

1 院 内 検 査を行ってい

口

当該保険

医療機関内に臨床

検査を専ら担当する常勤

の医師が配置されていること。

る病院又は診療所であること。

当該保 険 医 療機関内に常勤 \mathcal{O} 臨床 検査 技 師 が 十名以上 配置されていること。

= 当該 検体 検 査管理を行うにつ き十分な体 :制が整備されていること。

国 際 標 準 検 査 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

兀

玉 際 標 準 化 機 構 が定 \Diamond た 臨 床 検 査 に関 する 国際規格に基づく技術能力の認定を受けてい ,る保? 険

医 療 機 関 であ ること。

五. 遺 伝 力 ウン セリング 加 算 \mathcal{O} 施設 基 準

(1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に 遺 伝 力 ウン セ リングを要する治療に係る十分な経験を有する常 勤 の医

師 が 配 置され てい ること。

(2)当該 カウンセリングを受けた全ての患者又はその家族に対して、それぞれの患者が受けたカ

ウン セリング \mathcal{O} 内 容 が 文 書 によ り交付 され、 説 明 が なされ ていること。

- 六 心 臓 力 テ テ ル 法 に ょ る 諸 検 査 \mathcal{O} 血 管 内 視 鏡 検 査 加 算 及 び 長 期 継 続 頭 蓋 内 脳 波 検 査 \mathcal{O} 施 設 基準
- (1) 該 検 査 を 行 らに つき十分な 専 用 施 設 を有 L 7 V) る 病 院 であること。
- (2)該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 検 査 を行うにつ き必要 な医師 及び 看 護 師 が 配 置されていること。
- (3)緊急 事 態 に 対応する るた 8 \mathcal{O} 体 制 そ \mathcal{O} 他 当該 療 養につき必 要な体 -制 が 整備され ていること。

六の二 植込型心電図検査の施設基準

当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の三 時間内歩行試験の施設基準

- (1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行うにつき必 要な 医 師 が 配 置されていること。
- (2)当 該 検 査 を 行うに つき十分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

六 が の 三 <u>ー</u>の ニ シ ヤ 1 ル ウ オ] キ ・ングテ スト \mathcal{O} 施 設 基 淮

- (1)当該 保 険 医 療 機 関 内 に当該 検 査 を行うに つき必 要 な 医 師 が 配 置 されていること。
- (2)当 該 検 査 を行 うに つき十分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

六の四 胎児心エコー法の施設基準

- (1)該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 検 査 を行うにつき必 要な医 師 が 配置されていること。
- (2)当該 検査 を行うにつき十分な体制が整備され ていること。

六 (T) 五. ^ ツ K アッ プテ 1 ル 1 試 験 \mathcal{O} 施 設 基 準

- (1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に . 当 該 検 査 を 行 らに つき必 要 な 医 師 が 配 置 さ れ てい
- (2)該 検 査 を 行 うに つき十分な 体 制 が 整 備 され 7 ** \ ること。

六の六 皮下 連 続 式 グ ル コ] ス 測 定 \mathcal{O} 施 設 基 潍

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当該 検 査 を行うに つき必 要な 医 師 が 配 置され ていること。
- (2)当 該 検 査 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

六の七 人工膵臓検査の施設基準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 検 査を行うにつき必要な医師 及び 看 護 師 が 配 置されていること。
- (2)緊急 事 態 に 対 応す るた \Diamond \mathcal{O} 体 制 そ \mathcal{O} 他 当 該 療 養に . つき必| 要な 体 制 が 整 備されていること。

六 の 八 長 期 脳 波 ピ デ 才 同 時 記 録 検 査 1 \mathcal{O} 施 設 基 準

- (1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行 らに つき必 要 な 医 師 が 配 置 一され ていること。
- (2)該 検 査 を行うに 0 き十二 -分な 体 制 が 整 備 され 7 ١, ること。
- (3)て λ か λ に 係 る 診 療を 行うに つき十分な 体 制 が 整 備 されていること。

七 光トポグラフィーの施設基準

- (1) 抑 うつ 症 状 \mathcal{O} 鑑 別 診 断 \mathcal{O} 補 助 K 使 用 する場合 \mathcal{O} 診 療 料 を 算 定 す る た \Diamond \mathcal{O} 施 設
- 1 当該 保 険医 療機関内に当該 検査を行うにつき必要な医 師 が 配 置され ていること。

ロ 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)適 合 L て 1 な 7 場 一合に は 所定 点数 0) 百 分 \mathcal{O} 八 十に 相当する点数により算定することとなる施

設基準

1 当該: 検査を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

口 1 に 掲げ る検査 機器 で 0) 検 査を目的 とし) た 別 \mathcal{O} 保 険 医 療機関 からの依頼により検査を行っ

た 症 例数が、 当該検査機器の使用 症 例数 の一定割合以上であること。

八 脳磁図の施設基準

(1) 該 検査 を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

② 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

八の二 脳波検査判断料1の施設基準

て λ か λ に 係 る診 療 を行うにつき十分な体 制 が 整 備 され ていること。

八の三 脳 波 検 査 判 断 料 0 注 に 3 規定する別 に厚生労働 大臣 が 定め る施設 基 進

送信側

脳 波 検 査 一の実施 及び送受信を行うにつき十分な機器及び 施設 を有していること。

(2) 受信側

7 んか んに係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

九 中 枢 .. 神 経 磁 気 刺 激による誘 発筋 電 义 の施 設 基 準

- (1) 該 検 査 を行うにつき十分な 機器 及 び施施 設を有していること。
- (2) (1) に 掲 げ る検査 一機器で \mathcal{O} 検 査 を目的とし た 別 \mathcal{O} 保 険 医 療 機関 からの依頼により検査を行った

症 例 数 が 当 該 検 査 機 器 \mathcal{O} 使 用 症 例 数 \mathcal{O} 定割 合以上であること。

十 神経学的検査の施設基準

- (1) 当 該 保険 医療 機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- (2) 当 該 検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

十の二 補聴器適合検査の施設基準

- (1) 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 「該検・ 査を行うにつき必要な医師 が配置されていること。
- (2)当 該 検 査 を行うに つき十分な装置・器具を有していること。

T― コンタクトレンズ検査料の施設基準

(1) 通 則

イ 当該: 検 査を含む診療 に係る費用 につい て、 当該 保険医 療機関 \mathcal{O} 見やすい場 所 に · 掲 示 してい

ること。

口 当該 検査を受けている全ての患者に対して、 当該検査を含む診療に係る費用について説明

がなされていること。

(2)コ ン タ クト レ ン ズ 検 査 料 1 0 施 設 基 準

1 次 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該 当すること。

 \mathcal{O}

合

=

1 割 当 該 が 保 険 割 医 未 療 満で 機関 を受診 あること。 した患者 のうち、 コ ン タク 1 レ ンズに係 る検査 を実 施 L た患者

2 \mathcal{O} 当 割 該 合が 保 匹 険 割未 医 療 不満であ 機関 を受診した患者のうち、 ŋ, か つ、 当該保険医療機関内 コンタク トレ に眼科診療を専ら担当する常 ンズに係る検査 を実 施 L た患者 勤 の医

師 が 配 置されていること。

口

次

 \mathcal{O}

1

ずれ

かに該当すること。

1 入 院 施 設を有すること。

2 当該 保 険 医 療 機関を受診 じした 患者 のうち、 コンタクト ズ検査料を算 定し た患者 一数が

を交付 した割っ 合 が 九 割 五. 一分未満 で あること。

3

コ

ン

タ

クトレ

ンズに係る検査

を実

施

した患者

のうち、

自施設にお

()

てコ

ン

タクトレ

ンズ

年

· 間

万

人未満

であること。

コ ンタクトレ ン ズ検 査 料 2 0) 施 設 基 準

(3)

1 (2)のイ 12 該当すること。

口 (2) 0 口 に 該当しないこと。

4 コンタクトレンズ検査料3の施設基準

イ 2)のイに該当しないこと。

ロ (2)の口に該当すること。

の <u>-</u> 口] ビジ 彐 ン 検 査 判 断 料 0 施 設 基 準

当該 保険 医 療機 関 内 . に当該 療養 を行うにつき必要な常勤 \mathcal{O} 医師が配置されていること。

十二 小児食物アレルギー負荷検査の施設基準

(1) 該 保 険 医 療機 関内 に当該検 査を行うにつき必要な医師が 配置されていること。

(2) 当該 検査 を行うにつき十分な体 制 が 整備されていること。

十三 内服・点滴誘発試験の施設基準

(1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 検 査 を行うに つき必 要な 医 師 が 配 置され ていること。

(2)当 該 検 査 を 行うに つき十分な 体 制 が 整 備 され てい ること。

十四四 セ ン チネ ル リン パ 節 生検 <u>(</u>片 侧) \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 該 保 険 医 療 機 関 内 に当 該 検 査 を行うに つき必 要 な 医 師 が 配置されていること。

(2)該 検 査 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 ざれ てい ること。

十五 CT透視下気管支鏡検査加算の施設基準

(1) 当該 検査を行うにつき十分な体 制 が整備され ていること。

(2)当該 検 査を行うにつき十分な機器を有 L ていること。

有 床 義 歯 咀そ 嚼^{しやく} 機能 検 査の 施設基

潍

- (1) 該 検 査 を行うにつき十分な体制 が 整 一備され ていること。
- (2)該 検 査 を行うにつき十分な機器を有していること。

第六 画 像 診 断

画 像 診 断管 理加 算の施設基 準

(1) 画 像 診断 管 理 加 算 1 0 施 設基 潍

1 放射 線 M科を標榜 環境 L て 1 る保 険 医 療 機関であること。

画 像 診 断 管 理 を 行うに つき十分な 体 制 が を備さ、 れ てい ること。

ノヽ

口

当該

保

険

医

療

機

関

内

12

画

像

診

断

を

専

5

担

当する常勤

 \mathcal{O}

医 師

が

配置されていること。

(2)画 像 診 断 管 理 加算 2 0) 施 設 基 潍

1 放 射 線 科 を ·標榜語 L 7 1 る病 院 であること。

口 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を専ら担当する常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 配 置 っされ ていること。

に つい 当 該 て、 保 険 医 口 に 療 規 機 定 関 す に る お 医 7 師 7 `実施 \mathcal{O} 指 され 示 \mathcal{O} 下 る全て に 画 0 像 情 核 報 医学 等 診 \mathcal{O} 管理 断 及 を行 び コ ってい ン ピ ユ ること。 タ] 断 層 撮 影診断

= 当該保険医療機関にお ける核医学診断 及び コン \mathcal{L}° ユ] ター 断層撮影診断のうち、 少なくと

ŧ 八 割 以 上 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 読 影 結 果 が 口 に 規 定 す る 医 師 に ょ り 遅 くとも 撮 影 日 \mathcal{O} 꽢 診 療 日 ま で に

主治医に報告されていること。

遠 隔 画 像 診 断 12 ょ る 写 真 診 断 (歯 科 診 療 以 外 \mathcal{O} 診 療 12 係 る t \mathcal{O} に 限 る 基 本 的 エ ツ ク ス 線

診 断 料 歯 科 診 療 以 外 \mathcal{O} 診 療 に 係 る Ł \mathcal{O} 12 限 る。 核 医 学 診 断 及 び コ ン ピ ユ タ 断 層 診 断 \mathcal{O}

施設基準

(1)送信側

離 島 等 に 所 在 す うる保険 医 療 機 関 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 で あ 0 て、 画 像 \mathcal{O} 撮 影 及び送受信を行

うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2) 受信側

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担 . 当 す Ź 常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 配 置 さ れ 7 お り、 高 度 0 医 療

を 提 供 す る Ł \mathcal{O} لح 認 8 5 れ る 病 院 で あ ること。

口 遠 隔 画 像 診 断 を 行 Š に <u>つ</u> き + 分 な 体 制 が 整 備 さ れ て 7 ること。

三 ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影 ポ ジ 1 口 ン 断 層 コ ン 占。 ユ タ] 断 層 複 合 撮 影 ポ ジ 1 口 ン 断 層 磁 気

共 鳴 コ ン \mathcal{L}° ユ タ 断 層 複 合 撮 影 及 び 乳 房 用 ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影、 ポ ジ 1 口 ン 断 層 コ ン ピ ユ タ 1 断 層 複 合 撮 影、 ポ ジ 1 口 ン 断 層 磁

気 共 鳴 コ ン 占。 ユ] タ] 断 層 複 合撮 影 又 は 乳 房 用 ポ ジ 1 口 ン 断 層 撮 影 E 係 る診 療 料 を算定す るた

め \mathcal{O} 施 設 基 準

1 画 像 診 断 を担当する常 勤 \mathcal{O} 医 師 (核 医学診 断 に つい て、 相当 0 経験 を有 か つ、 核 医学

診 断 に 係 る 研 修 を受け た者、 に 限 る。 が 配 置 さ れ て **(**) ること。

口 当 該 断 層 撮 影を行うに つき十分な機器 及 び 施 設 を有 L ていること。

ノヽ 当該 断 層 撮 影を行うに つき十分な体 制 が 整 備さ、 れ てい ること。

(2)適合し て 7 な ** \ 場合には 所定点数 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 八 十に 相当す る点数により算定することとなる施

設 基 潍

次 \mathcal{O} ** \ ず れ かに該当すること。

1 (1) \mathcal{O} 口 に 掲 げ る 診 断 撮 影 機 器 で \mathcal{O} 撮 影を目: ら的とし た 別 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 か 5 \mathcal{O} 依 頼 により撮

影 を 行 0 た 症 例 数 が、 当 該 診 断 撮 影 機 器 \mathcal{O} 使 用 症 例 数 \mathcal{O} 定 割 合 以 上 で あ ること。

口 特 定 機 能 病 院 が ん 診 療 \mathcal{O} 拠点とな る 病 院 又 は 高 度 専 門 医 療 に 関 す る 研 究等 を行う 国 <u>\frac{1}{1}</u> 研

究 開 発 法 人 に 関 す る法 律 伞 成 二十年 法 律 第九十三号) 第三条 の二に規定する国 立 一高 度 専 門

医 療 研 究 セ ン タ \mathcal{O} 設 置 す る 医 療 機 関 で あること。

(1)

通

則

兀

 C

Τ

撮

影

及

び

M

R

Ι

撮

影

 \mathcal{O}

施

設

基

準

当該 撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)64 列 以 上 \mathcal{O} 7 ル チ ス ラ 1 ス 型 \mathcal{O} 機 器 に ょ る С Τ 撮 影 及 び 3 テ ス ラ 以 上 0) 機器 によ る M R Ι 撮

影 に 関 す る 施 設 基 進

イ 画 像 診 断 管 理 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 準 を満 た L て 7) ること。

口 専 従 \mathcal{O} 診 療 放 射 線 技 師 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 7 ること。

(3)C(1)T に 掲 撮 影 げ る \mathcal{O} 診 注 断 8 及 撮 影 び 機器 Μ R で Ι \mathcal{O} 撮 撮 影 影 \mathcal{O} を 注 6 的 に とし 規 定 た す Ź 別 別 \mathcal{O} 保 に 厚 険 生 医 一学 療 機 働 大臣 関 か が 6 定 \mathcal{O} \Diamond 依 る施 頼 に ょ 設基 撮 影を行

目

り

0 た 症 例 数 が 当 該 診 断 撮 影 機 器 \mathcal{O} 使 用 症 例 数 \mathcal{O} 割 以 上 であること。

五 冠 動 脈 C T 撮 影 加 算 心 臓 M R Ι 撮 影 加 算 及 び 乳 房 M R Ι 撮 影 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

(2)該 撮 影 を 行 Š É 0 き十 分な 機 器 及 び 施 設 を 有 L 7 1 ること。

(1)

当

該

保

険

医

療

機

関

内

に

画

像

診

断

を

専

5

担

当する常

勤

 \mathcal{O}

医

師

が

配

置さ

れ

7

()

ること。

(3)当 該 撮 影 を 行 らに つ き十 分 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 () ること。

五. の 二 外 傷 全 身 C Т 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1)都 道 府 県 が 定 8 る 救 急 医 療 に 関 す る 計 画 に 基 づ V) 7 運 営 さ れ る救 命 救 急 セ ン タ] · を有 してい

る 病 院 で あ ること。

(2)該 保 険 医 療 機 関 内 12 画 像 診 断 を 専 5 担 当する常 勤 \mathcal{O} 医 師 が 配 置され ていること。

(3)当 該 撮 影 を行うにつき十分な機器及び 施設を有 Ü て **,** \ ること。

(4)当 該 撮 影 を行 うに つき十分な 体 制 が 整 備 され 7 い ること。

五の三 大腸CT撮影加算の施設基準

当 該 撮 影 を 行 うに 0 き十二 分 な機 器を 有 L て ζ, ること。

六 歯 科 画 像 診 断 管 理 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)歯 科 点 数 表 区 分 番 号 A 0 0 0 に 掲 げ る初 診料の 注 2 の 届 出を行 った病院で ある保証 険 医療機関

であること。

(2)当 該 保険 医 療機関内 に 画 [像診 断を専 ら担当する常 勤 \mathcal{O} 歯 科医師 が配 置されていること。

(3) 画 像 診 断 管 理を行っ うに 0 き十 分 な体体 制 が整備さ れていること。

六の二 歯 科 画 像 診 断 管 理 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 歯 科 点 数 表 区 分 番 号 A 0 0 0 に 撂 げ Ź 初 診 料 \mathcal{O} 注 $\frac{2}{\mathcal{O}}$ 届 出 を 行 0 た 病 院 で あ る保 険 医 療 機 関

であること。

(2)該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を専 5 担 当す る常 勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 が 配 置 さ れ て 7 ること。

(3)当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 歯 科 用 3 次 元 工 ツ ク ス 線 断 層 撮 影 及 び コ ン \mathcal{L}° ユ タ 断 層 診 断

歯 科 診 療 に 係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 に つ 7 て、 (2) に 規 定 す Ź 歯 科 医 師 \mathcal{O} 指 示 \mathcal{O} 下 に 画 像 情 報 等 \mathcal{O} 管

理を行っていること。

(4) 当 該 保 険 医 療機 関に おける歯 科用 3 次 元 エ ツ ク ス線断層 撮影及び コ ンピ ユ] タ] 断 層 診 断

歯 科 診 療 に 係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 のうち、 少 なくとも 八 割 以 上 \mathcal{O} t \mathcal{O} 0) 読 影 結 果 が、 (2)に 規 定 す

る 歯 科 医 師 に ょ り 遅 くとも 撮 影 日 \mathcal{O} 翌 診 療 日 ま で に 主 治 \mathcal{O} 歯 科 医 師 に 報 告され 7 1 ること。

(5)画 像 診 断 管 理 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ 7 **(**) ること。

七 遠 隔 画 像 診 断 に ょ る 写真診 断 (歯 科 診 療 12 係 るも \mathcal{O} に 限 る。 `` 基 本 的 工 ツ ク ス 線 診 断 料 (歯

科 診 療 に 係 るも \mathcal{O} に . 限 る。 及 び コ ンピ ユ タ 断 層 診 断 (歯 科診 療に 係 るも \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 施

設基準

送信側

離 島 等 に 所 在 する 保険 医 療機 関 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 保険 医 療機関 で 、あっ て、 画 像の撮影及び送受信を行

うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2) 受信側

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 画 像 診 断 を 専 5 担当する常 勤 0) 歯 科医 師 が 配 置 さ れ 7 お り、 高 度 \mathcal{O}

医 療 を 提 供 す る t \mathcal{O} لح 認 \Diamond 5 れ る 病 院 で あ ること。

口 遠 隔 画 像 診 断 を 行 うに つき十分な 体 制 が 整 一備され てい ること。

第七 投薬

一 処方料及び処方せん料に規定する疾患

分類表に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

処 方 料 及 び 処 方 せ λ 料 に 規 定す Ź 抗 悪 性 腫 瘍 剤 処 方管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

抗 悪 性 腫 瘍 剤 処 方 管 理 を 行 うに つ き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

 \equiv 処 方 料 処 方 せ λ 料 及 び 薬 剤 料 12 規 定 す る 別 12 厚 生 労 働 大 臣 が 定 8 る 薬 剤

投 与 期 間 が 30 日 以 上 必 要 な Ł \mathcal{O} で あ ること。

几 外 来 後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)外 来後 発 医 薬 品品 使 用 体 制 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 保 険 薬局 及 び 保 険 薬 剤 師 療 養 担 **当** 規 則 (昭 和三十二年厚生省令第十 -六号。 以 下 「薬 担 規 則

لح い . う。 第七 条の二 に規定す る後 発 医 · 薬 品 (以下 - 単に 「 後 発 医 薬 品」という。 \mathcal{O} 使 用

を 促 進す る た 8 \mathcal{O} 体 制 が 整備 さ れ て 1 る 診 療 所 で あること。

口 当 該 保 険 医 療 機 関 に お 1 て 調 剤 た 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} あ る 薬 担 規 則 第 七 条 の二に 規 定す る 新

医

薬 品 以 下 先 発 医 薬 品 とい う。 及 び 後 発 医 薬品 を 合算 L た 薬 剤 \mathcal{O} 使 用 薬 剤 \mathcal{O} 薬 価 薬

価 基 準 平 ·成二十 年 · 厚 生 一労働 省 告示 第六十号) 別 表 に 規 定 する 規 格 単 位 ごとに 数 え た 数

量 以 下 規 格 単 位 数 量 لح 1 う。 に . 占 \emptyset る 後 発医 薬 品 \mathcal{O} 規 格 単 位 数 量 \mathcal{O} 割 合 が 七 割 以 上

であること。

当該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 調 剤 L た 薬 剤 \mathcal{O} 規 格 単 位 数 量 一に占 8 る 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} あ る 先 発 医

薬品 及び 後発医 薬品 を合算 L た規格 単 位 数 量 \mathcal{O} 割 合が 五. 割以上であること。

- 二 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 に 積 極 的 に 取 ŋ 組 W で 7 る旨 を当 該 保 険 医 療 機 関 0) 見やす 1 場 所 に 掲 示
- していること。
- (2)外 来 後 発 医 薬 品品 使 用 体 制 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍
- 1 後 発 医 薬 品品 \mathcal{O} 使 用 を 促 進す る た \Diamond \mathcal{O} 体 制 が 整 備 されて () る診 療 所であること。

口

当

該

保

険

医

療

機

関

に

お

1

7

調

剤

L

た

後

発

医

薬

品

 \mathcal{O}

あ

る

先

発

医

薬

品

及び

後

発医薬品を合算

- た規 格 単 位 数 量 一に占 8 る後発医 薬 묘 \mathcal{O} 規 格単 位 数 量 \mathcal{O} 割 合が 六 割 以 上であること。
- ノヽ 当該 保 険 医 療 機 関 に お 1 7 調 剤 L た 薬 剤 \mathcal{O} 規 格 単 位 数 量 に . 占 め る後発医薬 品品 \mathcal{O} あ る 先発医
- 薬 品品 及 び 後 発 医 薬 品 を合い 算 L た 規 格 単 位 数 量 \mathcal{O} 割 合 が 五. 割 以 上 であること。
- = 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 使 用 に 積 極 的 に 取 ŋ 組 λ で **\ る旨 を当 該 保険 医 療 機 関 \mathcal{O} 見 ルやす **\ 場所に掲 示
- していること。

第八 注射

- 一 外来化学療法加算の施設基準
- (1) 外 来 化 学 療 法 を 行 う 体 制 が そ れ ぞ れ \mathcal{O} 加 算 に応じ 7 整 備 され て 7 ること。
- (2)外 来 化 . 学 療 法 (を行 うに 0 き必 要 な 機 器 及 び + 分な 専 用 施 設 を有 していること。
- 中 心 静 脈 注 射 用 カテ 1 テ ル 挿 入 \mathcal{O} 注 3 に 規定する対象患者

別表第九の二の二に掲げる者

等

(1) 無菌製剤処理料の施設基準

イ病院であること。

口 無 菌 製 剤 処 理 を行うに つき十分な施 設 を有 L てい ること。

ノヽ 無 菌 製 剤 処 理 を 行うに つき必 要な 体 制 が 整 備さ、 れ ていること。

(2) 無菌製剤処理料の対象患者

イ 無菌製剤処理料1の対象患者

悪 性 腫 瘍 に 対 L て 用 1 る薬 剤 で あ 0 7 細 胞 毒 性 を有 けるも \mathcal{O} に 関 Ļ 動 脈 注 射 抗 悪 性 腫

瘍 剤 局 所 持 続 注 入、 肝 動 脈 塞 栓を伴う抗 悪 性 腫 瘍 剤 肝 動 脈 内 注 入 又 は 点滴 注 射 が 行 わ れ る 患

者

ロ 無菌製剤処理料2の対象患者

動 脈 注 射 若 L Š は 点 滴 注 射 が 行 わ れ る 入院 中 \mathcal{O} 患者 で あ 0 て 次 \mathcal{O} 1 か 5 3 ま でに · 掲 げ つるも

 \mathcal{O} 又 は 中 心 静 脈 注 射 若 L < は 植 込 型 力 テ] テ ル に ょ る中 心 静 脈 注 射 が 行 わ れ る 患者

- ① 無菌治療室管理加算を算定する患者
- ② HIV感染者療養環境特別加算を算定する患者
- ③ ①又は②に準ずる患者

日

ン

- IJ テ 心] 大 血 シ 管 日 ン 疾 料 患 IJ 運 ノヽ ピ 動 器 IJ テ IJ ハ ピ シ IJ 日 テ ン 料、 シ 脳 彐 血 ン 料 管 及 疾 び 患 等 呼 吸 IJ 器 ハ ピ IJ リテ ハ ピ IJ テ シ 日 ン シ 料、 彐 ン 料 廃 用 \mathcal{O} 施 症 設 候 基 群 潍 IJ 等 ハ ピ
- (1)医 科 点 数 表 第二 章 第七 部 IJ ハ F, IJ テ シ 日 ン 通 則 第 4 号 に · 規 定 す る 患 者

別表第九の三に掲げる患者

- (2)ピ 1 リテ 心 す る ピ 心 大 リテ 大 専 血 血 管 任 シ 管 疾 日 \mathcal{O} / 患リハ 常 疾 ン シ 患 料 勤 彐 IJ 医 ン 料、 F, 師 ハ 運 ピ リテ 動 が そ 運 IJ 器 テ 動] IJ れ ぞ 器] シ ハ IJ シ F, 日 れ リテ 適 ノヽ ン 日 料、 ピ 切 ン 料、 に リテ 配 脳 シ] 置 脳 ήш. 日 管疾 さ ン シ 血 料 れ 彐 管 及 患等リハ 7 ン 疾 患等 料 び 1 呼 ること。 又 は IJ 吸 器 呼 ピ ハ 吸 ピ リテ リハ 器 IJ テ ピ] IJ IJ シ ハ テ ピ シ 日 ン IJ] 彐 テ 料、 ン シ 1 料、 日 シ ン 廃用 料 日 廃 症 ン 用 \mathcal{O} 料 症 施 候 を 設 群 候 IJ 担 群 基 当 IJ 潍
- 口 す る ピ 心 常 リテ 大 勤 血. 管 \mathcal{O} 看 疾 シ 護 患 日 師 ン IJ 料、 ハ 理 ピ 学 運 IJ 療 テ 動 法 器] 士 IJ シ ノヽ 彐 ビ 作 ン リテ 料、 業 療 法 脳 士 血 シ 又 彐 管 は ン 疾 料 患 言 等 語 又 聴 は IJ ハ 覚 呼 吸 ピ 士 器 IJ が そ テ IJ] れ ハ ぞ ビ シ れ IJ 日 テ ン 適 料、 切 に シ 配 廃 日 置 ン 用 さ 症 料 れ 候 を て 担 群 当 IJ
- ピ 心 リテ 大血 管疾] シ 患 日 IJ ン ハ 料、 ビリテ 運 動 器 IJ シ ノヽ 日 ピ ン リテ 料、] 脳 シ 血 日 管 ン 疾 患 料又 等 は IJ 呼吸器 ハ ピ IJ テ IJ ハ ピ シ リテ 日 ン 料、 シ 日 廃 ン 用 料 症 こを行う 候 群 IJ

ること。

12 0 きそ れ ぞ れ + 分 な 施 設 を 有 L て 7 ること。

= ピ 心 リテ 大 血] 管 疾 シ 患 彐 ン IJ 料、 ハ ピ 運 IJ テ 動 器 IJ シ ノヽ 日 ピ ン 料 IJ テ 脳 シ 血 管 彐 疾 ン 患等 ること。 料 又 IJ は 呼 ハ 吸 ピ 器 リテ IJ] ハ ビ シ IJ 日 テ ン 料、 シ 彐 廃 ン 用 料 症 を 候 群 行 IJ う

に

0

きそ

れ

ぞ

れ

必

要

な

器

械

•

器

具

が

具

備

さ

れ

7

1

ホ 地 期 的 方 脳 厚 に 血 生 管 局 脳 疾 長等 患 血 等 管 12 IJ 疾 報 患 ハ 告 等 ピ IJ IJ L テ てい ハ ピ] リテ ること。 シ 彐] 料 シ 又 日 ン は 廃 又 は 用 廃 症 用 候 症 群 候 IJ ハ 群 IJ ピ ハ リテ ピ リテ] シ 1 日 ン シ 料 日 に ン \mathcal{O} 0 実 1 施 て 状況 は、

を

定

(3)別 心 表 大 第 血 九 管 疾 \mathcal{O} 兀 患 IJ に ハ 撂 げ ピ IJ る 患 テ] 者 シ 彐 ン 料 \mathcal{O} 対 象患者

(4)脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

運 別 表 動 器 第 IJ 九 \mathcal{O} ノヽ ビ 五 IJ に テ 撂 げ る シ 患 日 者 ン 料 \mathcal{O} 対

象

患

者

(5)

别

表

第

九

 \mathcal{O}

六

に

撂

げ

る

患

者

(6)呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

別 表 第 九 \mathcal{O} 七 に 掲 げ る 患 者

(7)心 大 <u>ш</u>. 管 疾 患 IJ ハ ピ リテ] シ 彐 ン 料、 脳 血 管 疾 患等リハ ビリテ] シ 彐 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ

ビ IJ テ 1 シ 日 ン 料 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 及 び 呼 吸 器 IJ ハ ビ IJ テ] シ 日 ン 料 に 規 定 す る

算定日数の上限の除外対象患者

別表第九の八に掲げる患者

(8)心 大 Ш. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料、 脳 血. 管 疾 患 等リ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料、 廃 用 症 候 群 IJ ハ

別に厚生労働大臣が定める場合

ピ

リテ

]

シ

彐

ン

料、

運

動

器

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

]

シ

日

料

及

び

呼

吸

器

IJ

ハ

ビリ

テ

シ

彐

ン

料

に

規

定す

別表第九の九に掲げる場合

(9)心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料、 脳 血 管 疾 患 等 ij ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料 廃 用 症 候 群 IJ ハ

初期加算の施設基準

ピ

IJ

テ

]

シ

日

ン

料、

運

動

器

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

シ

彐

ン

料

及

び

呼

吸

器

IJ

ハ

ピ

IJ

テ

]

シ

日

ン

料

12

規

定

す

当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 IJ ハ ピ リテ シ 彐 ン 科 \mathcal{O} 常 勤 医 師 が 配 置 さ れ て 1 ること。

脳 血 管 疾 患 等 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 廃 用 症 候 群 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 及 び 運 動 器 IJ ノヽ ピ IJ

テ シ 日 ン 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す る 施 設 基 潍 (10)

介 護 保 険 法 第 八 条 第 八 項 12 規 定 す る 通 所 IJ ハ F リテ] シ 日 ン 等 を行 0 て 1 ること。

の 摂 食 機 能 療 法 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る 施 設 基 進

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 摂 食 機 能 療 法 を担当する専従 0 常 勤 言 語 聴覚 士 が 名以 上 配配 置され

いること。

(2)摂 食機能 療法 を行うにつき十分な 体 制 が 整備 され ていること。

(3) 摂 食 機 能 に 係 る療 養に 0 1 7 相 当 \mathcal{O} 実 績 を有 L て いること。

難 病 患 者 リハ ピ IJ テー シ 日 ン 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1) 難病患者リハビリテーション料の施設基準

1 当該保証 険 医 療機関内 に 難 病 患者 リハビリテ シ ョンを担当する専任 の常勤医師が一名以上

配置されていること。

口 当該保証 険 医 療機関内 に 難病患者リハビリテー シ 彐 ンを担当する専従の看護師、 理学 療法士

又は作業療法士が適切に配置されていること。

ハ 患者 数 は、 看護 師、 理学療 法士又は 作業療法士 を含 む従事者 の数に対 Ĺ 適 切なな もの で あ る

こと。

二 難 病 患 者リハ ビリテ] シ 日 ン を行うにつき十分な専 用 施設 を 有 L てい ること。

ホ 難 病 患 者 IJ ハ ´ビリテ シ 日 ン を行うにつき必 要 な 器 械 • 器 具 が具備されていること。

(2)難 病 患者 リハビ リテ シ 彐 ン 料 に 規 定す んる疾 患及 び) 状態

イ 難病患者リハビリテーション料に規定する疾患

別表第十に掲げる疾患

口 難 病 患 者 IJ ハ F, リテ シ 日 ン 料 に 規 定 す る 状 態

害 者 別 福 表 祉 第 法 十 に 昭昭 掲 和 げ る <u>二</u> 十 疾 患 几 年 を 法 原 律 因 第 と L 百 て 八十三号) 日 常 生 活 動 第 作 + に 五. 著 条 L に 1 支 規 障 定 す を る 来 身 し 体 7 障 1 害 る 者 状 手 態 帳 (身 \mathcal{O} 交付 体 障

を受 け て 7 る 場 合 · を 除 <_

三 障 害 児 (者) IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等

(1)障 児 害 童 児 福 (者) 祉 法 第 リハ 兀 ピ 十二条第二号に リテ 1 シ 日 ン 規 料 定 \mathcal{O} す 施 設 基 医 療 潍 型 障 害児 入所施 設 (主とし て肢 体 不 由

Ź

Ė

 \mathcal{O}

あ

1

る児 す 1 る シ 童 指 日 又 定 ン は を 発 実 達 重 支 症 施 援 心 L て 医 身 障 療 1 る 機 害 児 患 関 を 者 又 入 は \mathcal{O} 所させる う 保 ち 険 医 概 療 ŧ ね 機 関 八 \mathcal{O} 割 に で 限 あ 以 上 0 る。 て が 当 別 若 該 表 第 保 L < + 険 の 二 医 は 療 同 12 法 機 第六 関 該 当 に す 条 お の 二 る 1 患 7 者 IJ \mathcal{O} ハ へ た ピ に だ IJ 規 テ 定

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 障 害 児 者 IJ ハ ビ IJ テ シ 彐 ン を 担 . 当 す る 専 任 \mathcal{O} 常 勤 医 師 が 名

以 上 配 置 さ れ 7 1 ること。

加

齢

に

伴

0

7

生

ず

る

心

身

 \mathcal{O}

変

化

に

起

大

す

る

疾

病

 \mathcal{O}

者

を

除

<_ .

で

あ

る

ŧ

 \mathcal{O}

ノヽ 勤 当 理 学 該 療 保 法 険 医 士 又 療 は 機 常 関 内 勤 作 に 業 障 療 害 法 児 士 (者) が 適 IJ 切 に ハ 配 ピ 置 IJ さ テ れ] 7 シ 7 日 ること。 ン を 担 当 す る 専 従 \mathcal{O} 常 勤 看 護 師 常

= 言 語 聴 覚 療 法 を行う場 合に あ って は ハ に 加 え 常 勤 \mathcal{O} 言 語 聴覚 \pm が 適 切 (Z 配 置 言され てい

ホ 障害児 (者) リハビリテーシ ョンを行うにつき十分な専用施設を有 していること。

障 害児 (者) リハビリテー シ 彐 ン を行うにつき必要な器械 器具が1 具備されていること。

② 障害児(者)リハビリテーション料の対象患者

別表第十の二に掲げる患者

三の二 がん患者リハビリテーション料の施設基準

箬

(1) がん患者リハビリテーション料の施設基準

1 当該 保 険 医 療 機関内に が ん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有

する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

口 す る専 当該 従 保 険 \mathcal{O} 常 医 勤理学 療 機 関 ,療 内 法 に 士**、** が λ 患者に 常勤 作 業療 対するリハビリテー ※法士 又は常勤 言 ションを行うにつき十分な経 語聴覚士が二名以上配置され 験 7 かを有 1

ح کے

当該 患者について、 リハビリテーシ 彐 ン総合計 画 [評価: 料 に規定するリハビリテーシ 彐 ン 計

画を月一回以上作成していること。

= が λ 患者 に対するリハビリテーシ 彐 ンを行うにつき十分な専用施設を有していること。

ホ が ん患者に対するリハビリテーシ ョンを行うにつき必要な器械 ・器具が具備されているこ

(2) がん患者リハビリテーション料の対象患者

別表第十の二の二に掲げる患者

三の三 認知症患者リハビリテーション料の施設基準

(1) 認 知 症 治 療病棟 入院料を算定する保 険 医 療 機 関又は 認知症疾患医療センターであること。

(2) 当該保険 医 療 機関 内に重 一度認 知症 患者に対するリハビリテー シ 彐 ン を行うにつき、十分な経

験を有する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。

(3) 当 該 保 険 医 療 機 関 内に 重 一度認 知症 患者に対するリハビリテー ションを担当する専従の常勤 理

学 療法 士<u></u> 常勤 作 業 療 法 士 又 は 常 勤 言 語 聴覚 土が一 名以上 配置されていること。

(4)当 該 患者に つ () て、 リハ ビリテ] シ 彐 ン 総合計 画 評 価 料に規定するリハビリテー

ショ

計

画

を月一回以上作成していること。

(5)重 度 認 知 症 患 者 に . 対 するリハビリテー シ 彐 ンを行うにつき十分な専用施 設を有 して **\ るこ

کے

(6)重 度認 知 症患者に対するリハビリテ Ì シ ョンを行うにつき必要な器械 器具が 具備されてい

ること。

三の三の二 リンパ浮腫複合的治療料の施設基準

兀 集 寸 コ ? ユ = ケ シ 日 ン 療 法 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 箬

(1) 集 寸 コ ? ユ = ケ シ 彐 ン 療 法 料 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 脳 血 管 疾 患 等 ij ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料 (I) 脳 血 管 疾患等リハビリテ ĺ シ 3 ン 料 (Ⅱ) 若しく は脳

血管 疾 患 等 ij ハビリテ シ 日 料 (III)又は 障 害児 (者) リハ ビリテー シ 日 ン 料 0 届 出 を 行 0 7

いる施設であること。

口 当 該 保険 医 療機 関 内 に 集団 コミュニケー シ 彐 ン 療法である言語聴覚療法を担当する専任

常勤医師が一名以上配置されていること。

当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 集 寸 コ ミュニケー シ 彐 ン 療法 である 言語 聴覚

療法を担当する専

従

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

言 語 聴 覚 士 が 適 切 に 配 置 さ れ 7 7 ること。

= 患 者 数 は 言 語 聴 覚 士 \mathcal{O} 数 に 対 L 適 切 な ŧ \mathcal{O} で あ ること。

ホ 集 寸 コ ? ユ 二 ケ] シ 日 ン 療 法 で あ る 言 語 聴 覚 療法を行うにつき十分な専用 施 設 を有 てい

ること。

集 団 コ ? ユ = ケ シ 日 ン 療 法 であ る言 語聴覚療法を行うにつき必要な器械 • 器具が . 具備さ

れていること。

(2) 集団コミュニケーション療法の対象患者

別表第十の二の三に掲げる患者

- 五. 歯 科 П 腔る IJ ハ ピ リテ シ 日 ン 料 2 0 施 設 基 準
- (1) 歯 科 又 は 歯 科 \Box 腔分 外 科 を 担 当す Ś 歯 科 医 師 として相当の 経験を有する歯 科医 師 が __ 名 以上配

置されていること。

(2)当 該 療養を行うにつき十分な機器を有していること又は十分な機器を有してい る病院との連

携が確保されていること。

第十 精神科専門療法

通院・在宅精 神 療法 0 児童 思春 期精 神科入院医 原管 理 料 \mathcal{O} 施設 基準

二十歳未満 \mathcal{O} 精 神 疾患を有 する患者 の診療を行うにつき十分な体 制 及 び 相 当 (T) 実績を有 てい

ること。

の 一 の 二 通 院 在宅精: 神 療 法 0 注 6に規定する別に厚 生労働 大臣 Lが定め る要件

別表第十の二の四に掲げる要件

の 二 精 神 科 継 続 外 来 支援 指導 料 \mathcal{O} 注 5に規定する別 に厚生労働大臣 が定 める要件

別表第十の二の四に掲げる要件

一の三 救急患者精神科継続支援料の施設基準

自 殺企図後の精神疾患の患者に対する指導を行うにつき必要な体制が整備され ていること。

 \mathcal{O} 几 認 知 療 法 認 知 行 動 療 法 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る 認 知 療 法 認 知 行 動 療 法 に 関 す る 講 習 を受け た 医 師 \mathcal{O} 有 無 を 地 方

厚生局長等に届け出ていること。

(2)認 知 療 法 • 認 知 行 動 療 法 3 に あ 9 ては、 (1)0 基 準 に 加 え、 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 認 知 療 法

認 知 行 動 療 法 に 0 1 7 経 験 等 を 有 す る 専 任 \mathcal{O} 常 勤 看 護 師 が 名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

の五 依存症集団療法の施設基準

当 該 療 法 を行 うに 0 き必 要な常 勤 医 師 及 び 常常 勤 看 護 師 又 は 常 勤 作 業 療法 士 が 適 切 に 配 置 合れ

いること。

 \mathcal{O} 六 精 神 科 作 業 療 法 精 神 科 シ 彐 1 ケ ア、 精 神 科 デ 1 ケ ア、 精 神 科 ナ 1 1 ケア 若

は 精 神 科 デ 1 ナ 1 1 ケ ア 又 は 重 度 認 知 症 患 者 デ 1 ケ ア \mathcal{O} 施 設 基 進

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 精 神 科 作 業 療 法 に 0 1 て は 作 業 療 法 士 が 精 神 科 シ 彐 1 ケア、 精

神 科 デ 1 ケ ア、 精 神 科 ナ 1 1 ケ T 若 L < は 精 神 科 デ イ • ナ 1 1 • ケ ア 又 は 重 度 認 知 症 患 者

デ 1 ケア に 0 7 7 は 必 要 な 従 事 者 が そ れ ぞ れ 適 切 に 配 置 さ れ 7 ** \ ること。

(2)患 者 数 は、 精 神 科 作 業 療 法 12 0 1 7 は 作 業 療 法 士 \mathcal{O} 数 12 対 L て、 精 神 科 シ 日 1 ケ ア、 精

神 科 デ 1 ケア、 精 神 科 ナ 1 1 ケ ア 若 L < は 精 神 科デ 1 ナ 1 1 ケア 又 は 重 度 認 知 症 患

デ 1 ケアにつ **(**) て は 必要な従 事 者 \mathcal{O} 数 に対 L て、 それぞれ 適 切 な ŧ \mathcal{O} で、 あること。

(3)< は 当 精 該 精 神 科 神 デ 科 作 1 業 • ナ 療 法、 1 1 精 • ケア 神 科 又 シ は 日 重 度 1 認 ケア、 知 症 患 精 者 デ 神 1 科 デ 1 ケア ケア、 を行うに 精 つ き 十 神 科 ナ -分な 1 1 専 用 ケ ア 施 若 設 を

 \mathcal{O} 七 精 神 科 訪 間 看 護 • 指 導 料 に 規 定 す る長 時 間 \mathcal{O} 訪 間 を 要 つする

者

有

L

7

1

ること。

(1) \mathcal{O} 注 + 五. 1 に 歳 規定す 未 満 \mathcal{O} 定す Ź 小 超 児 る準 重 で 症 あ \mathcal{O} 0 状 て、 態 超 又 は 重 超 症 重 児 症 (者) 児 (者) 入 院 入 診 院 療 診 加 療 算 加 • 算 準 超 準 重 症 超 児 重 症 (者) 児 (者) 入院 入 診 院 療 診 加 療 算

(2)別 表 第 八 に 掲 げ る 者

加

算

 \mathcal{O}

注

2

に

規

超

重

症

 \mathcal{O}

状

態

に

あ

る

ŧ

 \mathcal{O}

(3)を 認 医 8 師 た が 者 診 療 に 基 づ き、 患者 \mathcal{O} 急 性 増 悪 等 に より一 時 的 に頻 口 \mathcal{O} 訪 問 看 護 指導を行 ごう必要

 \mathcal{O} 八 治 療 抵 抗 性 統 合 失 調 症 治 療 指 導 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 12 統 合 失 調 症 \mathcal{O} 診 断 及 び 治 療 に 関 する十分な経 験 を 有 する常 勤 医 師 及 び 常常

勤 \mathcal{O} 薬 剤 師 が 配 置 さ れ 7 1 ること。

(2)薬 剤 12 ょ る 副 作 用 が 発 現 L た 場 合 に 適 切 に 対 応 す る た \Diamond \mathcal{O} 体 制 が 整 備 され てい ること。

医 療 保 護 入 院 等 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 精 神保 健 指 定 医が 適 切 に 配置され ていること。

- (2)医 療 保 護 入 院 等 に 係 る 患 者 に 対 す る 行 動 制 限 を 必 要 最 小 限 0 ŧ のとするため、 医 師、 看 護 師
- 及 び 精 神 保 健 福 祉 士 等 で 構 成 さ れ た 委員 会 を 設 置 L 7 7 ること。
- \equiv 重 度 認 知 症 患 者 デ 1 ケ T 料 \mathcal{O} 夜 間 ケ ア 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

夜 間 に お 1 て、 必 要 な 従 事 者 が 適 切 12 配 置 さ れ 7 1 ること。

- 几 精 神 科 重 症 患者 早 期 集中 支 援管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 等
- (1)精 神 科 重 症 患 者早 期 集 中 支援 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当該 保 険 医 療 機 関 内 に 常 勤 \mathcal{O} 精 神 保 健 指 定 医、 常 勤 \mathcal{O} 保 健 師 又 は 常 勤 \mathcal{O} 看 護 師、 常 勤 の精

神 保 健 福 祉 士 及 び 作 業 療 法 士 が 適 切 に 配 置 言され 7 7 ること。

- ノヽ 当 該 地 域 に お け る 精 神 科 救 急 医 療 体 制 \mathcal{O} 確 保 に 協 力 L て 1 る 保 険 医 療 機 関 であること。
- 精 神 科 重 症 患 者 早 期 集 中 支援 管 理 料 に 規 定 です る 別 に 厚 生 労 働 大 臣 \mathcal{O} 定 \Diamond る 患 者

重 度 \mathcal{O} 精 神 障 害 を 有 す る者 (2)

口

患者

12

対

L

7

計

画

的

カ

0

継

続

的

な

医

療

を

提

供

で

きる

体

制

が

確

保

され

7

**\

ること。

第 + 処 置

- 処 置 \mathcal{O} 休 日 加 算 1 時 間 外 加 算 1 及 び 深 夜 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 準
- (1)休 日 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 表 示 す る診 療 詩 間 以 外 \mathcal{O} 時 間 及 び 深 夜 \mathcal{O} 処置に対 応するための十分な

体 制 が 整 備 され てい ること。

- (2)急 性 期 医 療 に 係 る 実 績 を 相当 程 度 有 L て 7 る 病 院 であること。
- (3) 病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 す Ź 体 制 が整備されていること。
- の <u>ニ</u> 硬 膜 外 自 家 血 注 入 \mathcal{O} 施 設 基 潍

当 該 療 養 を行うにつ き必要 な 体 制 が 整備、 されていること。

工 タ 1] ル \mathcal{O} 局 所 注 入 の 施 設 基 潍

(1) 甲 状 腺 又は 副 甲 状 腺 に 対 するエ タ ノ | ル の局所注入を行うにつき必要な器械 器具が具備 さ

甲状腺 又 は

れ

てい

ること。

(2) 副 甲状腺に対するエ タ ノ | ル の局所注入を行うにつき必要な体制が整備されてい

ること。

<u>ー</u>の <u>-</u>

人 工

腎

臓

に

規

定

(する)

厚生労働

大臣

が定める注

対薬等

(1)

人工 腎 臟 に 規 定す Ź 注 射 薬

別 表 第 + 0 三に 掲 げ る 注 射 薬

(2) 人工 腎 臟 \mathcal{O} 算 定 口 数 上 限 \mathcal{O} 除 外 患者

妊 娠 中 \mathcal{O} 患 者

(3)透 析 液 水 質 確 保 加 算 (T) 施 設 基 潍

1 透析液 の水質を管理する専任 0 医師 又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されてい 、るこ

口 透 行行治 療に用 **(**) る装置 及び透析液 の水 質を管 理するに つき十分な体 制が整備 され て 7 るこ

<u>ک</u> 。

(4) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算の施設基準

人 工 腎臓を実施 してい る患者に係る下肢末梢 動脈疾患の重症度等を評価 し、 療養上必要な

指導管理を行うための十分な体制が整備されていること。

一の二の二 人工膵臓療法の施設基準

(1) 当 該 保険医療機関内に人工膵が 臓療法を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されているこ

کے

(2)緊急 事 態 に対応するた 8 0) 体 . 制 そ の他当該療養に つき必 要な体制が整備されていること。

一の三 磁気による膀胱等刺激法の施設基準

磁 気 に ょ る 膀胱: 等 刺 激 法 を 行うに つ き必要な体 制 が整備され ていること。

二の四 手術用顕微鏡加算の施設基準

当該処置を行うにつき十分な体制を整備していること。

三 歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

使 用 薬剤の薬価 (薬価 基準) 別表第四部 歯 .科用薬剤外用薬⑴に掲げる薬剤及び別表第十 - 一に掲

げる薬剤

兀 酸 化 窒 素 吸 入 療 法 (新 生 児 \mathcal{O} 低 酸 素 性 呼 吸 困 難 に 対 L て 実 施 す Ź ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 施 設 基 潍

当 該 療 法 を 行 う 12 当 た り、 必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 ** \ ること。

- 五 歩 行 運 動 処 置 <u>п</u> ボ ツ \vdash ス] ツ ĺZ ょ る ŧ \bigcirc \mathcal{O} 施 設 基
- (1)当 該 療 法 を行うに当たり、 必 要 な 医 師 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 従 事 者 が 名 以 上配 置されていること。

潍

- (2)当 該 療 法 を行うに つき十分な機器 及 Ű 施 設 を有 L て いること。
- (3)当 該 療法 を行うに つき必 要な 体 制 が 整 備 され てい ること。

第十二 手術

医 科 点 数 表 第二 章 第· + · 部 手 術 通 則 第 4 号に · 掲 げ る 手術 \mathcal{O} 施 設 基 準

(1) 通則

緊 急 事 態 に 対 応す るた 8) \mathcal{O} 体 制 そ \mathcal{O} 他 当 該 療 養 を 行 うに つ き必 要な 体 制 が 整 備 さ れ 7 V る

لح

(2)皮 膚 悪 性 腫 瘍 切 除 術 (悪 性 黒 色 腫 セ ン チ ネ ル IJ ンパ 節 加 算 を 算定する場合 に 限 る。 組 織

む 拡 張 器 に 同 ょ 種 る 骨移 再 建 植 手 非 術 生 乳 体 房 同 再 建 種 手 骨 術 移 植 \mathcal{O} (特 場 殊 合 な 12 Ł 限 \mathcal{O} る。 に 限 ` る。 骨 移 植 及 術 び 自 軟 家 骨 培 移 養 植 軟 術 骨 を 移 植 含

術 に限 る。 腫 瘍 脊椎 骨全摘 術、 頭 蓋 内 腫 瘍 摘 出 術 脳 腫 傷覚 醒 下 7 ツ \mathcal{L}° ング 加 算 又 は 原 発

伴 定す 術 術 滇 内 治 激 性 \mathcal{O} 胸 清 小 療 \mathcal{O} 筋 を 体 う 悪 腺 補 内 療 的 装 に 伴 腋き 腋き 場 る に 視 性 腫 置 限 切 聴 用 角 場 合 器 う 0 除 窩が 窩ゕ 腺 摘 鏡 イ 膜 植 る 脳 合 t 部 部 に 交 を ン 11 出 切 込 腫 を 腫 に 限 換 用 プ 術 7 郭 郭 術 除 瘍 併 \mathcal{O} 過 限 清 る。 ラ 光 清 術 1 術 は 施 形 る。 を る ン 線 を 内 脊 脳 す 成 伴 乳 伴 視 内 エ 胸 ŧ 1 鬜 刺 力 る 丰 学 筋 う 鏡 視 激 が 挿 丰 刺 わ \mathcal{O} 術 ŧ 鏡 激 W 切 ŧ な 下 下 シ 装 療 入 \mathcal{O} ゲ 顎 下 術 装 除 バ 置 法 七 1 7 \mathcal{O} 及 乳 骨 ル ン セ 鼻 置 植 を Ł 網 V 加 腺 75 プ チ 内 充填 併 交 算 K \mathcal{O} 形 • 膜 込 拡 悪 ネ ウ 換 術 を ザ 成 レ 施 視 副 再 大 性 算 人 甲 術 術 鏡 ル L 鼻 建 乳 腫 工 IJ な 乳 状 腔 術 に 定 頭 下 1 瘍 房 ン 骨 す 乳 腺 ょ 1 に 房 手 \mathcal{O} 仙 蓋 切 手 る 房 パ 術 る 骨 t ょ 切 全 移 あ 内 人 除 術 を 飾 工 場 る 除 摘 動 V る ŧ) 神 電 \mathcal{O} 術 用 型 合 t 術 を 内 ŧ 経 加 \mathcal{O} 極 重 単 伴 1 算 乳 耳 \mathcal{O} 12 刺 植 に \mathcal{O} 胸 純 腋き 拡 全 た を う 植 限 激 限 房 込 1 骨 乳 乳 含 窩ゕ 摘 場 大 装 術 又 切 る。 る。 込 旁^ぼう 房 合 房 除 む。 術 置 は 部 副 を 切 再 郭 術 に 網 植 含 術 乳 鼻 鎖 除 限 腔 む。 建 が 清 植 膜 认 骨 術 術 腋き を る。 羊 術 両 付 W 丰 込 頭 上 型 蓋 伴 葉 術 窩ゕ 膜 セ 着 乳 乳 鎖 骨 乳 組 移 ン わ 仙 骨 下 ` 腺 チ 骨 導 骨 房 形 な 織 植 脳 房 窩か 全 ネ 切 補 下 切 内 内 F. を 神 刺 成 1 術 な 摘 除 含 部 視 視 顎 ŧ 手 ル 除 聴 経 激 ど 術 器 リン 後 郭 術 \mathcal{O} 鏡 鏡 骨 む 緑 刺 装 術 郭 清 硝 激 置 下 下 形 移 内 清 骨 腋き パ 成 障 交 を 副 甲 植 子 装 を 乳 肺 節 伴 窩か 乳 甲 状 術 術 体 手 置 換 移 併 悪 鎖 房 状 腺 術 交 動 加 う 切 術 房 、 骨 骨 部 換 性 算 施 部 腺 部 除 を ŧ 植 す 分 緑 伴 腫 2 分 分 術 脊 下 移 込 術 \mathcal{O} る 上 型 切 瘍 を 部 切 切 動 内 う 髄 除 骨 治 手 郭 除 除 皮 を 眼 障 刺 ŧ

腔分 上 術 骨 機 心 る 同 術 表 込 抜 殊 術 術 能 型 種 盤 去 室 場 鏡 丽 植 力 壁 を 腹 術 付 合 内 \sim テ 死 ス 移 補 込 下 生 伴 体 IJ 腔 IJ 植 助 き] 型 に 動 体 側 う 植 肝 鏡 ン 人 大 ス 心 限 テ 部 術 脈 パ 移 工 動 込 電 臟 ŧ 下 メ 管 ル 分 ブ る 植 型 節 経 47 脈 1 义 に 肺 側 \mathcal{O} 小 開 状 除 に 臟 バ 記 術 切 群 移 胸 皮 力 存 ょ 切 ` 限 開 郭 ル 細 録 る 植 膜 的 閉 除 非 交 体 清 動 計 全 後 Ł 術 る 大 経 鎖 に 器 外 換 腹 移 切 術 拍 ン \mathcal{O} ょ 動 皮 術 パ 衝 膜 移 内 除 動 術 植 脈 的 る ` 撃 腹 流 ン 植 腫 術 視 瀌 中 経 £ 波 腔 \mathcal{L}° 横 型 術 経 体 瘍 植 鏡 断 隔 皮 \mathcal{O} 膵が ン 外 皮 隔 摘 认 植 下 鏡 術 的 心 ` 型 グ 的 石 衝 出 下 両 込 筋 膜 筋 力 破 室 型 撃 法 除 術 小 同 冠 層 テ 内 焼 胆 砕 ~° 波 切 種 細 心 動 切 心 灼き 視 管 腹 術 胆 開 Ι 動 電 脈 開 膜 心 鏡 テ 悪 術 器 合 石 腔 後 移 シ 义 術 Α ス 下 ル 性 テ 腹 破 鏡 腹 ン 移 記 併 植 В 下 心 腫 <u>~</u>° 腔 砕 下 膜 Р グ 植 録 ン 経 切 術 肢 筋 瘍 鏡 法 機 計 除 術 小 IJ 術 1 皮 静 焼 手 ス 能 留 切 ン 的 下 摘 を 同 脈 灼や 術 メ 開 パ 置 伴 膵は 腹 付 植 出 冠 種 瘤は 術 体 腔る 節 術 う 後 心 補 き 込 術 動 膵が 不 型 力 鏡 腹 尾 群 肺 助 植 脈 Ł 頭 磁 全 1 部 下 膜 郭 移 込 除 経 形 人 両 \mathcal{O} 十 穿せん 気 型 移 悪 腫 肝 清 植 心 力 成 工 細 植 ナ 通 除 室 テ 瘍 切 性 心 動 に 術 術 術 指 枝 器 ピ 切 臟 \sim 術 除 腫 細] 限 腸 ゲ 除 切 る。 術 瘍 ダ 骨 動 交 テ 経 切 \sim 器 術 離 手 メ 換 格 小 ス ル 皮 除 交 シ 術 大 生 術 1 児 術 X 的 筋 及 換 腹 ジ 補] ス 体 由 彐 動 冠 腹 腔 U 術 ン 部 腹 来 メ 助 力 脈 動 同 コ 両 肝 鏡 分 腔 ン 腔; 細 人 室 1] 加 弁 脈 種 算 切 鏡 鏡 経 \sim 力 置 肝 胞 工 移 下 \vdash 形 死 を 膵 除 下 下 心 静] 換 移 シ 植 成 体 口 算 頭 胃 小] 臟 交 術 肺 植 脈 シ 術 術 葉 十 二 換 術 切 電 縮 ル \vdash ン 定 移 以 手 開 心 植 極 グ 両 術 す 胸 特 植 小

腔分 鏡 鏡 道 切 腔; 指 る 死 凍 的 ŧ 下 括 開 体 凝 鏡 腸 鏡 約 胯が 腎 胎 切 \mathcal{O} 小 古 下 下 盤 切 筋 脱る 移 12 小 小 除 吻る 開 ょ 植 腫 植 切 切 術 合 腹 込 瘍 術 る 開 前 開 腔さ 血 寸. 摘 ŧ 腎 副 同 管 腺 置 腎 鏡 出 生 種 \mathcal{O} 摘 体 レ 下 悪 換 術 摘 死 出 術 腎 性 体 仙 出 術 ザ 骨 腫 膵が 腹 移 腹 術] 腟な 焦 腔分 瘍 植 腔 移 腹 点 燒 手 鏡 植 古 術 鏡 腔分 体 術 定 式 下 下 外 術 灼き 鐼 術 膀^ぼう 高 腹 腎 衝 下 術 脱る 悪 腹 腔 擊 工 同 小 及 ネ 腹 腔 悪 鏡 性 波 種 切 び 腔 腎 鏡 ル 性 下 腫 死 開 胎 ギ 鏡 下 腫 小 瘍 体 腎 児 膵が 下 前 瘍 切 手 尿 胸 管 子 立 超 手 開 術 腎 尿 腔る 宮 音 腺 術 結 移 尿 管 内 悪 悪 波 管 石 植 羊 性 性 療 腹 腫 視 破 術 悪 水 腔 腫 腫 法 瘍 鏡 砕 性 腔分 瘍 早 瘍 鏡 摘 手 術 腫 シ 術 手 手 腹 期 下 出 瘍 t 術 腔分 術 用 腹 悪 小 術 手 支 腔分 鏡 性 切 術 1 子 内 胯ょ 援 開 下 鏡 腫 術 胯が 機 宮 視 脱る 瘍 前 下 腎 \mathcal{O} 体 鏡 寸. 脱る 器 大 水 小 腫 施 が 腺 悪 手 圧 腸 を 切 設 瘍 術 悪 性 拡 用 開 粘 ん 基 凝 用 性 腎 膜 に 腫 張 1 淮 古 限 支 腫 瘍 る 部 下 術 る 援 瘍 手 分 層 Ł 焼 機 手 術 切 剥は 腹 \mathcal{O} 灼き 器 術 腔 除 離 を 術 鏡 術 術 人 内 用 腹 工 下 同 冷 腔 視 尿 小 種 腹 腹 1

切 術 手 切 ŧ 除 当 \bigcirc 術 除 単 術 術 該 純 \mathcal{O} 療 腋き 乳 場 工 養 窩ゕ 房 網 合 キ を 部 切 シ 膜 行 に う 郭 除 付 限 7 清 に 術 着 る レ を 組 0 伴 乳 織 ザ き + わ 腺 を 含 な 分 全 緑 12 摘 む 内 な い ょ 術 る 車 Ł 硝 障 用 \mathcal{O} 子 丰 ŧ) 体 術 \mathcal{O} 施 乳 設 切 に 乳 緑 房 除 限 を 有 部 内 房 術 る 部 障 分 L 分 眼 治 7 切 切 除 内 療 1 除 る 術 内 用 組 術 織 病 視 イ 腕き 鏡 ン 拡 院 腋き プ 張 窩が を で 窩が 器 ラ 部 用 あ 部 る 郭 1 に ح 郭 清 ょ る \vdash کی 清 る を ŧ) 挿 伴 を 再 入 \mathcal{O} 伴 術 わ 建 た だ う な 手 プ 術 ŧ 11 乳 L \mathcal{O} ŧ 腺 レ 乳 治 悪 \mathcal{O} 内 性 1 房 療 視 的 腫 \mathcal{O} 鏡 乳 再 瘍 角 あ 下 房 丰 る 建 膜

イ

術 に 療 IJ 填 乳 な に \vdash ル] 移 限 留 IJ ょ 所 人 房 1 る ン 植 Ŋ 大 ブ 置 工 切 ŧ 乳 状 乳 Ł 術 動 術 パ 除 \mathcal{O} 腺 脈 節 植 切 術 \mathcal{O} 及 房 悪 除 を を び 込 バ 植 加 乳 含 胸 型 算 \sim 性 ル に 用 込 房 ょ 型 心 腫 1 1 骨 切 む 旁う 瘍 ン る た 又 除 ス 電 心 パ 乳 t 電 術 手 は X 図 記 術 ン 义 乳 鎖 房 \mathcal{O} ピ 記 骨 腋き 力 再 が 録 膀^ぼう ン 計 録 建 乳 上 窩ゕ λ 膀^{ぼっ} 脱っ グ 脱さ セ 鎖 交 計 術 房 移 法 換 下 水 移 ン 骨 植 切 乳 チ 術 植 窩が 除 術 圧 水 下 ネ 拡 圧 房 術 Ι 術 な 部 に 及 係 張 拡 切 ル تلح 郭 び Α 腋き 植 除 IJ 郭 る 植 術 В 張 清 ンパ 届 込型 後) 窩か 及 Ρ 術 清 を 込 型 び 伴 法) を 出 鎖 ~° 腹 心 を 節 併 う 骨 心 行 腔分 及 電 経 下 電 加 ŧ 施 び 算 す 义 皮 \bigcirc 部 义 鏡 ス 0 Ź た 記 下 腹 記 的 2 郭 メ 腔分] を算 診 録 t 清 録 仙 冠 療 計 骨 鏡 計 を \mathcal{O} 力 動 胸 腟っ 定 伴 下 筋 脈 所 摘 摘 す 仙 移 出 形 う 固 12 に 出 切 限 定 骨 植 術 る 除 t 成 術 0 場 る。 腟なっ 術 \bigcirc に 術 術 1 を 合に 併 固 腹 7 0 に 腔る \sim 経 1 0 定 は 施 術 鏡 限 で 皮 す 7 1 胸 的 る 7 下 る。 乳 ŧ 12 筋 は ス ょ \sim は 0 メ 胃 冠 が ŧ 切] 除 1 有 7 動 縮 ん \mathcal{O} 脈 を 床 て 及 ス 力 小 セ メ 診 は 術 ゲ ン び 併] ス テ チ 交 療 ル 拡 施 換 ス ネ 力 所 診 充 大

口 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 当 該 療 養 を 行 う に つ き必 要 な 医 師 及 び 看 護 師 が 配 置 さ れ 7 7 る

医 科 点 数 表 第二 章 第 + 部 手 術 通 則第 5号 及 び第 6号並 びに 歯 科点数表第二 一章第 九 部 手 術 通 則 第

4号に掲げる手術の施設基準

と。

る。

(1) 緊 急 事 態 に 対 応す るた 8 0) 体 制 そ \mathcal{O} 他 当 「該療: 養を行うに つき必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 V るこ

کے

- (2)当 該 保 険 医 療 機 関 内 . に 当 該 療 養 を行うに つき必 要な 医 師 が 配 置 され てい ること。
- (3)当 該 手 術 \mathcal{O} 年 間 \mathcal{O} 実 施 件数を当 該 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 見 B す ĺ١ 場 所 に 掲 示 L てい ること。
- (4)手術 を受ける全て \mathcal{O} 患者に対して、 それ ぞ れ \mathcal{O} 患 者が 受ける 手 術 \mathcal{O} 内 容 が 文書により交付さ

れ、説明がなされていること。

<u>ニ</u>の ニ 手 術 \mathcal{O} 休 日 加 算 1, 時 間 外 加 算 1及び深夜 加 算 1 \mathcal{O}

(1) 休 日 保 険 医 療 機 関 0 表 示す る診 療時 間 以外 0 時 間 及 Ű 深夜 \mathcal{O} 手術に対応するための十分な

施

設基

準

体制が整備されていること。

- (2)急 性 期 医 療 に 係 る 実 績 を 相 当 程 度 有 L て 1 る病 院 で あること。
- (3)病 院 勤 務 医 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 及 び 処 遇 \mathcal{O} 改 善 に 資 す る 体 制 が 整 備 さ れ て () ること。

<u>の</u> 三 医 科 点 数 表 第二 章 第 + 部 手 術 通 則 第 16 号 に 掲 げ る手 術 12 お け る適合していない場合には 所

定点数 \mathcal{O} 百 分 \mathcal{O} 八 + に 相 当す る点 数 に ょ り 算定することとなる施 設 基 潍

- (1)摂 食 機 能 12 係 る 療 養を行うに つ き 相 当 \mathcal{O} 実績 を有 してい ること。
- (2)摂 食 機 能 12 係 る 療 養を行る うに . つ き十分な体 制 が整備され ていること。
- 三 手術の所定点数に含まれる薬剤

外皮用消毒剤に係る薬剤

三の二 輸血管理料の施設基準

(1) 輸血管理料Ⅰの施設基準

イ 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 臨床 検査 技師が常時一名以上配置されていること。

ロ 輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2) 輸血管理料Ⅱの施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3) 輸血適正使用加算の施設基準

輸血製剤が適正に使用されていること。

貯 血 式 自 己 血. 輸 血 管 理 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設基 潍

(4)

貯 Ш. 式 自 己 血. 輸 血. 管 理を行うに つ き十、 分な体 制 が 整 備 さ れ 7 V) ること。

三の二 <u>ー</u>の <u>-</u> 自己生 体 組 織 接 着 剤 作 成 術 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1) 当該 療 養 を行うに つき十分な 体 制 が 整 備 され てい る病 院 であること。

(2) 当 該 保 険 医 療 機 関内に当 該 療 養を行うにつき必 要 な 医 師 が 配 置されていること。

三の二の三 人工 肛っ 門 • 人工膀胱が 造 設 術 前 処 置 加 算 \mathcal{O} 施

当該保険医 療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

設

基

準

三の二 0) 兀 削 除

三の二 \mathcal{O} 五. 胃 瘻る 造 設時 で嚥下機は 能 評 価 加算 に お ける適 合 L て 7 な 7 場 合には 所定点数の百分の 八十

に 相当する点数に より算 定することとなる施 設 基 進

(1) 摂 食 機 能 に 係 る療 養を行うにつき相 当の 実 績を有 していること。

(2)摂 食 機能 に係 る療 養を行うに つき十分な体 制 が 整 備 され ていること。

三の二 一の六 凍結保 存同 種 組 織 加 算 \mathcal{O} 施設 基 潍

(1) 当該 療養を行うにつき十分な経験を有する医師が 一名以上配置されていること。

(2)当該 療養を行うにつき十分な体制 が整備され ていること。

当 該 手 術 を行うにつ き十分 な体 制 を整 備 L て いること。

三 の 二

一の七

歯

根

端端

切

除

手

術

 \mathcal{O}

注3に

· 規 定

す

る

別

に厚生労働大臣

が定める施設基準

三 の 三 歯 周 組 織 再 生 誘 導 手 術 \mathcal{O} 施 設 基 進

歯 科 又 は 歯 科 口 腔う 外 科 を 担 当す る歯 科 医 師 として相 当の経験を有する歯科医師 が 名以 上 一配置

され てい ること。

三の 兀 手 術 時 歯 根 面 レ ザ 応 用 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

当 該 療 養 を行うにつ き十分な体 制 を整 備 していること。

三の五 歯科点数表第二章第九部手術に掲げる上顎骨形成術 (骨移動を伴う場合に限る。) 及び下

顎 骨 形 成 術 (骨 移 動 を伴う場 合 に 限 る。 \mathcal{O} 施 設 基 準

(1)緊 急 事 態 に 対 応す るた 8 \mathcal{O} 体 制 そ \mathcal{O} 他 当 該 療 養を行うに つき必要な体 制 が ン整備・ され て 7 るこ

لح

- (2)当 該 療 養 を行うにつき十分な専用 施設を有してい る病院 であること。
- (3)当 該 保 険 医 療 機 関 内 - に当該 療養を行うにつき必要な歯 科 医師 及び看護師が配置されてい るこ

لح

三の六 広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準

(1) 歯 科又は 歯 科 П .. 腔[〈] 外科を担当する歯 科医師として相当の経験を有する常勤の歯科医師が2名

以上配置されていること。

- (2)当 該 療 養を行うにつき十分な 体 制 が 整 備 され て ζ, ること。
- (3)当 該 療 養を行うにつき十分な 機器 及 Ţ 施 設 いを有り L ていること。

兀 歯 科 点 数 表 \mathcal{O} 第二 章 第 九 部 手 術 に 規 定 でする 特 定 薬 剤

使 用 薬 剤 \mathcal{O} 薬 価 薬 価 基 準 別 表 第 兀 部 歯 科 用 薬 剤 外用薬(1) に · 掲 げ る薬 和及び 別表第十 に掲

げる薬剤

第十二の二 麻酔

7 スク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に規定する麻酔が困難な患者

別 表 第十一 の二に 掲 げ る患 者 で あ つ て、 麻 酔 が 困 難 な ŧ \mathcal{O}

- 麻 酔 管 理 料 (I) \mathcal{O} 施 嗀 基 潍
- (1) 麻 酔 科 を 標 榜ら L 7 1 る 保 険 医 療 機関 べであ ること。
- (2)常 勤 \mathcal{O} 麻 酔 に 従 事 す Ś 医 師 麻麻 酔 科 に つき医 療法第六条の六第 項に規 定する厚生労働 大臣

(3)麻 酔 管 理 を行うにつき十分な 体 制 が 整 備されていること。

 \mathcal{O}

許

可

を受け

た者に限

る。

以 下

麻

酔

科

標榜医」という。

が

配

置されていること。

三 麻 酔 Ē 理 料 (Π) \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 標標 榜

麻

酔

科を

して

1

る保

険

医

唇機関

であること。

- (2)常 勤 \mathcal{O} 麻 酔 科 . 標 榜^ぼう 医 が 五. 名 以 上 酉己 置 されていること。
- (3)麻 酔 管 [理を] 行うに つき十分な体 制 が 整 備 され ていること。

第 十三 放 射 線 治 療

放射 線 治 療 専 任 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を専 5 担当する常 勤 \mathcal{O} 医 師 又 は 歯 科 医 師 (放射線治 :療 に 0

1 て、 相 当 \mathcal{O} 経 験 を 有 す る Ł \mathcal{O} に 限 る。 が 名 以 上 配 置 つされ て いること。

- (2)該 治 療 を 行うに . つき必. 要な 体 制 が 整 備 され 7 1 ること。
- (3)当該 治 療 を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

高 エ ネ ル ギ] 放 射 線 治 療 \mathcal{O} 施 設 基 準

当 該 治 療 を 行 う に 0 き必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ 7 7 ること。

二の二 一回線量増加加算の施設基準

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担当す る常勤 0) 医師 放射線治 療 に つ *(*) て、 相当の

経 験 を 有 す Ź ŧ \mathcal{O} に 限 る。 が 名 以 上 配 置 され 7 1 ること。

(2)当 該 治 療 を行うに つき必っ 要な 体 制 が 整 備 され てい ること。

<u>一</u>の 三 強 度変 調 放 射 線 治 療 Î M R $\underbrace{\mathsf{T}}$ \mathcal{O} 施 設 基 潍 等

(1) 強度 変 調 放 射 線 治 療 Î M R $\underbrace{\mathsf{T}}$ \mathcal{O} 施 設 基 潍

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 放 射 線 治 療 を 専 5 担 当 す る常 勤 \mathcal{O} 医 師 又 は 歯 科 医 師 が 一名以上 配 置

さ れ 7 お り、 う 5 名 以 上 は 放 射 線 治 療 に 0 1 7 相 当 \mathcal{O} 経験 を 有 す Ź ŧ \mathcal{O} であること。

口 当該 治 療 を 行うに つき必 要 な 体 制 が 整 備 さ れ て 1 ること。

当 該 治 療 を行うに つき十分な機器 及 び 施 設 を 有 ていること。

(2)強 度 変 調 放 射 線 治 療 Ι M R $\underbrace{\mathsf{T}}$ \mathcal{O} 対 象 患 者

別表第十一の三に掲げる患者

0) 几 画 像 誘 導 放 射 線 治 療 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 · 療 機 関 内 に 放 射線 治 療 を専 ら担当する常勤 0 医師 又は 歯 科医 師 放 射線治療に 0

1 て、 相 当 \mathcal{O} 経 験を有 する ŧ \mathcal{O} に 限 る。 が 名 以 上 配置され ていること。

- (2)該 治 療 を行うに つき必 要な 体 制 が 整 備 さ れ 7 1 ること。
- (3)該 治 療 を行うにつき十分な 機器 及 び 施 設 を 有 L ていること。

<u>ー</u>の 五. 体 外 照 射 呼 吸 性 移 動 対 策 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担当する 医 師 (放射線治療について、 相当の経験を

有するも \mathcal{O} に 限 る。 が 配 置されていること。

(2)

該

治療を行うにつき必

要な体制

が

整備されていること。

(3)当該 治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

 \equiv 定位 放 射 線 治 療 \mathcal{O} 施 設 基 進

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を専 5 担当す うる常 勤 \mathcal{O} 医師 (放射: 線治療に . つ い て、 相当の

経 験 を 有 す る ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 が 名 以 上 配 置 さ れ 7 **\ ること。

- (2)該 治 療 を行 うに . つき必. 要な 体 制 が 整 備 され 7 **,** \ ること。
- (3)該 治 療 を行うに つき十分な 機 器 及 CK 施 設 を有り L ていること。

三の二 定 位 放 射 線 治 療 呼 吸 性 移 動 対 策 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射 線 治 療 を 専 5 担 , 当 す る医師 (放射線治療について、 相当の経 験を

有 するもの に限 る。 が 配 置されていること。

(2)当 該 治 療 を行うに つき必 要な 体 制 が 整 備 され 7 い

(3)当 該 治 療 を行うに つき十分な 機 器 及 び 施 設 を 有 L ていること。

四 粒子線治療の施設基準等

(1) 粒子線治療の施設基準

1 当該 保 険 医 療 機 関 内 に放射線治 療を専ら担当する常勤の医 師 が二名以上配置されており、

うち一 名以 上は 放 射 線 治 療に つ ١, て相 当 (T) 経 験を有するもので あること。

ロ 当該治療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ハ 当該治療を行うにつき十分な機器 及び 施設を有していること。

(2) 粒子線治療の注2に規定する患者

別表第十一の四に掲げる患者

五 粒 子 線 治 療 適 応 判 定 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1)当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 放 射線 治 療 を 専 5 担当す う る 専 従 \mathcal{O} 常 勤 医 師 放 射 線治 療 に · **,** \ て、 相

当 \mathcal{O} 経 験 を 有 する t \mathcal{O} に 限 る。 が二名 以 上 配 置 さ れ て 1 ること。

(2)当 該 治 療 \mathcal{O} 適 応 判 定を行うに . つ き必 要な 体 制 が 整 備 され ていること。

六 粒 子 線 治 療 医 学 管 理 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 準

(1)当 該 保険 医療機 関 内に放っ 射線治療 を担当する専従の常勤医師 (放射線治療について、 相当の

経験を有するものに限る。)が二名以上配置されていること。

- (2)該 医学 管理 を行うにつき必要な 体 制 が 整 備 され ていること。
- (3) 該 医学 管理を行うに つき必要な機器を有 L てい ること。

七 画 像 誘 導 密 封 小 線 源 治 療 加 算 \mathcal{O} 施 設基 進

(1) 当該 保 険 医 療 機関 内 に 放 新線 治 療 ※を専ら. 担当する常勤 の医師 又は 歯 科医師 (放射線治療につ

て、 相当 . の 経験を有するものに 限る。 <u>)</u> が 一名以上配置されていること。

(2) 当 該 治療を行うにつき必要な体制 が整備されていること。

(3) 当該 治療を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

第十三の二 歯冠修復及び欠損補綴

う 蝕 歯無痛的窩洞形成加算の施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。

一の二 CAD/CAM冠

(1) 該 療 養 を行うに つき十分な体 制 が 整 備 されていること。

(2)当 該 療 養 を行うにつき十分な 機器 及 び 設 備 を有し ていること又は十分な機器及び設備を有し

ている歯科技工所との連携が確保されていること。

一 歯科技工加算1及び2の施設基準

- (1) 常勤の歯科技工士を配置していること。
- (2)歯 科 技 工 室 及 び 歯 科 技 工 に 必 要 な 機器を整 備 L てい ること。
- (3)患 者 \mathcal{O} 求 \Diamond に . 応 じ て、 迅 速 に 有 床 義 歯 を修 理 す Ź 体 制 が整備されている旨を院内 掲示 L てい

ح کے

第十四 歯科矯正

一 歯科矯正診断料の施設基準

- (1) 該 療 養を行 うに つ き十 分な経験を有する専任の歯科医 師が 名以上配置されていること。
- (2) 常勤の歯科医師が一名以上配置されていること。

(3)

当

該

療

養

を行

うに

つき必

要な

機器

及

び十分な

専

用

施

設を有し

てい

ること。

- (4)当 該 療 養に つ き顎 切 除 等 \mathcal{O} 手 術を担当す Ź 別 \mathcal{O} 保 険 医 療 機関 لح \mathcal{O} 間 の連 絡 体 制 が 整備 ざれ 7

いること。

顎 П 腔る 機 能 診 断 料 顎 変 形 症 (顎 離 断 等 \mathcal{O} 手術 を必 要とするも 0 に 限 る。 0) 手 術 前 後 に お け

る歯科矯正に係るもの)の施設基準

(1)障 害 者 \mathcal{O} 日 常 生 活 及 び 社 会生 活を総合的 に支援す るた \Diamond \mathcal{O} 法 律 施 行 規 則 平 成 + 八 年 厚 生 労

働 省 第十 · 九 号) 第三十六 条第 号及び 第二号に 規 定する 医 療 に つ **,** \ て、 障 害 者 総 合支 援 法 第

五 十四四 条第二項に規定する都道府県知事 の指定を受けた医 療機 関 (歯 科矯 E に関する医療 を担

当するものに限る。)であること。

- (2)当 該 療 養 を行うに つき十分な専用 施 設を有 L て ζ`\ ること。
- (3)当 該 療 養 に 0 き 顎 離 断 等 \mathcal{O} 手 術 を 担 当す Ź 別 \mathcal{O} 保 険 医 療機関 との間 の連 携体 制が整備されて

いること。

一 保険医療機関間第十四の二 病理診断

保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準

(1) 標本の送付側

離 島 等 に 所 在 する 保 険 医 療機 関そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 保険 医療機関であって、 病理標本の作製につき十分

な体制が整備されていること。

(2) 標本の受取側

次のいずれにも該当するものであること。

1 病 理 診 断 管 理 加 算 又 は \Box 腔が 病 理 診 断 管 理 加 算 12 係 る届 出 を 行 って **,** \ る 施 設 であること。

口 病 理 診 断 を 行うに つき十分な 体 制 が 整 備 さ れ た 医 療 機 関 で あ ること。

ハ 衛 生 検 査 所 臨 床 検 査 技 師 等 に 関 す る 法 律 (昭 和三十三年 法 律第七十六号) 第二十 · 条 の 三

第 項 に 規 定 す る 衛生 検 査 所 をい う。 で作製され、 送付され た病 理 標本のうち、 同 の者

が 開 設す る衛生検査所で作製された病理標本が一 定割合以下であること。

テレ パ ソロ ジ] に ょ る 術 中 迅 速 病 理組 織 標 本作 製 及 び 術 中 迅 速 細 胞 診 \mathcal{O} 施 設 基 準

(1) 送信側

離 島 等 に 所在 する保険 医 療機 関そ 0 他 \mathcal{O} 保険 医 療機 関 で あ って、 病理標本 \mathcal{O} 作製を行うにつ

き十分な体制が整備されていること。

(2) 受信側

当該 保険 医療機関内に病理診断を担当する常勤 の医師又は歯科医師が配置されており、 病理

診断を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。

三 病理診断管理加算の施設基準

(1) 病理診断管理加算1の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 病 理診 断 を専ら 担当する常勤 0 医 師 が 名 以 上配 置され 7 V るこ

کے

口 病 理 診 断 管 理 を行うに つき十分な体 制 が 整 一備され た保 険 医療 微機関 であ ること。

(2) 病理診断管理加算2の施設基準

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に 病 理 診 断 を専ら 担 当 する常勤 の医 師 が二名以 上配 置され てい るこ

<u>ک</u> 。

口 病 理診断管理を行うにつき十分な体制が整備された病院であること。

基

潍

- (1) \Box 腔分 病 理 診 断 管 理 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 淮
- 1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 12 \Box 腔る 病 理 診 断 を 専 5 担 当 す Ź 常 勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 又 は 医 師 が __ 名 以 上 配

置されていること。

口 \Box 腔分 病 理 診 断 管 理 を行うに 0 き十 -分な体 制 が を整備 ざれ た保 険 医 療 機関 であること。

(2)П 腔分 病 理 診 断 管 理 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 進

1 当 該 保 険 医 療 機 関 内 に \Box 腔う 病 理 診 断 を 専ら担 .当する常 勤 \mathcal{O} 歯 科 医 師 又 は 医 師 が二 名 以 上配

置されていること。

口 \Box 腔; 病 理 診 断 管 理 を行うに つき十分な体 制 が 整 備され た病 院 である保 険 医 療 機 関 へで あ るこ

ح °

十五 調剤

第

調剤基本料の施設基準

(1) 調剤基本料1の施設基準

1 (2) \mathcal{O} 1 又 は (3) \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 1 ず れ に Ł 該 当 L な 1 保 険 薬 局 で あ ること。

口 当 該 保 険 薬 局 に お け る 医 療 用 医 薬 品品 \mathcal{O} 取 引 価 格 \mathcal{O} 妥 結 率 当 該 保 険 薬 局 に お 1 7 購 入 つされ

た 使 用 薬 剤 \mathcal{O} 薬 価 薬 価 基 準) に 収 収載され て V る 医 療 用 医 薬品 \mathcal{O} 薬 価 総 額 (各 医 療 用 医 薬品

業 の規 法 \mathcal{O} 間 者 律 格 で 第 **(**医 単 \mathcal{O} 百 取 匹 薬 位 十五号) 引 묘 数 量 価 格 医 に 薬 が 療 定 機 第三十四 価 \Diamond 器 を 乗じ 5 等 れ \mathcal{O} 1条第三 た薬 た 品 価 質、 価 格 基準 !を合: 項 有 に 効 規定す に 性 算 収 L 及 載さ たも び る 安 れて 全 卸 \mathcal{O} 性 売 を **(**) 販 \mathcal{O} V > う。 る医 確 売業者をい 保 療 等 以 用 に 下 医 関 同 工薬品 う。 する法 じ。 <u>
</u>
・ \mathcal{O} に 薬 と当 律 価 占 該 昭 め 総 る 額 保 和 卸 険 三 \mathcal{O} + 割 薬 売 合を 局 五. 販 لح 売 年

(2) 調剤基本料2の施設基準

1

う。

が

五.

割を超えること。

1 以 下 \mathcal{O} ١ ر ずれ かに該当する保険薬局 (3)のイに該当するものを除く。) であること。

1 λ による 処方 せ 調 λ の受付回数が一月に四千回を超えること。 剤 \mathcal{O} 割 一 合 が 七割を超える場合に限る。) (特定の保険 医 療 機 関 に係る処方せ

2 保 険 処 医 方 せ 療 機 λ 関 \mathcal{O} 受付 に 係 る 口 処 数 方 が せ 月 λ に に二千回 よる 調 剤 を超えること。 \mathcal{O} 割 合 が 九 割 を超 え る場合に限る。) 該当する場合を除 き、 特 定 \mathcal{O}

3 特 定 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 に 係 る 処 方 せ W \mathcal{O} 受付 回 数 が 月 に 匹 千 回 を超えること。 $\widehat{\mathbb{1}}$ 文は

②に該当する場合を除く。)

口 当 該 保 険 薬 局 12 お け る 医 療 用 医 薬 品品 \mathcal{O} 取 引 価 格 の妥結が 率 が 五. 割 を超えること。

(3) 調剤基本料3の施設基準

1 同 グ ル プ の保険薬局 (財務上又は営業上若しくは事業上、 緊密な関係にある範囲の保

険 薬 局 を 1 う。 に お け る 処 方 せ λ \mathcal{O} 受 付 口 数 \mathcal{O} 合 計 が 月 に 兀 万 口 を超 えるグ ル] プ に 属

す る 保 険 薬 局 \mathcal{O} う ち、 以 下 \mathcal{O} 1 ず れ か に 該 当 す る 保 険 薬 局 で あ ること。

- 1 特 定 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 に 係 る 処 方 せ W 12 ょ る 調 剤 \mathcal{O} 割 合 が 九 割 五. 分を超えること。
- 2 特 定 \mathcal{O} 保 険 医 療 機 関 と \mathcal{O} 間 で 不 動 産 \mathcal{O} 賃 貸 借 取 引 が あ る

口 当 該 保 険 薬 局 12 お け る 医 療 用 医 薬 묘 \mathcal{O} 取 引 価 格 \mathcal{O} 妥 結 率 が 五. 割を超えること。

(4)調 剤 基 本 料 4 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) \mathcal{O} 1 に 該 当 す る 保 険 薬 局 のうち、 当 該 保険 薬局 に お ける 医 療用 医 薬 品品 \mathcal{O} 取 引 価 格 の妥結

が 五. 割 以 下 \mathcal{O} 保 険 薬 局 で あること。

(5)調 剤 基 本 料 5 \mathcal{O} 施 設 基 進

(2) \mathcal{O} 1 に 該 当 す る 保 険 薬 局 \mathcal{O} う ち、 当 該 保 険 薬 局 に お け る医 療 用 医 薬品 \mathcal{O} 取 引 価 格 \mathcal{O} 妥 結

が 五. 割 以 下 \mathcal{O} 保 険 薬 局 で あ ること。

(1)調 次 剤 基 \mathcal{O} 全 本 料 7 を \mathcal{O} 満 注 た す た 保 だ 険 薬 書 局 で 規 あ 定 す ること。 る施 設 基

1

L

に

準

1 当 該 保 険 薬 局 に 勤 務 L 7 1 る 保 険 薬 剤 師 \mathcal{O} 五 割 以 上 が カン か り 0 け 薬 剤 師 指 獐 料 又 は カン カン

Ŋ 0 け 薬 剤 師 包 括 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 に 適 合 L 7 1 る 薬 剤 師 で あ ること。

口 か カン り 0 け 薬剤 師 指 導 料 又 は か か り 0 け 薬剤 師 包括 管 理 料 \mathcal{O} 算定について、 相 当の・ 実 績 を

有していること。

(2)調 剤 基 本 料 1を算定する保険 薬 局 は、 当該保 険 薬 局 に お ける 医 療 用 医薬 品品 0 取 引価格 の妥結

率が五割を超えていること。

三 調剤基本料の注3に規定する保険薬局

か か り 0 け 薬 局 \mathcal{O} 基本的 な機能 に係る業務を一年間実施していない保険薬局であること。

四 基準調剤加算の施設基準

(1)患者ごとに、 適切な薬学的管理を行い、 かつ、 服薬指導を行っていること。

(2)患者 \mathcal{O} 求めに応じて、 投薬に係る薬剤に関する主 な情報を提供していること。

③ 一定時間以上開局していること。

4 十分な数の医薬品を備蓄していること。

(5)適 切 な 薬学 的 管 理 及 Ţ 服 薬 指 導 を行うに いつき必 要 な体 制 及び 機 能 が 整 備され 7 お り、 患 者 に

対 L 在 宅 に 係 る当 該 薬 局 \mathcal{O} 体 制 \mathcal{O} 情 報 を提供 L てい ること。

(6)麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 留昭 和 <u>-</u> 十 八年 -法律: 第十 · 四 号) 第三条 0 規定に よる麻薬 小 売業者 \mathcal{O}

免許を受けていること。

(7)該 保 険 薬 局 \mathcal{O} み又は当該保険薬局を含む連携する近隣の保険薬局において、二十四 時 間 調

剤 並 び に在宅患者に対する薬学的管理及び服薬指導を行うにつき必要な体 制が整 正備され 7 **,** \ る

- (8)在宅 患者 に 対 す る薬学 的 管 理 及 び 指 導 に つ ١ ر て、 実 績 を 有 L て 7 ること。
- (9)当 該 地 域 に お 1 て、 在 宅 療 養 \bigcirc 支 援 12 係 る 診 療 所 又 は 病 院 及 び 訪 間 看 護 ス テ] シ 彐 ン لح \mathcal{O} 連

携体制が整備されていること。

(10)当 該 地 域 に お 7 て、 他 \mathcal{O} 保 健 医 療 サ ĺ ピ ス及び 福 祉 サ ĺ ビスとの 連 携 調 整 を 担担 .当する者との

連携体制が整備されていること。

(12)(11)か か Ŋ 0 け 薬 剤 師 指 導 料 又 は か か り け 薬剤 師 包括 管理 一料に 係る届 出を行っていること。

保 特 険 薬 定 局 \mathcal{O} 保 に 険 お 医 1 7 療 調 機 関 剤 に た 係 後 る 処 発 方 医 せ 薬 品 λ に \mathcal{O} あ ょ る る 調 先 発 剤 医 \mathcal{O} 割 薬 品品 合 及 が 九 び 後 割 を超え 発 医 薬 品品 る場合 を合算 に Ĺ あ た 0 . 規格: て は 単 当 位 数 該

量 に 占 \Diamond る 後 発 医 薬 品 \mathcal{O} 規 格 単 位 数 量 \mathcal{O} 割 合 が 三 割 以 上 で あること。

後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 \mathcal{O} 施 設 基 潍

五

(1) 通則

当 該 保 険 薬 局 に お ** \ て 調 剤 L た 薬 剤 \mathcal{O} 規 格 単 位 数 量 に 占 8 る 後 発 医 薬 品品 \mathcal{O} あ る 先 発 医 薬 品品 及

び 後 発 医 薬 品 を合 算 L た 規 格 単 位 数 量 \mathcal{O} 割 合 が 五. 割 以 上で あること。

(2)後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 1 \mathcal{O} 施 設 基 潍

該 保 険 薬 局 12 お 7 て 調 剤 L た後発医薬 品品 0 あ る先発医 薬品 及び後発医薬品を合算 L た規格

単 位 数 量 一に占い め る後 発 医 薬 品品 \mathcal{O} 規 格 単 位 数 量 0) 割 合 が 六 割 五. 分以 上であること。

(3)後 発 医 薬 品 調 剤 体 制 加 算 2 \mathcal{O} 施 設 基 潍

単 位 数 該 量 保 に占い 険 薬 \Diamond 局 る後 に お 発 1 医 7 薬 調 品品 剤 \mathcal{O} L 規 た 格 後 単 発 位 医 数 薬 量 品品 \mathcal{O} \mathcal{O} 割 あ る先発 合 が 七 割 医 薬品 五. 分以 及び 上で 後 あること。 発 医 薬品を合算 L た規格

六 調 剤 料 に 係 る無菌 製 剤 処 理 \mathcal{O} 施 設 基 潍

(1) 薬局であること。

(2)無菌 製 剤処理を行うにつき十分な施設又は設備を有していること。 ただし、 医薬 品、 医 療機

器 等 0 品 質、 有効性及び安全性 0) 確保等に関する法律 施 行 規則 (昭 和三十六年厚生省令第

号) 第十五 条 の九 第 一 項 \mathcal{O} ただし 書 \mathcal{O} 場合は、 ک 0) 限 ŋ で ない。

(3)無 菌 製 剤 処 理 を行うに つ き必 夏な: 体 制 が整備・ され ていること。

七 調剤料の注6ただし書に規定する薬剤

使 用 薬 剤 \mathcal{O} 薬 価 薬 価 基 準 別 表 に 収 載 され 7 **,** \ · る薬 《剤と』 同 規 格 !を有` す る薬剤

八 調剤料の注8に規定する施設基準

(1) 在 宅 患 者 訪 問 薬 剤 管 理 指 導料 0 注 1 に 規 定するあら かじ め 在 宅患者訪 問 薬 剤 管 理指導を行う

旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局であること。

(2)在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うにつき必要な体制が整備されていること。

- (3)麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 第三 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 麻 薬 小 売 業 者 \mathcal{O} 免 許を受け Ć いること。
- 九 調剤料の注8に規定する患者
- (1)在 宅 患 者 緊 急 訪 間 薬 剤 管 理 指 導 料 を算定 L 7 1 る 患
- (2)在 宅 患 者 緊 急 時 等 共 同 指 導 料 を 算 定 L 7 1 る 患
- (3)指 定 居 宅 サ ピ ス に 要す る費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に 関 す る基準 準 (平成十二年厚 生省告示 第十 -九号)

者

者

に 規定する居宅 療 養管 理 指 導 費 (薬 局 \mathcal{O} 薬 剤 師 が 行 う場合に 限 る。 を算定 して 7 る患

(4)指 定介護予 防 サ ピ ス に . 要す る費用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定に 関 する基準 平 成 十 八 年厚 生労働 省 1告示: 第

算定している患者

百二十七号)

に

規定

す

Ź

介

護予

防

居

宅

療

養

管

理

指

導

費

(薬

局

 \mathcal{O}

薬

剤

師

が

行

Š

場

一合に

. 限る。

を

+ 薬 剤 服 用 歴 管 理 指 導 料 \mathcal{O} 注 5 又 は カ か り 0 け 薬 剤 師 指 導 料 \mathcal{O} 注 4 に 規 定す る 医 薬品

別表第三の三に掲げる医薬品

十 カン か り 0 け 薬 剤 師 指 導 料 又 は か か ŋ 0 け 薬 剤 師 包 括 管 理 料 \mathcal{O} 施 設 基 潍

当 該 指 導 等 を 行 う É 0 き + 分 な 経 験 等 を 有 す る 薬 剤 師 が 配 置 さ れ て *(* \ ること。

退 院 時 共 同 指 導 料 \mathcal{O} 注 た だ L 書 に 規 定 す る 疾 病 等 \mathcal{O} 患 者

別表第三の一の二に掲げる患者

在宅 患者 重複投 薬 相 互 作用等防 止 管 理 料 (T) 注 1に規定する患者

- (1)在 宅 患 者 緊 急 訪 間 薬 剤 管 理 指 導 料 を 算 定 L 7 1 る 患
- (2)在 宅 患 者 緊 急 時 等 共 同 指 導 料 を 算 定 L て 1 る 患 者
- (3)指 定 居 宅 サ ピ ス 12 要 す る 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に 関 す る 基 準 に 規 定 す る 居 宅 療 養 管 理 指 導 費 薬

局 \mathcal{O} 薬 剤 師 が 行 う 場 合 12 限 る。 を 算 定 L 7 1 る 患 者

(4)指 定 介 護 予 防 サ ピ ス 12 要す Ś 費 用 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算 定 に 関 す Ź 基 準 に 規 定 す る介護 予 防 居宅 療 養 管

理 指 導 費 薬 局 \mathcal{O} 薬 剤 師 が 行う場 合 に 限 る。 を 算 定 して 1 る患 者

第 + 六 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 て 算定 できな 7 検 査 築

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 て 算 定 んできな 1 検 査

別表第十二第一号に掲げる検査

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に 0 1 7 算 定 で きる 内 服 薬 及 び 外 用 薬 \mathcal{O} 費 用

抗 悪 性 腫 瘍 剤 悪 性 新 生 物 に 罹り 患 L て 1 る 患 者 12 対 L て 投 与 さ れ た場 合 に 限 る。 \mathcal{O} 費 用

疼さ 痛 コ ン 1 口 ル \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 医 療 用 麻 薬 \mathcal{O} 費 用

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は C型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る t \mathcal{O} 及 び 後 天 性 免 疫 不 全 症

候 群 又 は Н Ι V感 染 症 \mathcal{O} 効 能 若 L < は 効 果 を 有 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 費 用

 \equiv 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 12 9 7 7 算 定 で きる 注 射 及 び 注 射 薬 \mathcal{O} 費 用

医 科 点 数 表 第二章 第六 部 注 射 通 則 第 6 号に規定す る外 来 化 学療 法 加 算

老 関 は 日 人 す 医 カン 医 保 る 科 科 5 基 平 健 点 点 施 成 数 数 準 設 表 表 平 + 区 第二 。 以 年三 成 分 番 下 + 章 月 号 第六 療 三 年 G 十 養 厚 0 部 病 生 0 注 省 床 日 1 射 令 に か ま 通 5 掲 第 で 則 転 匹 \mathcal{O} げ 第 換 + 間 る · 号) 6 静 L 12 号 た 介 脈 に 介 附 護 内 規 護 則 老 注 老 定 第 人 射 す + 保 人 保 三 保 る 健 条 健 施 険 外 12 設 施 医 来 設」 規 療 \mathcal{O} 化 定 機 人 学 لح す 関 員 療 る 1 \mathcal{O} 法 う。 転 保 施 加 換 険 設 算 を 及 医 を算 行 12 が び 平 赴 設 0 定 7 備 成 1 す 7 開 並 + る 行 設 八 び ŧ う に 年 L \mathcal{O} ŧ た 七 運 に 月 \mathcal{O} 介 営 限 又 護 に

定 す 医 る 科 外 点 来 数 化 表区分番 . 学 療 法 号 加 算 Ġ を O 算 0 定す 2 に る 掲 ŧ げ \mathcal{O} る に 動 限 脈 る。 注 射 医 科 点数 表第二 章 第六部 注 射 通 則 第 6 号 に 規

る。

射 医 通 則 科 第 点 6 数 号 表 に 区 規 分 番 定 す 号 る G 外 0 来 0 化 3 学 12 療 掲 法 げ 加 る 算 抗 を 悪 算 性 定 腫 す 瘍 る 剤 ŧ 局 \mathcal{O} 所 に 持 限 続 る。 注 入 医 科 点 数 表 第二 章 第 六 部 注

点 数 医 表 科 第 点 数 章 表 第 区 分 六 部 番 号 注 射 G 通 0 則 0 第 3 6 号 3 に に 規 掲 定 げ る す る 肝 外 動 来 脈 化 塞 学 栓 療 を 法 伴 加 う 算 抗 を 悪 算 性 定 腫 す 瘍 る 剤 ŧ 肝 \mathcal{O} 動 に 脈 限 内 る。 注 入 医 科

来 た 介 化 医 学 護 科 療 点 老 法 人 数 保 表 加 算 健 区 を 分 施 算 番 設 定 号 に す 赴 G る 1 0 £ 7 0行 \mathcal{O} 4 う 12 に 限 掲 ŧ る。 げ \mathcal{O} 又 る 点 は 医 滴 科 注 点 射 数 保 表 第二 険 医 章 療 第 機 六 関 部 \mathcal{O} 注 保 射 険 通 医 則 が 第 療 6 養 号 病 に 床 規 カン 定 5 す 転 る 換 外

医 科 点 数 表 区 分番号G 0 0 5 に 撂 げ る中 心 静 脈 注 射 (医科 - 点数表 第 章 第六 部 注 射 通 則 第 6

に 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す る t \mathcal{O} に 限 る。

医 科 点 数 表 区 分 番 号 G 0 0 6 12 掲 げ る 植 込 型 力 テ テ ル 12 よ る 中 心 静 脈 注 射 医 科 点 数 表 第

章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号 12 規 定 す る 外 来 化 学 療 法 加 算 を 算 定 す る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

工 IJ ス 口 ポ 工 チ ン 人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を受 け 7 1 る 患 者 \mathcal{O} う 5 腎 性 貧 血 状 態 12 あ る £ \mathcal{O} に

投与された場合に限る。)の費用

ダ ル べ ポ 工 チン (人 工 腎 臓 又 は 腹 膜 灌か 流 を受け 7 1 る 患 者 \mathcal{O} j 5 腎 性 貧 血 状 態 に あ る ŧ \mathcal{O} に 投

与された場合に限る。)の費用

抗 悪 性 腫 瘍 剤 医 科 点 数 表 第二 章 第 六 部 注 射 通 則 第 6 号 に 規 定 す Ź 外 来 化 . 学 療 法 加 算 を 算 定 す

る注射に係るものに限る。)の費用

疼さ 痛 コ ン 1 口 1 ル \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 医 療 用 麻 薬 \mathcal{O} 費 用

イ ン タ フ エ 口 ン 製 剤 В 型 肝 炎 又 は C 型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 又 は 効 果 を 有 す る ŧ \mathcal{O} 12 限 る \mathcal{O} 費 用

抗 ウ 1 ル ス 剤 В 型 肝 炎 又 は \mathbf{C} 型 肝 炎 \mathcal{O} 効 能 又 は 効 果 を 有 す る ŧ \mathcal{O} 及 75 後 天 性 免 疫 不 全 症 候 群

又 は Н Ι V 感 染 症 \mathcal{O} 効 能 又 は 効 果 を 有 す る t \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 費 用

血 友 病 \mathcal{O} 治 療 に 係 る 血 液 凝 古 大 子 製 剤 及 び 血 液 凝 古 因 子 抗 体 迂ぅ 口 活 性 複 合 体 \mathcal{O} 費 用

介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 12 0 1 7 算 定 で き な 1 IJ ハ ビ IJ テ シ 日

兀

别 表 第 十二 第二号に 掲 げ る IJ ハ ピ IJ テ 1 シ 彐

- 五 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 に つい て 算定できな 1 処 置
- 別表第十二第三号に掲げる処置
- 六 介 護 老 人保 健 施 設 入 所 者 12 0 1 7 算 定できな 1 手 術
- 別表第十二第四号に掲げる手術
- 七 介 護 老 人保 健 施 設 入 所者 に つい て算定できな 7 麻 酔
- 別表第十二第五号に掲げる麻酔

第十七 経過措置

- 平 成二十八年三月三十一 日 に お ** \ て 現に 在 宅療養支援診 療 派所に 係 る届出を行 0 て 7) る診 療 所 に
- つい て は 平 成二十九年三月三十一 日 まで \mathcal{O} 間 に 限 り、 第三 の六 \mathcal{O} (1) か 5 (3) ま でに該 当す る ŧ \mathcal{O}
- とみなす。
- 平 成二十八 年三月三十 __ 日 に お 1 て 現 に 在 宅 療 養 支 援 歯 科 診 療 所 に 係 る届 出 を 行 0 て V る 診 療
- 所 に つ ** \ て は、 平 成二十九年三月三十 日 ま で 0) 間 に 限 り、 第 三 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 三 \mathcal{O} (8)に 該 当 す る ŧ \mathcal{O} لح
- みなす。
- \equiv 平 成二十八年三月三十一 日 に お V て 現 に コ ン タ ク 1 レ ン ズ 検 査 料 1 に 係 る届 出 を行行 0 7 1 る
- 険 医 療 機 関 に . つ , , 7 は、 平成二十九年三月三十 一日ま での 間 に限 り、 第五 \mathcal{O} + 0 (2) に該当する
- ものとみなす。

兀 平 成二十 八 年三月三十 ___ 日 に お 1 て 現 E コ ン タ ク } レ ン ズ 検 査 料 2 \mathcal{O} 算 定 を 行 0 7 1 る 保 険 医

療 機 関 に 0 11 7 は 亚 成 <u>二</u> 十 九 年三 月 三 十 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 り、 第 五. \mathcal{O} 十 \mathcal{O} (4)に 該 当 す る ŧ \mathcal{O}

とみなす。

五 改 正 前 \mathcal{O} 基 本 診 療 料 \mathcal{O} 施 設 基 準 · 等 別 表 第 六 の二に 規 定す Ź 地 域 に 所 在 す Ś 保 険 医 療 機 関 で あ 0

て、 平 成二 + 八 年 月 __ 日 に お 1 7 現 に 外 来 緩 和 ケ ア 管 理 料 \mathcal{O} 注 4 又 は 糖 尿 病 透 析 予 防 指 導 管 理

料 \mathcal{O} 注 4 に 係 る 届 出 を 行 0 7 1 る ŧ \mathcal{O} は 改 正 後 \mathcal{O} 別 表 第 六 の <u>-</u> 0 規 定 12 か か わ 5 ず、 平 -成三十

年三 一 月 三 + ___ 日 ま で \mathcal{O} 間 に 限 り、 な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることが できる

別 表 第 か 5 別 表 第 十 二 ま で を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 8 る

別 表 第 特 定 疾 患 療 養 管 理 料 並 び に 処 方 料 及 び 処方 せ λ 料 に 規 定する疾患

結核

悪性新生物

甲状腺障害

処置後甲状腺機能低下症

糖尿病

ス フ 1 ン ゴ IJ ピ K 代 謝 障 · 害 及 人びその 他 \mathcal{O} 脂 質 蓄 積 障 害

ムコ脂質症

リポ蛋白代謝障害及びその他の脂(質)血症

リポジストロフィー

ローノア・ベンソード腺脂肪腫症

高血圧性疾患

虚血性心疾患

心 不 整 脈

脳血管疾患

過性脳虚血発作及び関連症候

群

単純性慢性気管支炎及び粘液膿性慢性気管支炎

詳細不明の慢性気管支炎

その他の慢性閉塞性肺疾患

肺気腫

喘^{ぜん}息

喘息発作重積状態

気管支拡張症

十二指腸潰瘍

胃炎及び十二指腸炎

肝疾患(経過が慢性なものに限

る。

慢性ウイルス肝炎

アルコール性慢性膵炎

思春期早発症

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

慢

性

炎

膵が

性染色体異常

別 表 第 特 定 疾 患 治 療 管 理 料 に 規定す Ś 疾 患等

一 特定薬剤治療管理料の対象患者

(1)テ 才 フ 1 リン 製 剤 を 投 与 L て **\ る 患

者

② 不整脈用剤を投与している患者

(4) (3)IJ ハ チ 口 ウ \sim IJ Δ 製剤 K を投 ル 製 与 剤 L 又 7 は 1 ブ る 口 患者 Δ \sim IJ F ル 製 剤を投与 L 7 7 る

患者

⑤ 免疫抑制剤を投与している患者

- (6)サ IJ チ ル 酸 系 製 剤 を投 与 7 ** \ る 若 年 性 関 節 IJ , ウ 7 チ、 リウ 7 チ 熱 又 は 関 節 IJ ウ マ チ \mathcal{O} 患 者
- (7)メ 1 1 V 丰 サ 1 を 投 与 L 7 7 る 悪 性 腫 瘍 \mathcal{O} 患 者
- (8)アミ 1 配 糖 体 抗 生 物 質 グ IJ コ <u>~</u>° プ チ ド 系 抗 生 物 質 又 は 1 ij アゾ] ル 系 抗 真 菌 剤 を投 与

1 る 入 院 中 \mathcal{O} 患 者

イ 7 チ = ブ を投与 して 1 る患 者

(10)(9)(1)か 5 (9)ま で に 掲 げ る患 者 に 準 ず るも \mathcal{O}

小 児 特 定 疾 患 力 ウ ン セ リン グ 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

+

五.

歳

未

満

 \mathcal{O}

気

分

障

害、

神

経

症

性

障

害、

ス

1

V

ス

関

連

障

害

及

び

身

体

的

要

大

に

関

連

L

た

行

動

症

候

群 心 理 的 発 達 \mathcal{O} 障 害 又 は 小 児 期 及 び 青 年 期 12 通 常 発 症 す る 行 動 及 U 情 緒 \mathcal{O} 障 害 \mathcal{O} 患 者

三 削 除

兀

皮 膚 科 特 定 疾 患 指 導 管 理 料 (I) \mathcal{O} 対 象 疾 患

天 疱疹 瘡を

類 天 疱゚ラ たる たっとう

工 IJ テ 7 1 デ ス 紅 斑 性

狼る

紅 皮 症

尋 常 性 乾 **癬**せん

掌蹠膿疱症

先天性魚鱗癬

類 乾 (素) (社)

偏平苔癬

五 結節 皮 膚科特定 性 1年からしん その他 疾 患指導管理料 のようしん (慢性型で経過が (Π) \mathcal{O} 対 象 疾 患 年 以上 \mathcal{O} ものに

限る。

帯状疱疹

じんま疹

アト ピ 性 皮膚 炎 (十六歳 以 上 \mathcal{O} 患者 が 罹り 患 L て ١ ر る場合に限 る。

尋常性白斑

円形脱毛症

脂漏性皮膚炎

腎

臓

食

事

指

導料

に

規定

でする特

別

食

肝臓食

別 表第三 外 来 栄 養 食 事 指 導料、 入院栄養食事指導 料、 集 団栄養食事指導料及び 在宅 患者 訪 問 栄養 食

胃潰瘍食

貧血食

膵が臓食

脂質異常症食

痛風食

てんかん食

フェニールケトン尿症食

楓糖尿症食

ホモシスチン尿症食

ガラクトース血症食

治療乳

無菌食

小 児 食 物 ア レ ル ギ] 食 (外来栄養 食事 · 指 導料 及び 入院栄養 食 事 , 指 導 料 に 限 る。

特 別 な場 合 \mathcal{O} 検 査 食 単 な る 流 動 食 及 び 軟 食 を除り

別 表第三の の <u>ニ</u> 退院時 共 同 指 導料 1 及 び 退院 .時共同指導料2を二回算定できる疾病等の 患者並 び

12 頻 口 訪 間 加 算 に 規 定 す る 状 態 等 に あ る 患 者

- 末 期 \mathcal{O} 悪 性 腫 瘍 \mathcal{O} 患 者 在 宅 が ん 医 療 総 合 診 療 料 を 算 定 L 7 1 る 患 者 を 除
- (1)で あ 0 て、 (2)又 は (3) \mathcal{O} 状 態 で あ る 患 者
- (1)在 宅 自 己 腹 膜 灌が 流 指 墳 管 理、 在 宅 血 液 透 析 指 導 管 理、 在 宅 酸 素 療 法 指 導 管 理、 在 宅 中 心 静 脈

栄 養 法 指 導 管 理、 在 宅 成 分栄 養 経 管 栄 養 法 指 導 管 理 在 宅 人 工 呼 吸 指 墳 管 理 在 宅 悪 性 腫 瘍 等

患 者 指 導 管 理 在 宅 自 己 疼き 痛 管 理 指 導 管 理 在 宅 肺 高 血 圧 症 患 者 指 導管 理 又 は 在 宅 気管 切

開

患

者指導管理を受けている状態にある者

- (2)F レ ン チ ユ] ブ 又 は 留 置 力 テ テ ル を 使 用 L 7 1 る 状 態
- (3)人 工 肛る 門 又 は 人 工 膀^ぼう 脱る を 設 置 L 7 1 る 状 態

三 在 宅 で \mathcal{O} 療 養 を 行 0 7 1 る 患 者 で あ 0 て、 高 度 な 指 導 管 理 を 必 要 へとす Ź ŧ

別 表 第 \equiv の 二 ハ 1 IJ ス ク 妊 産 婦 共 同 管 理 料 (I)12 規 定 す る 状 態 等 で あ る 患

妊 婦 で あ 0 7 次 に 撂 げ る 状 態 に あ る ŧ \mathcal{O}

妊 娠 + = 週 か 5 三十 週 未 満 \mathcal{O} 早 産 \mathcal{O} 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

前 置 胎 盤 妊 娠 + 八 週 以 降 で 出 血 等 \mathcal{O} 病 状 を 伴 う £ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

妊 娠三十 週 未 満 \mathcal{O} 切 迫 早 産 子 宮 収 縮 子 · 宮 出 血 頚は 管 \mathcal{O} 開 大 短 縮 又 は 軟 化 \mathcal{O} V) ず れ か \mathcal{O} 兆

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

甲 状 腺 疾 患 治 療 中 \mathcal{O} ŧ 0) に限 る。 0) 患 者

腎疾患(治療中のものに限る。)の患者

膠原病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 **(**治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血 傾 向 \mathcal{O} あ る 状 態 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 \mathcal{O} 患 者

HIV陽性の患者

Rh不適合の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外 \mathcal{O} 開 腹 手 術 を行 った 患者 文は 行うことを予定してい る患者

精 神 疾 患 \mathcal{O} 患者 **(精** 神 療 法 が 実施され 7 7) る ŧ \mathcal{O} に限 る。

妊 産 婦 で あ 0 て 次に · 掲 げ る 状 態 に あ る t \mathcal{O}

妊娠二十二週から三十二週未満の早産の患者

四十歳以上の初産婦の患者

分 娩べん 前 \mathcal{O} В M Ι が \equiv + 五. 以 上 \mathcal{O} 初 産 婦 \mathcal{O} 患 者

妊娠高血圧症候群重症の患者

常位胎盤早期剥離の患者

前 置 胎 盤 <u>(</u>妊 娠 + 八 週 以 降 で 出血: 等 \dot{O} 病状を伴うものに限る。 0) 患者

双胎間輸血症候群の患者

多胎妊娠の患者

子宮内胎児発育遅延の患者

心疾患(治療中のものに限る。)の患者

糖尿病(治療中のものに限る。)の患者

特 発 性 血 小 板 減 少 性 紫 斑 病 治 療 中 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患 者

白血病(治療中のものに限る。)の患者

血友病(治療中のものに限る。)の患者

出 血 傾 向 \mathcal{O} あ る 状 態 治 療 中の t \mathcal{O} に 限 る。 \mathcal{O} 患者

HIV陽性の患者

当 該 妊 娠 中 に 帝 王 切 開 術 以 外 \mathcal{O} 開 腹 手 術 を行 った患者又は行うことを予定 し て 7) 、る患者

精 神 疾 患 \mathcal{O} 患者 (精 神 療 法 が 実 施 さ れ 7 7) る ŧ \mathcal{O} に 限 る。

表第三の三 薬 和管理: 指導 料 \mathcal{O} 対象・ 患者及び薬剤服 用 歴管理指導料に規定する医薬品

抗悪性腫瘍剤

別

免疫抑制剤

不整脈用剤

抗てんかん剤

血液凝固阻止剤

ジギタリス製剤

テオフィリン製剤

カリウム製剤(注射薬に限る。

精神神経用剤

糖尿病用剤

膵臓ホルモン剤

抗HIV薬

別 表 第 匹 歯 科 特 定疾 患 療 養 管 理 料 に 規 定 する疾 患

П 腔り 領 域 \mathcal{O} 悪 性 新 生 物 <u>、</u>エ ナ メ ル 上 皮腫 を含む。

顎 腔り \bigcirc 先 天 異 常常

舌 痛 症 心 因 性に よる ものを含む。

 \Box 腔り 軟 組 織 \mathcal{O} 疾 患 難 治 性 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。

口 腔り 領 域 \mathcal{O} シ 工 グ V ン 症 候 群

尋 常 性 天 疱ぽ 瘡さ 又 は 類 天 (疱ょうそう

 \Box 腔分 乾 燥 症 放 射 線 治 療 又 は 化学 療 法を 原 因とするも \mathcal{O} に . 限 る。

睡 眠 時 無 呼 吸 症 候 群 \Box 腔り 内 装置 治 療 を 要す くる も \mathcal{O} に 限 る。

第 六 歯 科 別

表

第

五.

削

除

別 表 治 療 総 合 医 療 管 理 料 (I) 及 Ű 在 宅 患 者歯 科 治 療 総 合 医 療 管 理 料 (I) に規定す る疾 患

高 血 圧 性 疾 患

虚 血. 性 心 疾 患

不 整 脈

喘が 心 息 不 全

糖尿病

甲状腺機能障害

副腎皮質機能不全

脳血管障害

てんかん

甲状腺機能亢進症

自律神経失調症

骨粗 鬆 症(ビスフォスホネート系製剤服用患者に限しょう

る。

慢性腎臓病(腎透析を受けている患者に限る。)

別 表第 七 在宅患者訪 問診療料、 在宅 1患者: 訪問 看 護 指導料及 Ű 同 建物 居住 者訪問 看 護 指 導料

に

規定する疾病等

末期の悪性腫瘍

多発性硬化症

重症筋無力症

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症

パ] キ ン ソ ン 病 関 連 疾 患 進 行 性核上: 性 麻 痺ひ 大脳皮質基底核変性症 及 びパ] 丰 ン ソン病 ホ

]

エン t] ル \mathcal{O} 重 症 度分類 が ステ ジ三以上であって生 活機能 障害 度が \prod 度又 は \prod 度 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} に 限

る。))

多系統萎 縮 症 線線 条体黒質変性症、 オリー ブ橋小脳 萎縮 症及びシ ヤ 1 • ド レ] ガ 症 候

群

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経

炎

後天性免疫不全症候群

頸髄損傷

人工呼吸器を使用している状態

別 表 第 八 退 院 時 共 同 指 墳 料 1 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す る 特 別 な 管 理 を 要 す Ź 状 態 等 12 あ る 患 者 並 び 12 退 院 後

ある患者

訪

問

指

導

料

在

宅

患

者

訪

問

看

護

指

導

料

及

び

同

建

物

居

住

者

訪

間

看

護

•

指

獐

料

に

規

定

す

る

状

態

等

に

在 宅 悪 性 腫 瘍 等 患者 指 導 管 理 若 L < は 在 宅 気管 切 開 患 者 指 導 管 理 を受け 7 7) る 状 態 に あ る 者 又

は 気 管 力 二 ユ V 若 L < は 留 置 力 テ テ ル を 使 用 L 7 1 る 状 態 に あ る 者

在 宅 自 己 腹 膜 灌か 流 指 導 管 理 在 宅 血 液 透 析 指 導 管 理 在 宅 酸 素 療 法 指 墳 管 理 在 宅 中 心 静 脈 栄

養 法 指 導 管 理 在 宅 成 分栄 養 経 管 栄 養 法 指 導 管 理 在 宅 自 己 導 尿 指 導 管 理 在 宅 人 工 呼 吸 指 導 管

理 在 宅 持 続 陽 圧 呼 吸 療 法 指 導 管 理 在 宅 自 己 疼さ 痛 管 理 指 導 管 理 又 は 在 宅 肺 高 血. 圧 症 患 者 指 導 管

理を受けている状態にある者

 \equiv 人 工 肛ら 門 又 は 人 工 胯ょ 脱る を 設 置 L 7 1 る 状 態 に あ る 者

四 真皮を越える褥瘡の状態にある者

五 在 宅 患 者 訪 間 点 滴 注 射 管 理 指 導 料 を 算 定 L 7 1 る者

別 表 第 八 の 二 在 宅 時 医 学 総 合 管 理 料 及 び 施 設 入 居 時 等医学総合管 理 料 に 規 定 す Ś 別 12 厚 生 労 働 大 臣

が定める状態の患者

末期の悪性腫瘍

スモン

難 病 0) 患者 に対 す る医 療等に関す る法律第五条第一 項に規定する指定難病

後天性免疫不全症候群

脊髄損傷

真皮を越える褥瘡

次に掲げる状態の患者

在宅自 己 連 続 携 行 式 腹 膜 灌か 流 を行 0 て **(**) る状態

在宅血液透析を行っている状態

在宅酸素療法を行っている状態

在 宅 中 心 静 脈 栄 養 法 を 行 0 て **,** \ る 状 態

在 宅 成 分栄 養 経 管 栄 養 法 を行 0 て ** \ る)状態

在宅自己導尿を行っている状態

在宅人工呼吸を行っている状態

植込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理を行っている状態

肺 高 血 圧 症 で あ 0 て、 プ 口 ス タグランジン I_2 製 剤 を投与さ れ 7 1 る 状 態

気管切開を行っている状態

気 管 力 = ユ V を 使 用 L 7 1 る 状 態

ド V] チ ユ ブ 又 は 留 置 力 テ] テ ル を 使 用 L 7 1 る 状 態

人 工 肛う 門 又 は 人 工 膀^ぼう 脱っ を 設 置 L て 1 る 状 態

表 第 九 在 宅 自 己 注 射 指 導 管 理 料、 間 歇けっ 注 入 シリンジ ポ ンプ 加 算、 持続 血. 糖測定器加算及 び 注 入 器

用注射針加算に規定する注射薬

別

インスリン製剤

性腺刺激ホルモン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺 伝 子 組 換 え 活 性 型 血 液 凝 古 第 VII 因 子 製 剤

遺 伝 子 組 換 え 型 血 液 凝 固 第 VIII 因 子 製 剤

遺 伝 子 組 換 え 型 血 液 凝 固 第 IX 因 子 製 剤

乾 燥 濃 縮 人 血 液 凝 古 第 X 因 子 加 活 性 化 第 VII 因 子

製

剤

乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤

乾燥人血液凝固第IX因子製剤

顆粒球コロニー形成刺激因子製剤

性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤

ソマトスタチンアナログ

ゴ ナ K <u>|</u> 口 \mathcal{L}° ン 放 出 ホ ル 干 ン 誘 導 体

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチドー1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

インターフェロンアルファ製剤

インターフェロンベータ製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グ リチ ル リチン 酸 干 ノアンモ ニウ 7 • グリシン L シ ス テ イン塩酸塩 配 <u>合</u>剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレレプチン製剤

アバタセプト製剤

p H 4 処 理 酸 性 人免 疫 グ 口 ブ リン (皮下 注 射 製 剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

表 第 九 \mathcal{O} \mathcal{O} 注 入 器 加 算 に 規 定す る 注 射 薬

別

別 表 第 九 に 規 定 す Ź 注 射 薬 \mathcal{O} う ち、 p Н 4 処 理 酸 性 人 免 疫 グ 口 ブ リン (皮下 注 射) 製 剤 以 外 \mathcal{O} ŧ

(T)

別 表 第 九 \mathcal{O} \mathcal{O} Ξ 注 入 ポ ン プ 加 算 12 規 定 するい 注 射 薬

p Η 4 処 理 酸 性 人 免 疫 グ 口 ブ IJ ン 皮 下 注 射) 製 剤

別 表 第 九 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 在 宅 難 治 性 皮 膚疾 患 処置 指 導 管 理 料 に 規 定する疾患

表皮水疱症

水 疱り 型先 天 性 魚 鱗がが 様 紅 皮 症

別 表 第 九 *の* 検 体 検 査 実 施 料 に 規 定 す Ź 検 体 検 査

医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 に 掲 げ る 尿 中 般 物 質 定 性 半 定 量

0

0

検

査

- 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 2 12 掲 げ る 尿 沈 渣さ 鏡 検 法
- \equiv 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 3 12 掲 げ る 糞なん 便 検 査 \mathcal{O} う 5 次 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

糞なん 便 中 \sim 七 グ 口 ピ ン

匹 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 5 撂 げ る血 液 形 態 機 能 検 査 のうち 次の ŧ \mathcal{O}

赤 血. 球 沈 降 速 度 \widehat{E} S R

末 梢よう 血. 液 般 検 杳

干 グ 口 ピ ン A 1 Н b A 1

医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 0 6 12 掲 げ る 出 血. • 凝 古 検 査 \mathcal{O} う ち 次 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

五

プ 口 } 口 ン ピ ン 時 間 \widehat{P} $\underbrace{\mathsf{T}}$

フ イブ リン フ イ ブ IJ ノゲン 分 解 産 物 \widehat{F} D Р 定 性

フ イブ リン フ 1 ブ IJ ノゲン 分 解 産 物 F D Р 半 定 量

フ イブ リン フ イブリ ノゲン分解 産 物 \widehat{F} D Р

定

量

D ダイ マ Ì

総ビリルビン

総蛋白

尿素窒素

クレアチニン

尿酸

アルカリホスファターゼ (ALP)

コリンエステラーゼ (ChE)

ーグルタミルトランスフェラーゼ (γ-GT)

 γ

中性脂肪

ナトリウム及びクロー

ル

カリウム

カルシウム

グルコース

乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)

クレアチンキナーゼ (CK)

HDLーコレステロール

総コレステロール

アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)

アラニンアミノトランスフ

エ

ラー

ゼ

A L T

LDLーコレステロール

グリコアルブミン

医 科 二点数表 区分番号D008に掲げる内分泌学的検査のうち次のもの

七

甲状腺刺激ホルモン(TSH)

遊離サイロキシン(FT4)

遊離トリヨードサイロニン(FT3)

医 科 点数表 区分番号 D 0 0 9に掲げる腫 瘍 7] カーのうち次の も の

癌胎児性抗原 (CEA)

八

 α - フェトプロテイン (AFP)

前立腺特異抗原(PSA)

C A 19 | 9

九 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 1 5 に 撂 げ る Ĺ. 一般 まったん 白免 疫 学的 検 査 0) うち 次 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

C 反応性蛋白 (CRP)

+ 医 科 点 数 表 区 分 番 号 D 0 1 7 12 掲 げ る排 泄っ 物、 滲ん 出 物 又 は 分 泌 物 \mathcal{O} 細 菌 顕 微鏡 検 査 \mathcal{O} うち次 0

もの

その他のもの

別

表第 九 の 二 の 二 中 心 静 脈 注 射 用 カテ Î テ ル 挿 入 の 注 3に規定する患者

歳 未 満 \mathcal{O} 乳 幼 児 で あ 0 7 次 \mathcal{O} 疾 患であ る者

先天性小腸閉鎖症

鎖 肛⁵

ヒルシュスプルング病

短腸症候群

別 表 第 九 の 三 医 科 点 数 表 第二 章 第 七 部 IJ ハ ピ リテ] シ 日 ン 通 則 第 4 号 に 規 定 す る 患 者

口 復 期 IJ ノヽ ピ IJ テ シ 日 ン 病 棟 入 院 料 を 算 定 す る 患 者

脳 血 管 疾 患 等 \mathcal{O} 患 者 \mathcal{O} うち で 発 症 後 六 + 日 以 内 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}

入 院 中 \mathcal{O} 患 者 で あ 0 て、 そ \mathcal{O} 入院 す る 病 棟 等 に お 1 て 早 期 歩 行、 Α D L \mathcal{O} 自 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 一等を 目 的 て心

大 血 管 疾 患 IJ ハ ピ リテ 1 シ 彐 ン 料 (I) 脳 血. 管 疾 / 患等リ ハ ピ リテ] シ 日 ン 料 (I) 廃 用 症 候 群リハ ビリ

テ] シ 彐 ン 料 (Ĭ) 運 動 器 IJ ハ ピ IJ テ] シ 彐 ン 料 (I)又 は 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ] シ 彐 ン 料 (I) を 算 定 す Ź

 \mathcal{O}

別 表 第 九 \mathcal{O} 兀 心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

急 性 心 筋 梗 塞 狭 心 症 発 作 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 急 性 発 症 L た 心 大 血 管 疾 患 又 は そ \mathcal{O} 手 術 後 \mathcal{O} 患

者

循 環 機 能 \mathcal{O} 低 下 及 び 日 常 生 活 能 力 \mathcal{O} 低 下 を 来 L 7 7 る 患 者

慢

性

心

不

全、

末

梢よっ

動

脈

閉

塞

性

疾

患

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

慢

性

 \mathcal{O}

心

大

血

管

疾

患

に

ょ

り、

定

程

度

以

上

 \mathcal{O}

呼

吸

別 表 第 九 \mathcal{O} 五. 脳 血 管 疾 患 等 ij ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

脳 梗 塞 脳 出 血 < ŧ 膜 下 出 血 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 急 性 発 症 L た 脳 血 管 疾 患 又 は そ \mathcal{O} 手

脳 腫 瘍 脳 膿っ 瘍 脊 髄 損 傷 脊 髄 腫 瘍 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 急 性 発 症 L た中 枢 神 経 疾 患 又 は そ \mathcal{O} 手 術 後 \mathcal{O} 患

術

後

 \mathcal{O}

患

者

者

三 多 発 性 神 経 炎、 多 発 性 硬 化 症 末 梢よっ 神 経 障 害 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 神 経 疾 患 \mathcal{O} 患 者

兀 パ 丰 ン ソ ン 病 脊 髄 小 脳 変 性 症 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 慢 性 \mathcal{O} 神 経 筋 疾 患 \mathcal{O} 患 者

五. 失 語 症 失 認 及 び 失 行 症 並 U に 高 次 脳 機 能 障 害 \mathcal{O} 患 者

六 難 聴 Þ 人 工 内 耳 植 込 手 術 等 に 伴 う 聴 覚 言 語 機 能 \mathcal{O} 障 :害を: 有 する 患者

七 顎 腔 \mathcal{O} 先 天 異 常 12 伴 う 構 音 障 害 を 有 す る 患 者

別 表 第 九 \mathcal{O} 六 運 動 器 IJ ノヽ ピ IJ テ 1 シ 彐 ン 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

上 下 肢 \mathcal{O} 複 合 損 傷 脊 椎 損 傷 に ょ る 几 肢 麻 痺ひ そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 急 性 発 症 L た 運 動 器 疾 患 又 は そ \mathcal{O} 手 術

後 \mathcal{O} 患 者

関 節 \mathcal{O} 変 性 疾 患 関 節 \mathcal{O} 炎 症 性 疾 患 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 慢 性 \mathcal{O} 運 動 器 疾 患 に ょ り、 定 程 度 以 上 \mathcal{O} 運 動

機

能 及 び 日 常 生 活 能 力 \mathcal{O} 低 下 を 来 L 7 11 る 患 者

別 表 第 九 \mathcal{O} 七 呼 吸 器 IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

肺 炎 無 気 肺 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 急 性 発 症 L た 呼 吸 器 疾 患 \mathcal{O} 患 者

肺 腫 瘍 胸 部 外 傷 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 呼 吸 器 疾 患 叉 は そ \mathcal{O} 手 術 後 \mathcal{O} 患 者

喘が

 \equiv

慢

性

閉

寒

性

肺

疾

患

C

O

Р

D

`

気

管

支

息

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

慢

性

 \mathcal{O}

呼

吸

器

疾

患

に

ょ

り、

定

程

度

以

上

 \mathcal{O} 重 症 \mathcal{O} 呼 吸 困 難 B 日 常 生 活 能 力 \mathcal{O} 低 下 を 来 7 11 る 患 者

癌が 癌が 瘧がん 癌がん

兀 食 渞 胃 肝 臟 咽 喉 頭 等 \mathcal{O} 手 術 前 後 \mathcal{O} 呼 吸 機 能 訓 練 を 要 す る 患 者

表 第 九 \mathcal{O} 八 心 大 血. 管 疾 患 IJ ハ ピ IJ テ シ 彐 ン 料 脳 血 管 疾 患 筡 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料 廃 用 症 候

别

IJ

ビ

IJ

シ

彐

ン

群 る 算 定 ハ H 数 テ \mathcal{O} 上 限 \mathcal{O} 除 外 料 対 象 運 患 動 者 器 ハ テ 料 び 呼 吸 器 リテ

IJ

ピ

IJ

シ

日

ン

及

IJ

ノヽ

ピ

]

シ

日

ン

料

に

規

定

す

失 語 症 失 認 及 び 失 行 症 \mathcal{O} 患 者

高 次 脳 機 能 障 害 \mathcal{O} 患 者

重 度 \mathcal{O} 頸け 髄 損 傷 \mathcal{O} 患 者

頭部外傷及び多部位外傷の患者

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の患者

心筋梗塞の患者

狭心症の患者

回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者

難 病 患者 リハ ´ ビリテ シ ョン料 に規定する患者 (先天性又は進行性の神 経 筋疾患の者を除

<

障 .害児 (者) リハビリテー ション料に規定する患者 (加齢に伴って生ずる心身の変化に起 因 す

る疾病の者に限る。)

そ \mathcal{O} 他 別 表 第 九 \mathcal{O} 兀 か 5 別 表 第 九 \mathcal{O} 七 ま で に規 定す る患者 であ つ て、 リハビリテー シ 日 を継

続 L 7 行うことが 必 要 で あ る と医学 的 に 認 \Diamond 5 れ る ŧ \mathcal{O}

先 天 性 文は 進 行 性 \mathcal{O} 神 経 筋 疾 患 \mathcal{O} 患 者

障 · 害 児 (者) IJ ハ ピ IJ テ シ 日 ン 料 に 規 定 する患者 加 齢 に伴っ て生ずる心身 \mathcal{O} 変化 に 起 因 す

る疾病の者を除く。)

別 表 第 九 \mathcal{O} 九 心 大血 管疾患リハ ビリテー シ 日 ン 料、 脳 血 管疾患等リハ ビリテ シ 日 ン 料、 廃 用 症 候

群 サハ ビリテ ĺ シ 彐 ン 料、 運動 い器リハ ビリテ ĺ シ 彐 ン 料及び呼吸器リハビリテー シ 彐 ン料に規 定 す

る別に厚生労働大臣が定める場合

別 表 第 九 \mathcal{O} 八 第 号に 規定 する患者 につい て は、 治 療を継続することにより状 態 \mathcal{O} 改 善善 が 期 待

できると医学的に判断される場合

別表第九 \mathcal{O} 八 第二号に 規定 する患者につい 7 は、 患者の疾 患、 状態等を総合的に勘 案 Ļ 治療

上有効であると医学的に判断される場合

?表第十 難病患者リハビリテーション料に規定する疾患

別

ベーチェット病

多発性硬化症

重症筋無力症

全身性エリテマトーデス

スモン

筋萎縮性側索硬化症

強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎

結節性動脈周囲炎

ビュルガー病

脊髄小脳変性症

悪性関節リウマチ

パ 丰 ン ソン 病関 連 疾患 (進行性核 上性 は麻痺で 大脳 皮質基底核変性 症 及びパ ーキンソン病)

アミロイドーシス

後縦靭帯骨化症

ハンチントン病

モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)

ウェゲナー肉芽腫症

多系統萎 縮 症 線 条体黒質変性症、 オリーブ橋小脳萎縮症、 シャイ • ド レ

]

ガー

症

候群)

広範脊柱管狭窄症

混合性結合組織病

特

発性

大

骨

頭

壊

死

症

腿だい

プリオン病

ギラン・バレー症候群

黄色靭帯骨化症

シェーグレン症候群

成人発症スチル病

関節リウマチ

亜急性硬化性全脳炎

ライソゾーム病

副腎白質ジストロフィー

脊髄性筋萎縮症

球脊髄性筋萎縮症

慢性炎症性脱髄性多発神経炎

表 第 + *の* <u>-</u> 障 害 児 者 IJ ハ ピ IJ テ] シ 日 ン 料 \mathcal{O} 対 象

患

者

別

脳性麻痺の患者

胎 生 期 若 < は 乳 幼 児 期 に 生 ľ た 脳 又 は 脊 髄 \mathcal{O} 奇 形 及 び 障 害 \mathcal{O} 患 者

顎・口腔の先天異常の患者

先 天 性 \mathcal{O} 体 幹 兀 肢 \mathcal{O} 奇 形 又 は 変 形 \mathcal{O} 患 者

先 天 性 神 経 代 謝 異 常常 症 大 脳 白 質 変 性 症 \mathcal{O} 患 者

先 天 性 又 は 進 行 性 \mathcal{O} 神 経 筋 疾 患 \mathcal{O} 患 者

神 経 障 害 12 ょ る 麻 痺ひ 及 U 後 遺 症 \mathcal{O} 患 者

言 語 障 害、 聴 覚障 害 又 は 認 知 障 害を伴う自 閉 症 等 \mathcal{O} 発 達 障 害 \mathcal{O} 患 者

別 表 第 + の 二 の 二 が W 患 者 IJ ハ ピ IJ テ] シ 彐 ン 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

れ た 食 患 道 者 が で λ あ 0 肺 て が ん れ 縦 5 隔 \mathcal{O} 腫 が 瘍 W 胃 \mathcal{O} 治 が 療 ん \mathcal{O} た 肝 \Diamond 臓 に が 入 ん 院 胆 し 7 嚢の が 1 ん、 る 間 大 に 閉 腸 鎖 が 循 ん 又 環 式 は 膵が 全 身 臓 麻 が 酔 ん لح に 診 ょ 断 る 丰 さ

術

が

行

わ

れ

る

予

定

 \mathcal{O}

4

 \mathcal{O}

又

は

行

わ

れ

た

ŧ

 \mathcal{O}

全 た 患 身 舌 麻 者 が 酔 で ん に あ 0 \Box て、 腔分 手 が 術 ん れ が 行 5 咽 わ \mathcal{O} 頭 れ が が λ ん 予 \mathcal{O} 定 治 喉 \mathcal{O} 療 頭 \mathcal{O} が た \mathcal{O} λ そ 又 8 12 は \mathcal{O} 行 他 入 院 わ 頸は れ 部 L た 7 IJ ン 1 る パ \mathcal{O} 節 間 に 郭 放 清 射 を 線 必 要とす 治 療 若 るが L < は λ 閉 と 鎖 診 循 断 環 さ 式 れ

ょ

る

る

t

t

- \equiv う 乳 乳 腺 が λ 悪 性 لح 診 腫 断 瘍 さ 丰 れ 術 た が 行 患 者 わ n で あ る 予 0 定 7 \mathcal{O} t 乳 が \mathcal{O} 又 λ は \mathcal{O} 治 行 b 療 れ \mathcal{O} た た £ 8 に \mathcal{O} 入 院 L 7 1 る 間 に IJ ン パ 節 郭 清 を 伴
- 兀 7 骨 1 る 軟 間 部 に 腫 ک 瘍 れ 又 5 は が \mathcal{O} 部 W \mathcal{O} 位 12 骨 対 転 す 移 لح る 手 診 術 断 さ 化 れ 学 た 療 患 者 法 若 で L あ < 0 て、 は 放 射 線 れ 治 ら 療 \mathcal{O} が が 行 W わ \mathcal{O} 治 れ る 療 子 \mathcal{O} 定 た 8 \mathcal{O} に ŧ 入 \mathcal{O} 院 又 は

行

わ

n

た

\$

 \mathcal{O}

- 五. 7 原 11 発 る 性 間 脳 に 腫 手 瘍 術 又 若 は 転 < 移 性 は 放 脳 射 腫 瘍 線 治 لح 診 療 が 断 さ 行 わ れ た れ 患 る 者 予 定 で あ \mathcal{O} ŧ 0 て、 \mathcal{O} 又 これ は 行 5 わ れ \mathcal{O} た が £ W \mathcal{O} \mathcal{O} 治 療 \mathcal{O} た 8 12 入 院
- 六 < は 血 造 液 血. 腫 幹 瘍 細 لح 診 胞 移 断 植 さ が れ 行 た 患 わ 者 れ る予 で あ 定 0 て、 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 血 又 液 は 腫 行 瘍 わ \mathcal{O} れ 治 た 療 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} た 8 に 入 院 し 7 1 る 間 に 化 学療 法 若

七 が ん と 診 断 さ れ た 患 者 で あ 0 て、 が λ \mathcal{O} 治 療 \mathcal{O} た 8 に 入 院 L て 1 る 間 12 化 学 療 法 骨 髄 抑 制 が

見込 ま れ る ŧ \mathcal{O} 12 限 る が 行 わ れ る 予 定 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 又 は 行 わ れ た ŧ \mathcal{O}

八 緩 和 ケ T を 目 的 と L た 治 療 を 行 0 7 1 る 進 行 が W 又 は 末 期 が W \mathcal{O} 患 者 で あ 0 て、 症 状 \mathcal{O} 増 悪 12

ょ り 入 院 7 1 る 間 12 在 宅 復 帰 を 目 的 کے L た IJ ハ Ľ IJ テ] シ 日 ン が 必 要 な ŧ \mathcal{O}

別 表 第 + の 二 の 三 集 寸 コ ? ユ = ケ シ 彐 ン 療 法 料 \mathcal{O} 対 象 患 者

別 表 第 九 \mathcal{O} 五. 又 は 別 表 第十 の二に 撂 げ る患 者 で あ 0 て、 言 語 聴 覚 機 能 \mathcal{O} 障 害 を 有 す る

ŧ

 \mathcal{O}

別 表 第 + の 二 \mathcal{O} 兀 通 院 • 在 宅 精 神 療 法 \mathcal{O} 注 6 及 CK 精 神 科 継 続 外 来支援 • 指 導 料 \mathcal{O} 注 5 に 規 定 す Ś 別

に厚生労働大臣が定める要件

以下に掲げる要件をいずれも満たすこと。

当 該 保 険 医 療 機 関 に お け る三 種 類 以 上 \mathcal{O} 抗 う 0 薬 及 び三 種 類 以 上 \mathcal{O} 抗 精 神 病 薬 \mathcal{O} 投 与 \mathcal{O} 頻 度 が

低いこと。

当 該 患 者 に 対 し、 適 切 な 説 明 及 び 医 学 管 理 が 行 わ れ て V ること。

 \equiv 当 該 処 方 が 臨 時 \mathcal{O} 投 薬 等 \mathcal{O} £ \mathcal{O} 又 は 患 者 \mathcal{O} 病 状 等 に ょ ŋ やむを得 な V) t 0) で あること。

別 表 第 + の 三 人 工 腎 臟 12 規 定す る 注 射 薬

エリスロポエチン

ダルベポエチン

一 歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

口腔用ケナログ

歯科用(口腔用)アフタゾロン

テラ・コートリル軟膏

デルゾン口腔用

二 歯科点数表第二章第九部手術に規定する特定薬剤

口腔用ケナログ

アクリノール

歯科用(口腔用)アフタゾロン

テラ・コートリル軟膏

デルゾン口腔用

生理食塩水

別 表第 十一 \mathcal{O} 7 ス ク 又 は 気管内挿管による閉 鎖循 環式全身麻 、酔に規・ 定する麻 酔 が 困 難 な患者

心不全の患者

冠動脈疾患の患者

不 整 脈 \mathcal{O} 患 者

先 天 性 心 疾 患 \mathcal{O} 患 者

肺 動 脈 性 肺 高 血 圧 症 \bigcirc

患者

呼 吸 不 全 \mathcal{O} 患 者

呼 吸 器 疾 患 \mathcal{O} 患者

糖

尿

病

 \mathcal{O}

患者

腎 不 全 \mathcal{O} 患者

肝 不 全 \mathcal{O} 患 者

Ш. 球 減 少 \mathcal{O} 患 者

血 液 凝 固 異 常 \mathcal{O} 患 者

敗 血. 症 \mathcal{O} 患者 出

血

傾

向

 \mathcal{O}

あ

る

患

者

神 経 障 害 \mathcal{O} 患 者

В M Ι が三十五 以 上 \mathcal{O} 患者

表第十一 の 三 強度· 変調 放 射 線 治療 \widehat{I} M R $\underbrace{\mathsf{T}}$ \mathcal{O}

対

7象患者

別

限局性の固形悪性腫瘍の患者

别 表 第 + __ \mathcal{O} 兀 粒 子 線 治 療 \mathcal{O} 注 2 に 規 定 す Ś 対 象 患 者

小 児 腫 瘍 限 局 性 \mathcal{O} 古 形 悪 性 腫 瘍 12 限 る \mathcal{O} 患 者

手 術 に ょ る 根 治 的 な 治 療 が 困 難 な 骨 軟 部 腫 瘍 \mathcal{O} 患 者

別 表 第 + 介 護 老 人 保 健 施 設 入 所 者 12 0 1 7 算 定 できな 7) 検 査 リハ ビリテ] シ 日 処 置 手 術

及び麻酔

- 一 算定できない検査
- (1) 点 保 9 数 検 健 \mathcal{O} 表 体 施 3 設 区 検 に 掲 分 查 に げ 番 赴 る 号 医 1 科 7 動 D 行 点 脈 0 数 う 2 血 表 ŧ 採 6 区 \mathcal{O} 取 \mathcal{O} 分番 を 3 で 12 除 あ ¿ ° 号 掲 0 て、 げ D る 0 保 生 O 化 険 7 . 学 \mathcal{O} 医 的 36 療 機 検 12 関 査 撂 (I)げ \mathcal{O} る 保 判 険 血 断 料 液 医 ガ が 並 ス U 療 分 に 養 析 医 病 科 及 床 び カン 点 当 数 5 表 該 転 検 換 区 L 分 查 た 番 12 介 号 係 る 護 D 医 老 4 科 人 1
- (2)療 区 機 分 呼 番 吸 関 号 \mathcal{O} 循 D 環 保 2 機 険 能 0 医 検 9 が に 査 療 掲 等 養 げ \mathcal{O} 病 る う 床 5 負 カン 荷 医 5 科 心 転 電 点 換 义 数 L 表 検 た 査 区 介 分 護 心 番 老 号 電 人 义 D 保 検 2 健 查 0 施 8 \mathcal{O} 設 注 に に 掲 に 赴 げ 規 1 定 る 7 す 心 行 る 電 う 加 义 診 算 検 療 査 で 12 あ 及 係 0 C る て、 医 Ł 科 保 点 \mathcal{O} を 数 険 除 医 表
- (3)負 荷 試 験 等 のうち肝 及び腎 \mathcal{O} ク リアラン ステス <u>۲</u> 内 分泌 負荷 試 験 及び 糖 負荷 試 験

(4) (1) か ら (3) までに · 掲 げ ,る検 査 に 最 ŧ 近似するものとして医 科点数表により /点数の 算定され る特

殊 な 検 査

算 定 で きな **(**) IJ ハ ピ リテー シ 日

(1) 脳 血. 管 疾 患 等 ij ハ ビリテ シ 彐

(2)廃 用 症 候 群 リハ ピ リテ 1 ョン

(3) 運 動 器 IJ ハ ピ リテ ĺ 彐

(4) 摂 食機能 療 法

 \mathcal{O} 算 定 さ れ る特 殊 な IJ ハ ´ ビリテ ĺ 日

(6)

(1)

か

5

 $(\overline{5})$

ま

でに

撂

げ

るリ

ハビリテーシ

彐

ンに最も近似するものとして医科点数表により点数

(5)

視

能

訓

練

三 算定できな 1 処 置

(1) 般 処 置 \mathcal{O} うち 次 に 撂 げ Ź t \mathcal{O}

1 創 傷 処 置 (六千 苹 方 セ ン チ メ] } ル 以 上 0 ŧ 0) (褥瘡に係 るも のを除く。 を除く。

口 手 術 後 \mathcal{O} 創 傷 処 置

ハ F レ] 法 (ドレナージ)

腰 椎 完 安 刺

ホ 胸 腔る 穿せん 刺 洗洗 **浄**、 注 入 及 U 排 液 を含 む。 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 保 険 医 が 療 養 病 床 か 5 転 換

た 介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 7 行 う t \mathcal{O} を除く。

腹 腔る 穿せん 刺 洗洗 浄 注 入 及 U 排 液 を含 む。 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 保 険 医 が 療 養 病 床 か 5 転 換

た 介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 7 行う t \mathcal{O} を除

テ 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

リ 摘便

ヌ

酸

素

吸

入

ル 酸素テント

一間歇的陽圧吸f

ヲ 間歇的陽圧吸入法

ワ 肛ら 門 拡 張 法 徒 手 又 は ブジ] に ょ る ŧ \mathcal{O}

力 非 還 納 性 ^ ル =ア 徒 手 整 復 法 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 保 険 医 が 療 養 病 床 か 5 転 換 L た 介護 老 人 保

健施設に赴いて行うものを除く。)

ヨ 痔核嵌頓整復法(脱肛を含む。)

② 救急処置のうち次に掲げるもの

イ 救命のための気管内挿管

口 人工呼吸

ハ 非開胸的心マッサージ

二 気管内洗浄

ホ 胃洗浄

③ 泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ 膀胱洗浄(薬液注入を含む。

ロ 留置カテーテル設置

ハ

嵌頓包茎整復法(陰茎絞扼等)

(4) 整形外科的処置(鋼線等による直達牽引を除る

(5) 栄養処置のうち次に掲げるもの

イ鼻腔栄養

口滋養浣腸

(6)(1)か 5 (5)ま で に 揭 げ る 処 置 に 最 ŧ 近 似 するも 0 とし て 医 科 点 数表 に ょ ŋ 点数 \mathcal{O} 算定さ れ る 特

殊な処置

四 算定できない手術

(1) 創 傷 処理 (長径五 セ こンチメ 1 トル 以上で筋肉、 臓器に達するもの及び保 険医 療機関 の保

<u>険</u>

医

が 療 養 病 床 か 5 転 換 L た 介 護 老 人 保 健 施 設 に 赴 1 て 行うも 0 を除

- (2)皮 膚 切 開 術 長 径 <u>二</u> 十 セ ン チ メ 1 ル 未 満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} に 限 る。
- (3)デブ IJ ド 7 百 平 方 セ チ メ] 1 ル 未 満 \mathcal{O} t \mathcal{O} に 限 る。
- (4) 爪甲除去術
- (5) ひょう疽手術
- (6) 外耳道異物除去術(複雑なものを除く。)
- (7) 咽 頭 異 物 摘 出 術 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 保 険 医 が 療 養 病 床 か 5 転 換 L た介護老人保健 施

設

に

赴

1

7

行うものであって、複雑なものを除く。)

顎 関 節 脱 臼 非 観 血 的 整 復 術 保 険 医 療 機 関 \mathcal{O} 保 険 医 が 療 養 病 床 カコ 5 転 換 L た 介 護 老 人 保 健 施

設に赴いて行うものを除く。

(8)

- (9) 血管露出術
- (10)(1) か 5 (9)ま で に 掲 げ る 手 術 に . 最 ŧ 近似 す くるも Oとし て医 科 点 数表 に ょ り 点 数 \mathcal{O} 算定され る 特

殊な手術

五 算定できない麻酔

- (1) 静脈麻酔
- (2)硬 膜 外 ブ 口 ツ ク に お ける麻 酔 剤 \mathcal{O} 持 続 的 注

入